

山口県循環型社会形成推進基本計画
(第4次計画)(素案)

令和2年(2020年)12月

山口県

<目 次>

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 趣旨及び目的	1
第2節 基本的な視点	2
第3節 計画の位置づけ.....	3
第4節 計画期間.....	3
第5節 地域区分.....	3
第6節 対象とする廃棄物等.....	4
第2章 現状と課題.....	5
第1節 地域の概要	5
1 地理的特性.....	5
2 人口特性.....	5
3 産業特性.....	6
第2節 廃棄物処理の概要.....	8
1 一般廃棄物.....	8
2 産業廃棄物.....	15
第3節 これまでの取組の評価と課題.....	31
1 第3次計画の進捗状況.....	31
2 取組に関する課題.....	36
3 新たな課題.....	40
第3章 基本方針・目標	42
第1節 基本方針	42
1 循環型社会の形成に向けた基本的な考え方.....	42
2 施策展開の基本方針.....	43
第2節 将来予測.....	46
1 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み.....	46
2 産業廃棄物の排出量及び処理量の見込み.....	48
3 未利用資源に係る見込み.....	49
第3節 目標.....	50
1 一般廃棄物の減量に関する目標【5項目】.....	50
2 産業廃棄物の減量に関する目標【3項目】.....	50
第4節 取組指標.....	51
1 県民及び3R県民運動に係る取組指標【4項目】.....	51
2 事業者に係る取組指標【5項目】.....	51
3 行政に係る取組指標【10項目】.....	52
第4章 施策の展開.....	53
第1節 一般廃棄物循環プラン.....	53
1 3Rの推進.....	53
2 適正処理の推進.....	55
3 適正処理体制の確保.....	56
第2節 産業廃棄物循環プラン.....	57
1 3Rの推進.....	57
2 適正処理の推進.....	58
3 適正処理体制の確保.....	59

第3節 循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン	61
1 環境学習・環境教育の推進	61
2 普及啓発及び情報提供	61
第5章 重点プロジェクト	62
第6章 循環型社会形成推進への取組	63
第1節 山口県食品ロス削減推進計画	63
1 趣旨	63
2 位置づけ	63
3 計画期間	63
4 本県における食品ロスの現状	64
5 目的	64
6 目標	64
7 推進施策	65
8 各主体に求められる役割と行動	66
9 計画の推進体制、進行管理	67
第2節 山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画	68
1 背景と目的	68
2 計画期間	68
3 広域ブロックの区割りと概況	68
4 広域化・集約化の状況及び現在の廃棄物処理体制	69
5 人口及び排出量等の将来予測	70
6 広域化・集約化の方向性について	73
7 計画の進行管理、見直し	74
第7章 各主体の役割分担と計画の推進	81
第1節 主体別の取組	81
1 県民	81
2 NPO・民間団体	81
3 事業者	82
4 廃棄物処理業者	82
5 大学・研究機関	83
6 市町	83
7 県	84
第2節 関係機関との連携	85
1 環境やまぐち推進会議	85
2 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会	85
3 山口県食品ロス削減推進協議会	85
4 山口県海岸漂着物対策推進協議会	85
5 やまぐちエコ市場	85
第3節 計画の推進	86
1 推進体制	86
2 進行管理	86
3 施策の点検・評価	86

第1章 計画の基本的事項

第1節 趣旨及び目的

山口県では、平成28年（2016年）3月、山口県循環型社会形成推進条例（以下「循環条例」という。）第8条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づいて「山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次）」（計画期間：平成28～令和2年度（2016～2020年度））を策定し、本県における循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

また、平成30年（2018年）10月に策定した県の総合計画である「やまぐち維新プラン」では、「活力みなぎる山口県」の実現を目指し、「次世代を担う資源循環型産業の強化」と「循環型社会づくりの推進」を重点的な施策として循環型社会の形成の推進に積極的に取り組んでいます。

一方、国は、平成30年（2018年）6月、循環型社会形成推進基本法に基づき、「第4次循環型社会形成推進基本計画」（以下「国の循環計画」という。）を策定し、循環型社会の形成を一層推進するため、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などの方向性に基づく総合的な施策を実行することとしています。また、海洋プラスチックごみによる海洋汚染などの問題が国際的にも注目される中、令和元年（2019年）5月には、プラスチック資源循環戦略を策定し、プラスチックの徹底的な3R等により、持続可能な社会を実現し次世代に豊かな環境を引き継ぐことを目指しています。

さらに、国は県に対し、平成31年（2019年）3月に持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る計画の策定を、また、令和元年（2019年）10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」の策定を求めています。

こうした中、「やまぐち維新プラン」との整合を図りつつ、国の循環計画や県の環境基本計画等を踏まえ、本県の特徴を活かした環境負荷の少ない循環型社会の形成を一層進めていくため、第3次計画を基に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次）」を策定するものです。

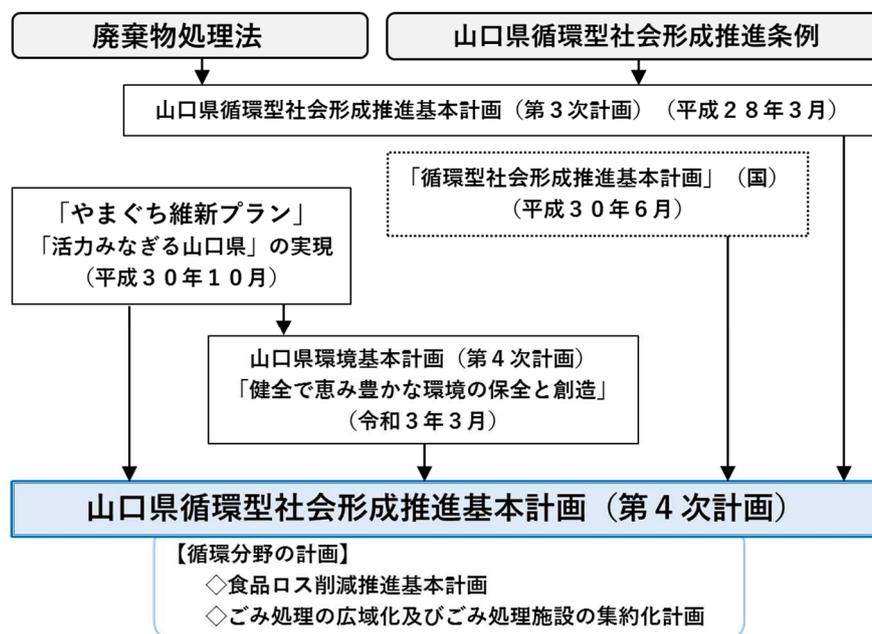


図 1-1-1 本計画の相関図

第2節 基本的な視点

本計画は、低炭素社会づくりや自然共生社会づくりに向けた取組とも連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」の視点に基づく廃棄物の3R（発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））や廃棄物等の循環的利用の取組を通じ、本県の資源や特性を活かした全国に誇れるような環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進することにより、「活力みなぎる山口県」の実現を目指します。

～取組の基本的視点～

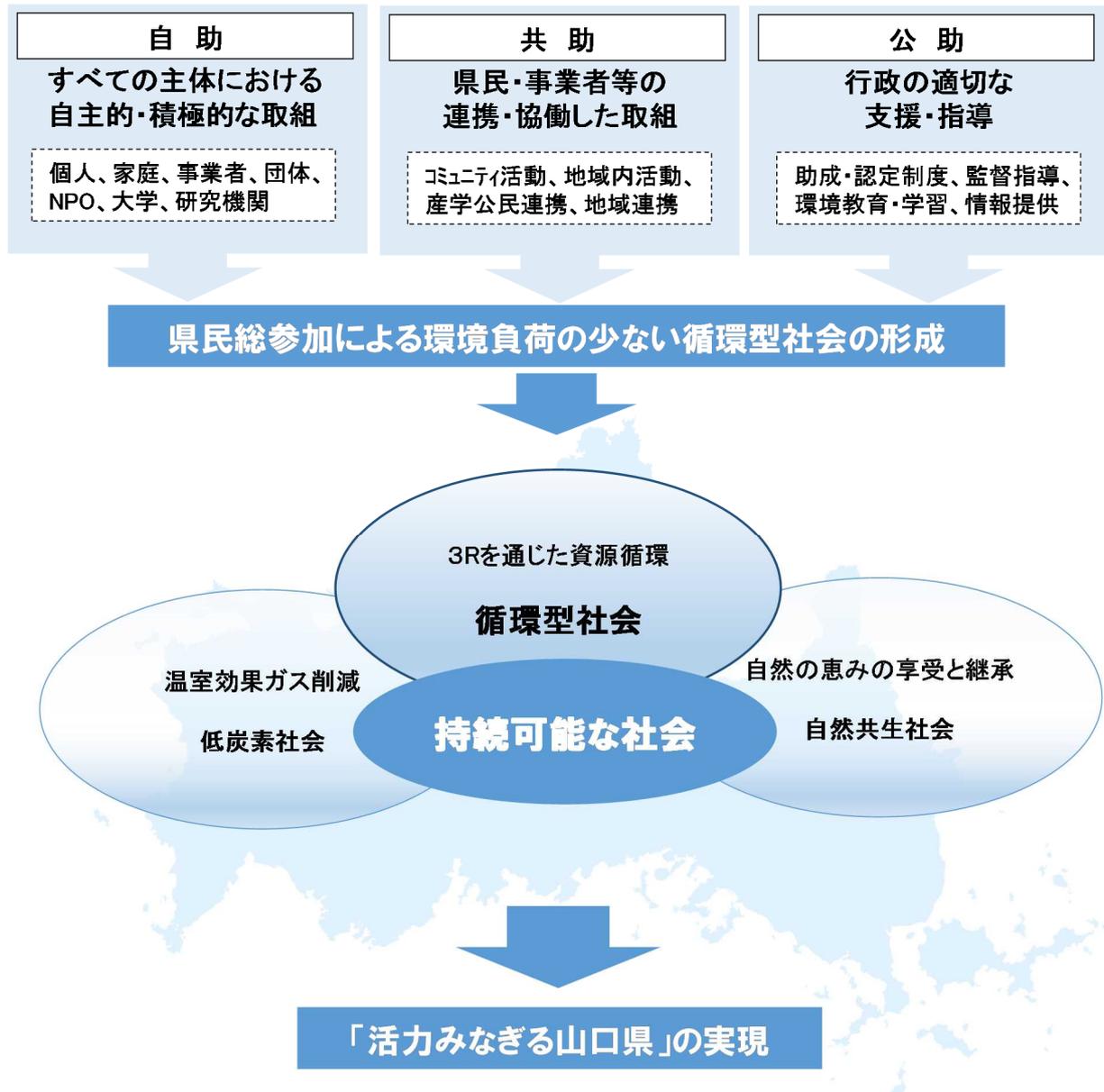


図 1-2-1 取組の基本的視点

第3節 計画の位置づけ

本計画は、循環条例第8条の規定に基づいて策定するとともに、国の廃棄物処理基本方針に即して、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画として位置づけるものです。

また、国の循環計画や廃棄物・リサイクル関連法令の規定も踏まえて策定します。

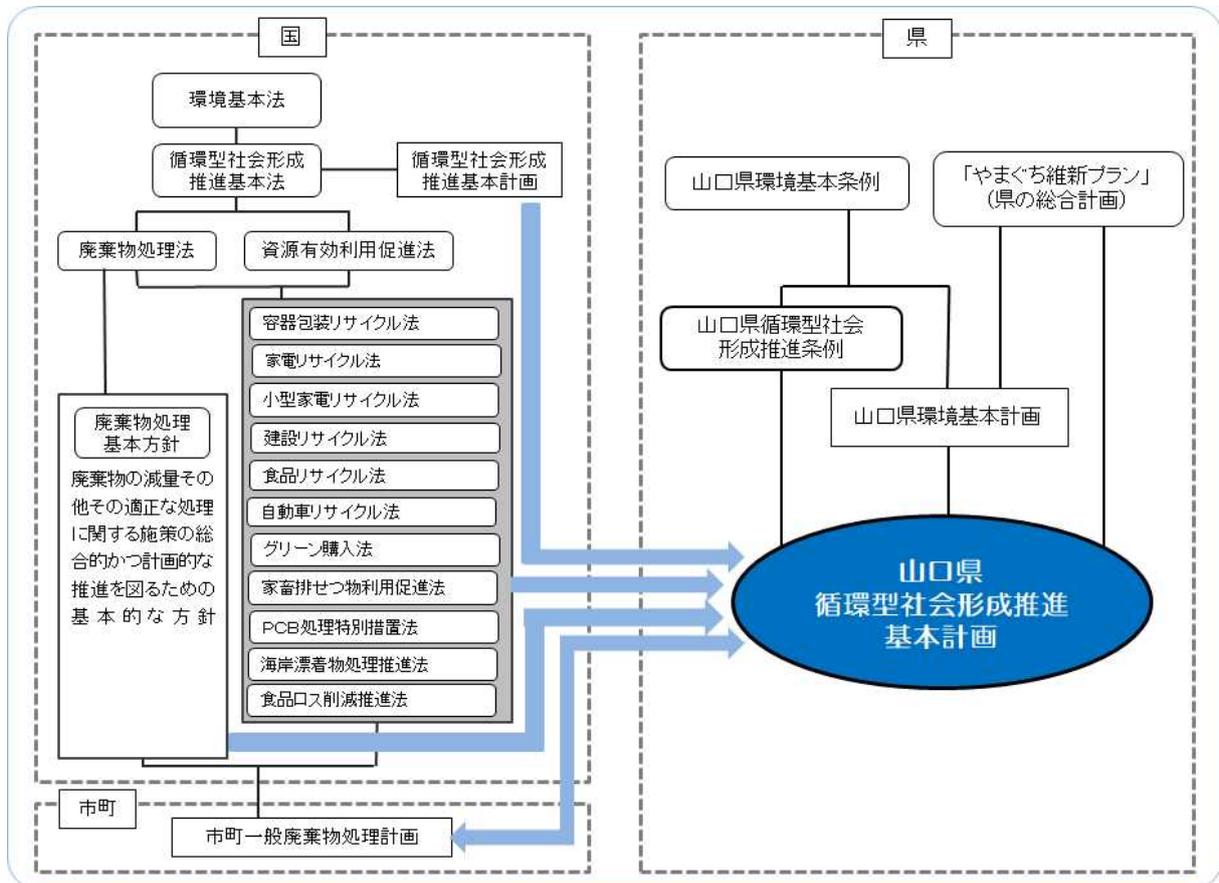


図 1-3-1 計画の位置づけ

第4節 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

第5節 地域区分

本計画は、山口県内の全域を対象とします。

一般廃棄物に関する地域区分は、行政区域を基に処理実態等を考慮して7つの広域ブロック（岩国、柳井、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）とし、産業廃棄物に関する地域区分は、行政区域を基に人口規模等を考慮して6つの地域（東部、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）とします。

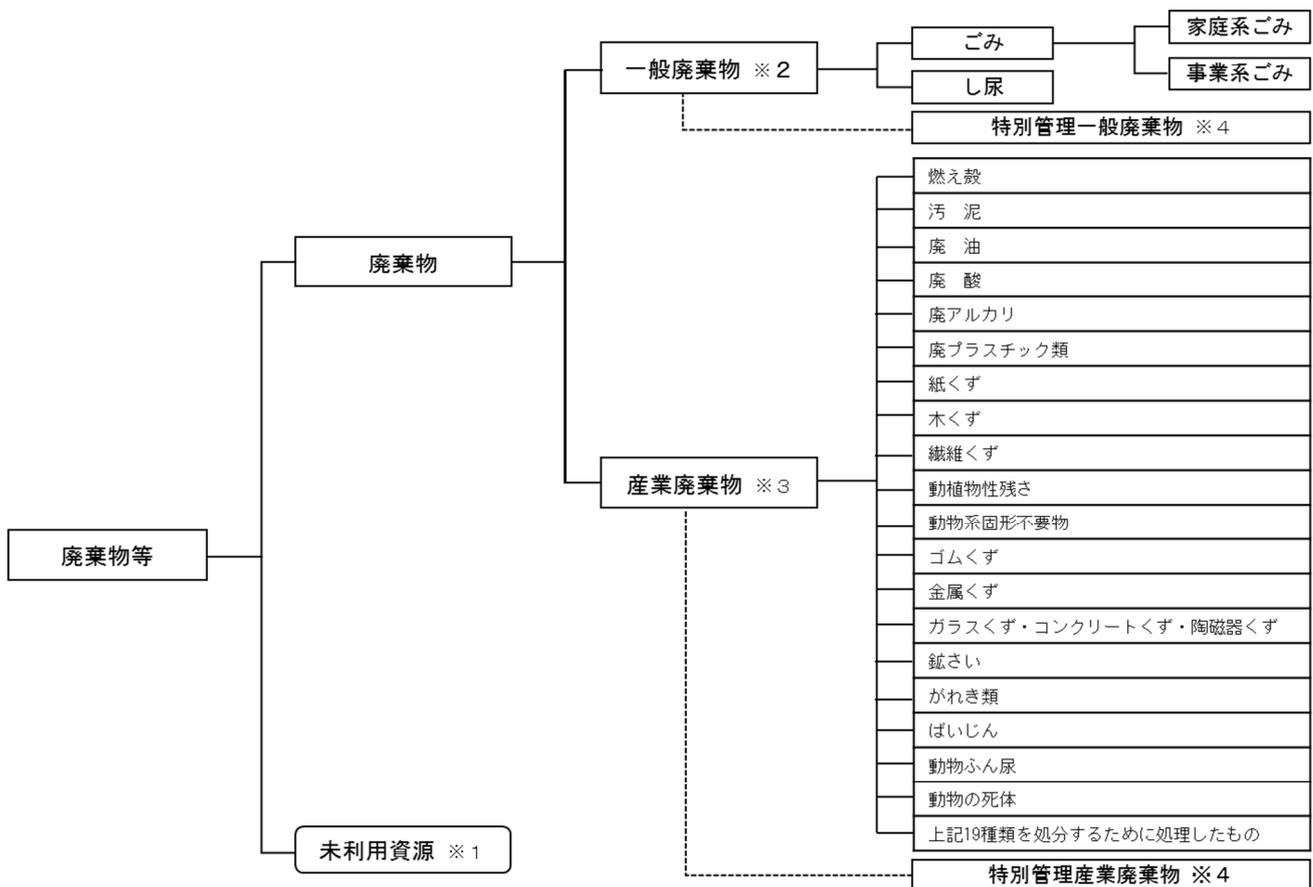
表 1-5-1 ブロック・地域区分

一般廃棄物 ブロック区分	産業廃棄物 地域区分	人口 (人)	構成市町名
岩国	東部	136,610	岩国市、和木町
柳井		75,816	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南	周南	246,149	下松市、光市、周南市
山口・防府	山口・防府	309,246	山口市、防府市
宇部・小野田	宇部・小野田	249,249	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関	下関	257,038	下関市
長門・萩	長門・萩	81,387	萩市、長門市、阿武町
合計		1,355,495	13市6町

(出典)「人口移動統計調査(山口県)」(令和元年10月1日現在の人口)

第6節 対象とする廃棄物等

本計画の対象とする廃棄物等は、循環条例第2条第2項に規定する「廃棄物等」とします。「廃棄物等」には、廃棄物のほかに、竹材や間伐材等の林地残材、工場の製造過程で生じる副産物などの「未利用資源」を含みます。



※1) 使用済みもしくは未使用で収集・廃棄された品物又は人の活動に伴って副次的に得られた物品で、現に使用されているものを除く。
 ※2) 産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は、さらに「ごみ」、「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。
 ※3) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「燃え殻」、「汚泥」など廃棄物処理法及び同法施行令で定められた20種類の廃棄物。
 ※4) 「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物又は産業廃棄物。

図 1-6-1 計画の対象とする廃棄物等

第2章 現状と課題

第1節 地域の概要

1 地理的特性

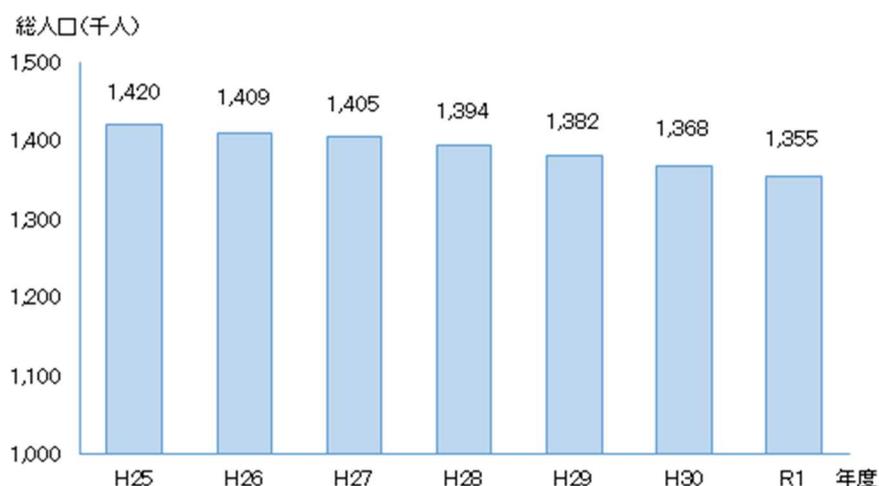
本県は、本州の西端に位置し、本州と九州、四国を結ぶ交通の要衝にあり、古くから西日本の結節点として重要な役割を果たしており、瀬戸内海沿岸部には臨海工業地帯が形成されています。

内陸部には中国山地が東西に走り、三方が瀬戸内海、日本海、響灘と異なった特色を有する三つの海に開け、海岸線は約 1,504 km（全国 6 番目）の長さを有しています。また、瀬戸内海国立公園、秋吉台国立公園、北長門海岸国立公園、西中国山地国立公園などがあり、豊かで美しい自然環境に恵まれています。

県土の面積は、約 6,114 km²（全国 23 番目）で、その大部分を森林が占め、農用地の割合が低いことが特徴で、生活や生産活動等の場となる平地部が乏しく、中山間地域が県土の約 7 割を占めています。

2 人口特性

本県の総人口は、1,355 千人（令和元年（2019 年）10 月 1 日現在・人口移動統計調査）となっており、昭和 60 年（1985 年）の 1,602 千人をピークに、これまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつあります。また、人口分布では、瀬戸内海沿岸部の市部への集中がみられるなど、市町間で隔たりがみられます。



（出典）「人口移動統計調査(山口県)」(各年 10 月 1 日現在の人口)

図 2-1-1 総人口の推移

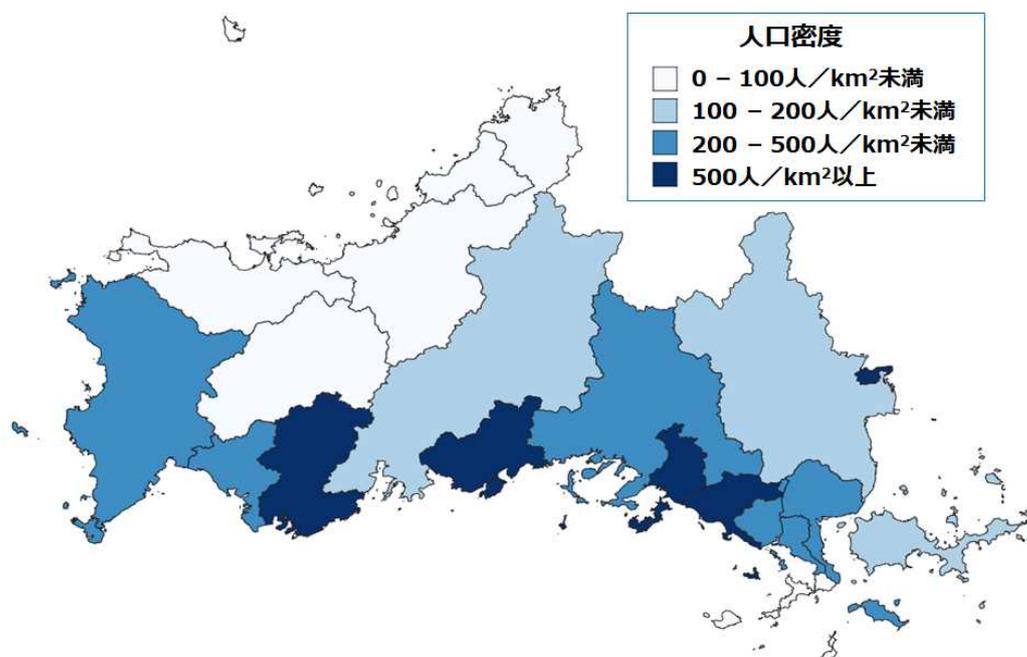


図 2-1-2 市町別の人口密度（令和元年 10 月 1 日現在）

（出典）「山口県人口移動統計調査」及び「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」

3 産業特性

本県の平成 27 年度（2015 年度）の従業者総数（公務を除く民営事業所）は 578 千人で、これを産業別の割合で見ると、第 1 次産業が 1.0%（6 千人）、第 2 次産業が 25.5%（147 千人）、第 3 次産業が 73.5%（425 千人）となっています。

また、平成 30 年度（2018 年度）の製造品出荷額等は、6 兆 7,003 億円となっています。これを産業類型で見ると、石油、化学、輸送、鉄鋼の 4 業種が上位を占め、全体の約 7 割以上を占めています。

また、市町別の製造品出荷額については、人口分布と同様に瀬戸内海沿岸に集中していることが特徴です。

表 2-1-1 製造業事業所数等の推移

項目名	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業所数（民営）	所	－	－	62,774	－	－	－
製造業事業所数（従業員4人以上）	所	1,896	1,838	1,952	1,735	1,709	1,703
従業者数（民営）	人	－	－	577,791	－	－	－
製造業従業者数（従業員4人以上）	人	91,288	91,378	93,611	92,396	93,054	96,484
製造品出荷額等	億円	67,979	65,196	63,033	56,090	61,097	67,012
化学	%	23.7	25.2	28.5	29.3	30.7	28.8
石油	%	28.8	21.8	13.9	13.4	14.9	16.8
輸送	%	14.9	16.9	18.9	17.0	16.0	16.7
鉄鋼	%	8.2	9.8	10.5	10.4	10.3	10.2
食料	%	3.3	3.4	4.0	3.9	3.9	3.4
窯業	%	2.9	3.2	3.8	3.5	3.2	3.6
ゴム	%	2.6	2.8	3.0	2.8	2.7	2.8
その他	%	15.5	17.0	17.3	19.6	18.3	17.7

出典）山口県工業統計及び平成 28 年経済センサスをもとに作成

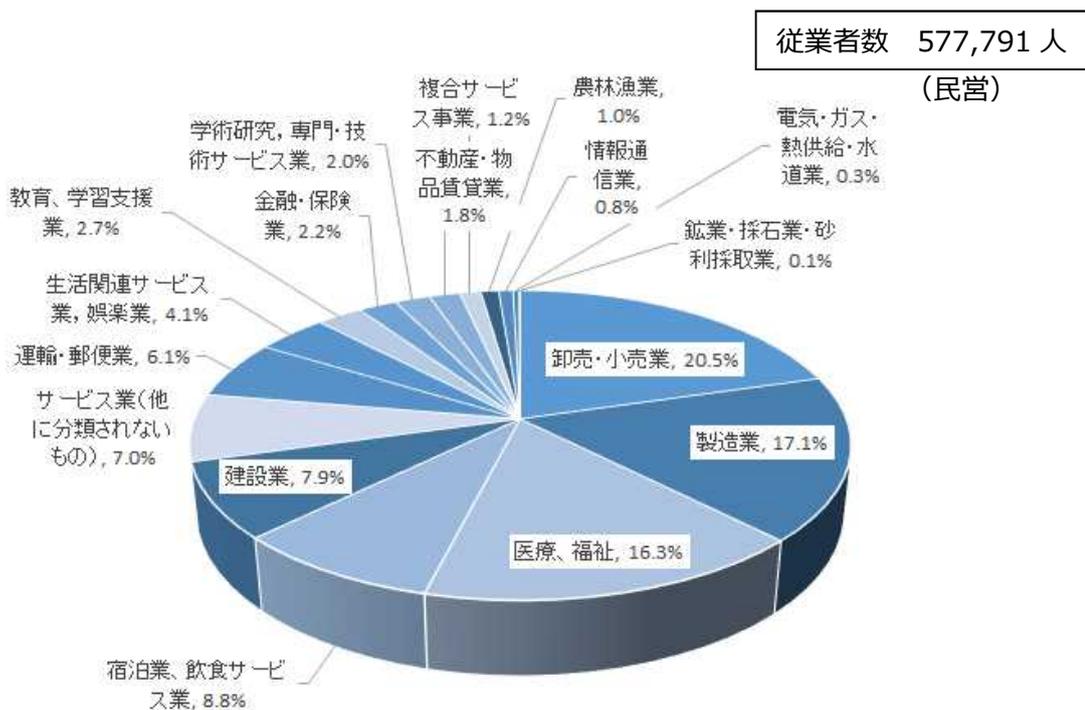


図 2-1-3 産業別従業員数の割合 (平成 27 年度)

(出典)平成 28 年経済センサス基礎調査

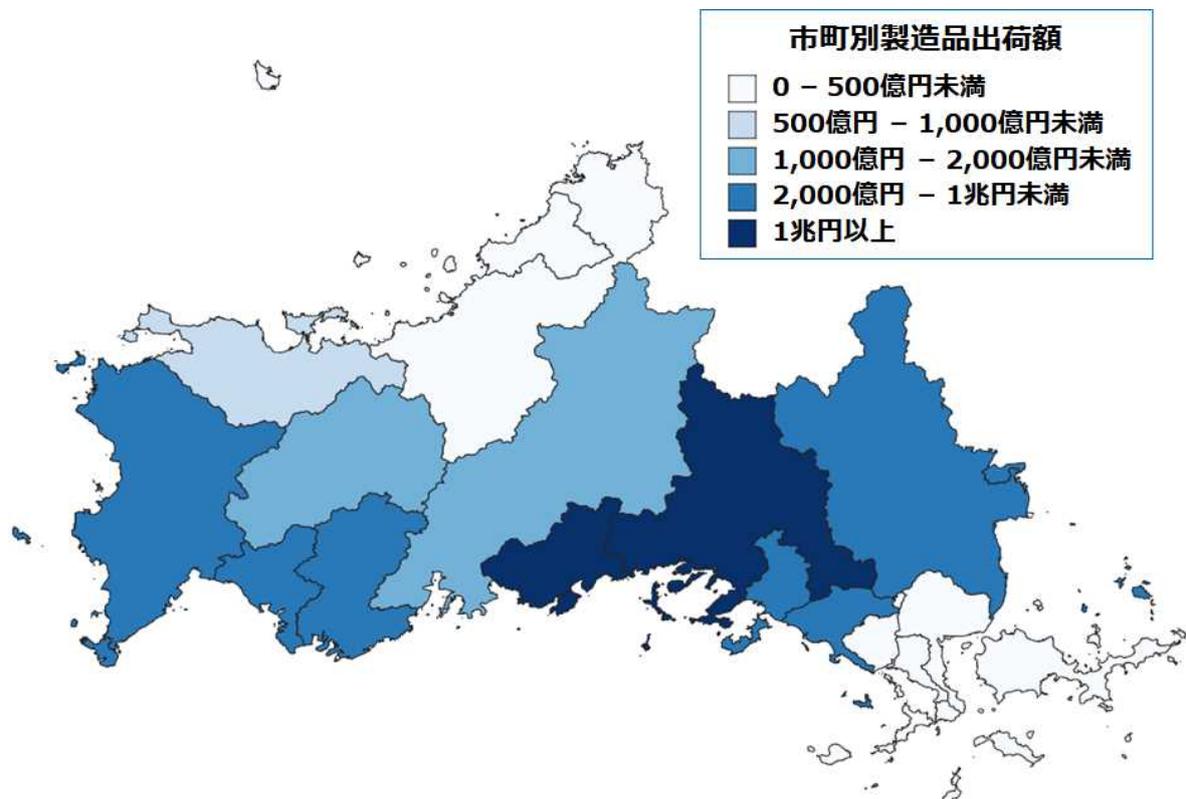


図 2-1-4 市町別製造品出荷額 (平成 30 年度)

(出典)平成 30 年度工業統計調査(2019 年工業統計調査結果)

第2節 廃棄物処理の概要

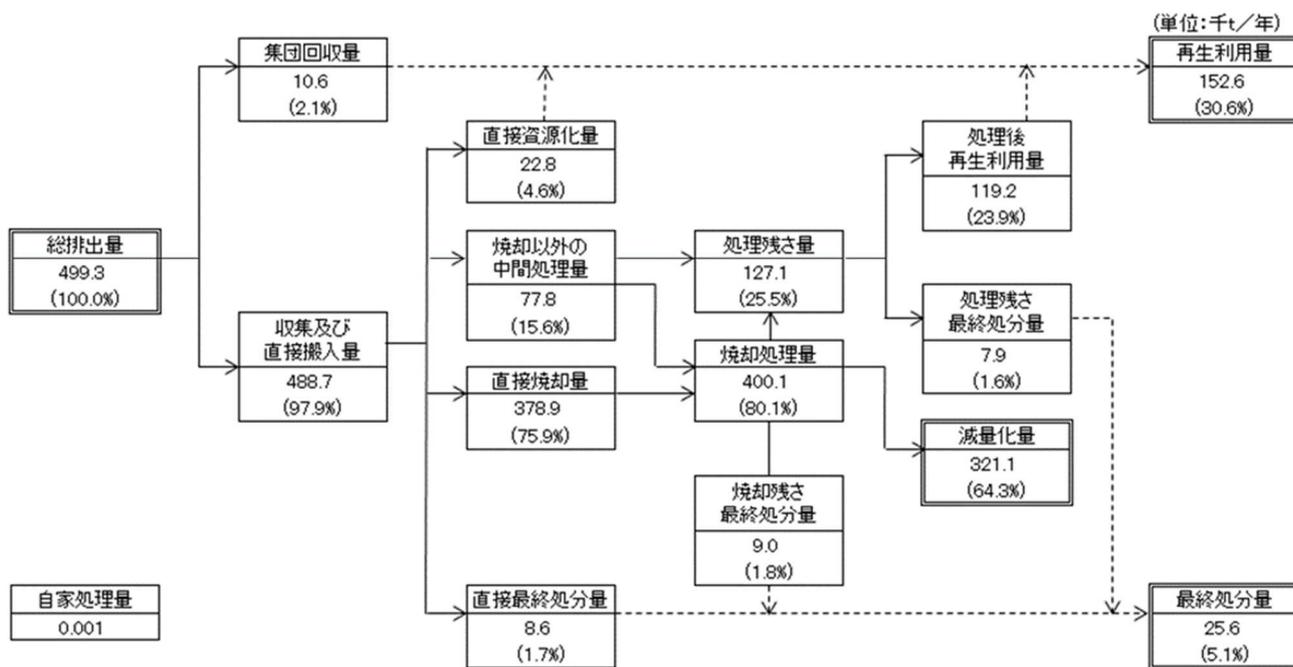
1 一般廃棄物

(1) ごみの処理

平成30年度（2018年度）の県内のごみ（一般廃棄物：家庭等から排出される廃棄物のことで、通常、ごみといわれている。）の排出量及び処理量は、図2-2-1のとおりです。

ごみ総排出量は499千トンで、このうち焼却や破碎・選別等の中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は119千トン、これに直接資源化量と集団回収量を合計した再生利用量は153千トン（リサイクル率：30.6%）となっています。

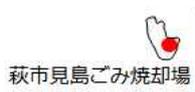
ごみの処理は、主として県下7つの広域ブロック内の一般廃棄物焼却処理施設等（図2-2-2）で焼却処理（ごみ固形燃料化含む）され、直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量（焼却残さ及び処理残さ）を合計した最終処分量は26千トン（5.1%）となっています。



注1) ()は排出量に対する割合を示す。

注2) 図中の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

図 2-2-1 県内のごみ排出量及び処理量（平成30年度）



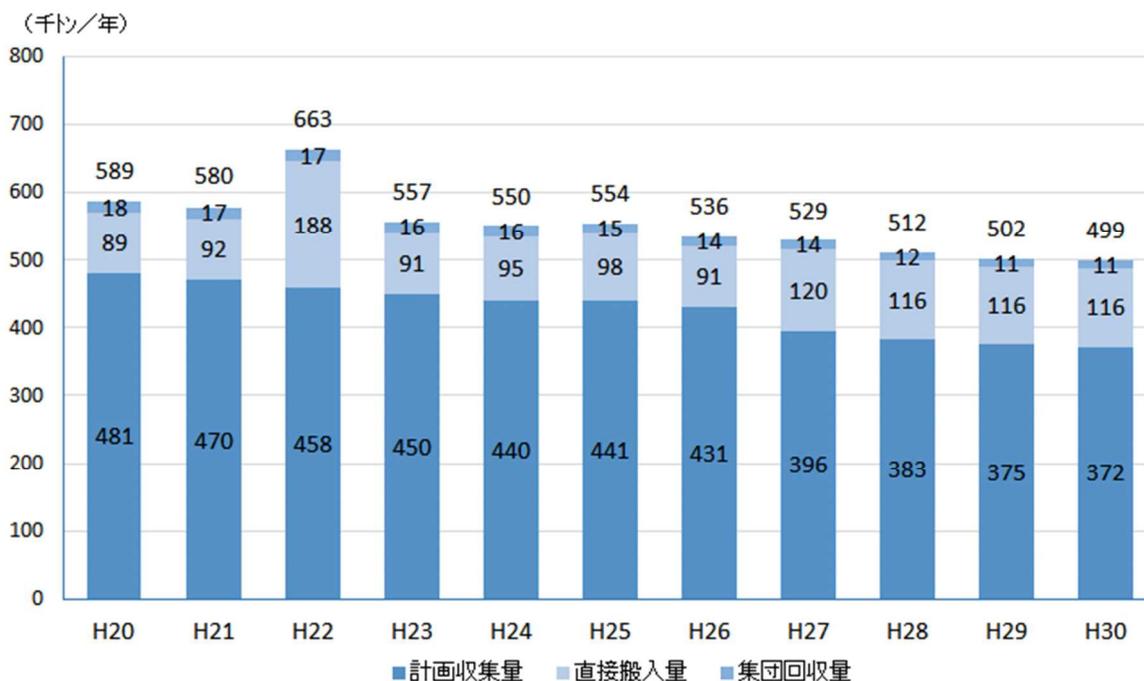
注) 周陽環境整備センターは平成 31 年 3 月に廃止
 岩国市第一工場での焼却処理は、平成 31 年 4 月から岩国市サンライズクリーンセンターに統合

図 2-2-2 県内の主な一般廃棄物焼却処理施設（平成 30 年度）の位置図

① ごみの排出状況

ごみ総排出量（収集量+直接搬入量+集団回収量）の推移は、図 2-2-3 のとおりです。

平成 22 年度（2010 年度）に災害の影響で一時的に増加したものの、平成 20 年度（2008 年度）以降からみると微減傾向にあり、近年はほぼ横ばいに推移しています。



注) 平成 22 年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む。
 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

図 2-2-3 ごみ総排出量の推移

地域ブロック別のごみの総排出量は、図 2-2-4 のとおりです。ごみ総排出量が最も多いのは山口・防府ブロックの 114.0 千トンで、最も少ないのは柳井ブロックの 29.0 千トンとなっています。1 人 1 日当たりのごみ排出量で見ると、最も多いのは下関ブロックの 1,027 グラム、最も少ないのは岩国ブロックの 912 グラムとなっています。

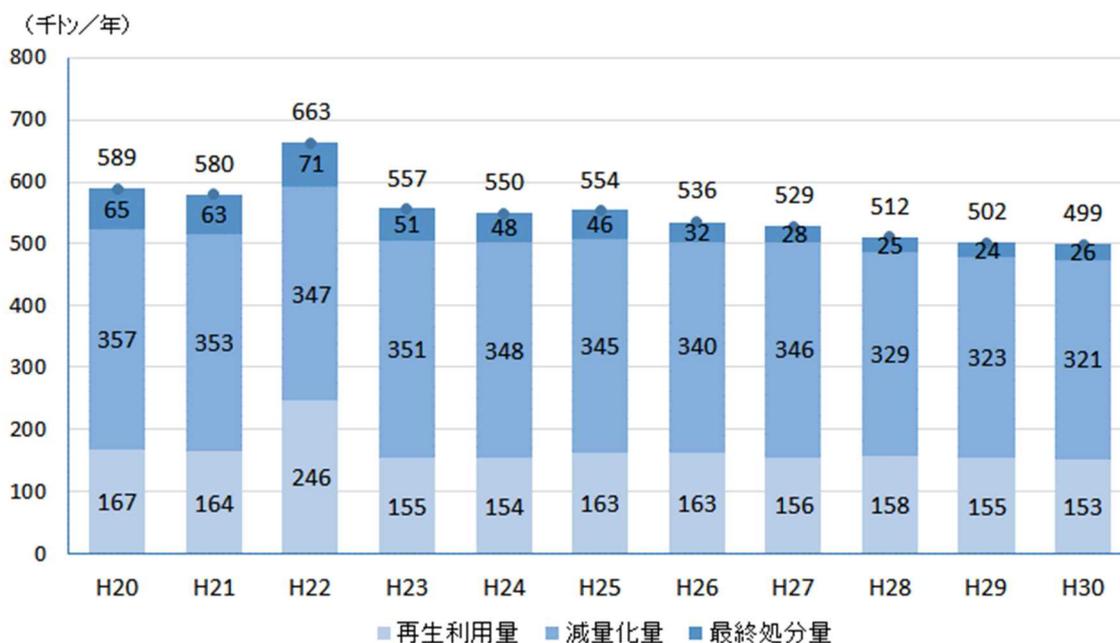
前回（平成 25 年度（2013 年度））調査と比較して、岩国ブロックと周南ブロックの「1 人 1 日当たりのごみ排出量」は、やや増加していますが、「ごみ総排出量」は全てのブロックで減少しています。



図 2-2-4 地域ブロック別のごみの総排出量（平成 30 年度）

② ごみの処理状況

ごみの処理状況の推移は、図 2-2-5 のとおりです。ここ数年は、全体としては減少傾向にあります。平成 30 年度（2018 年度）の最終処分量は前年度より増加しています。

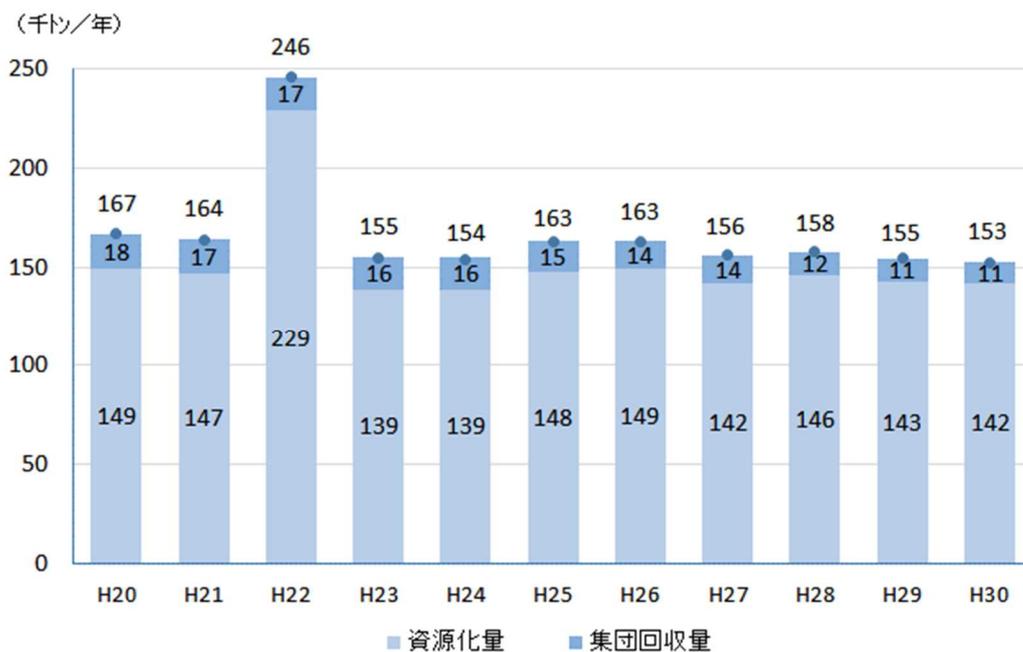


注) 平成 22 年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む

図 2-2-5 ごみの処理状況の推移

③ 再生利用（リサイクル）の状況

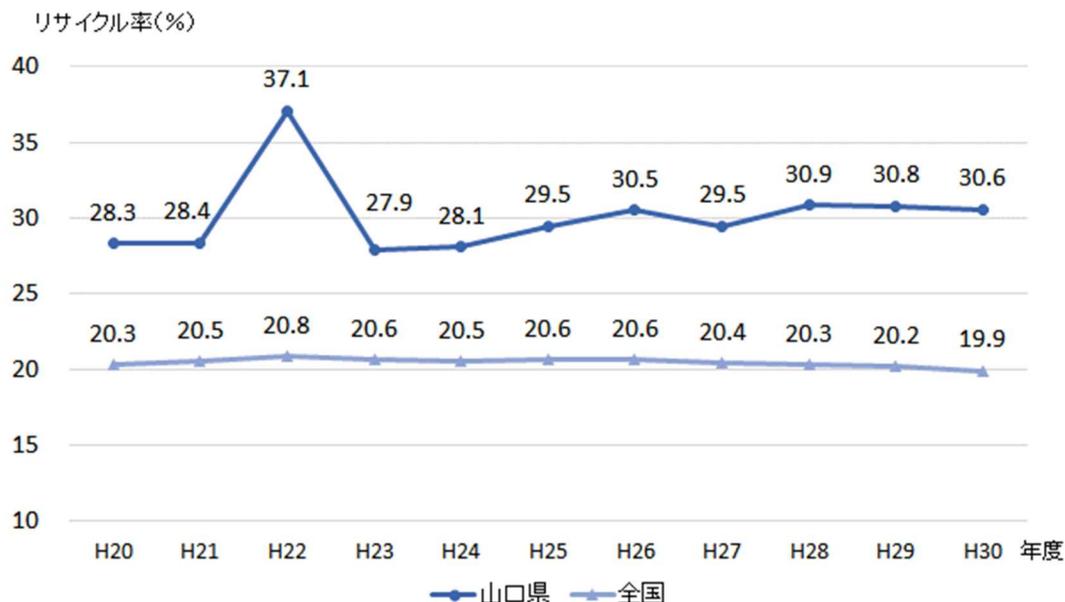
集団回収量と資源化量の区分による再生利用量の推移は、図 2-2-6 のとおりです。災害のあった平成 22 年度（2010 年度）を除いて微減しながら、近年はほぼ横ばいの状況にあります。集団回収量も微減が続いています。



注) 平成 22 年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む

図 2-2-6 再生利用量の推移

リサイクル率は、図 2-2-7 のとおり、近年は 30%台を維持しています。
 全国平均は常に上回っており、平成 30 年度(2018 年度)の山口県のリサイクル率(30.6%)は全国 1 位です。



注)平成 22 年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む

図 2-2-7 ごみのリサイクル率の推移

地域ブロック別の再生利用量・リサイクル率は、図 2-2-8 のとおりです。
 リサイクル率が最も高いのは下関ブロックの 39.8%、最も低いのは柳井ブロックの 21.7% になり、18 ポイントの差が生じています。前回(平成 25 年度(2013 年度))調査と比較すると、山口・防府、下関 のブロックでリサイクル率が増加しています。

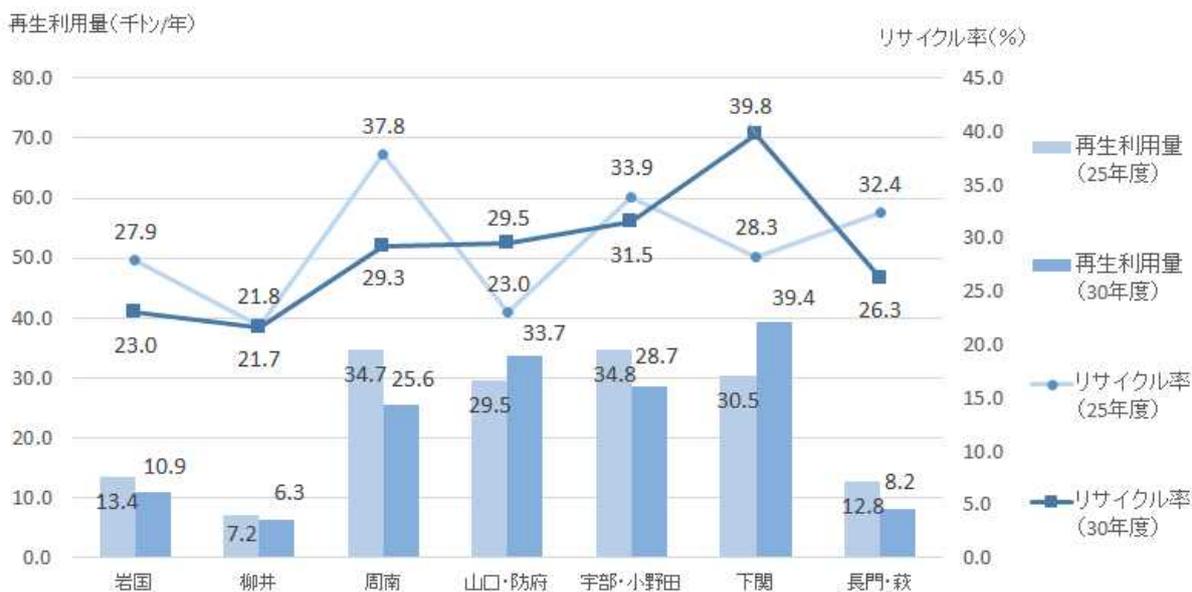
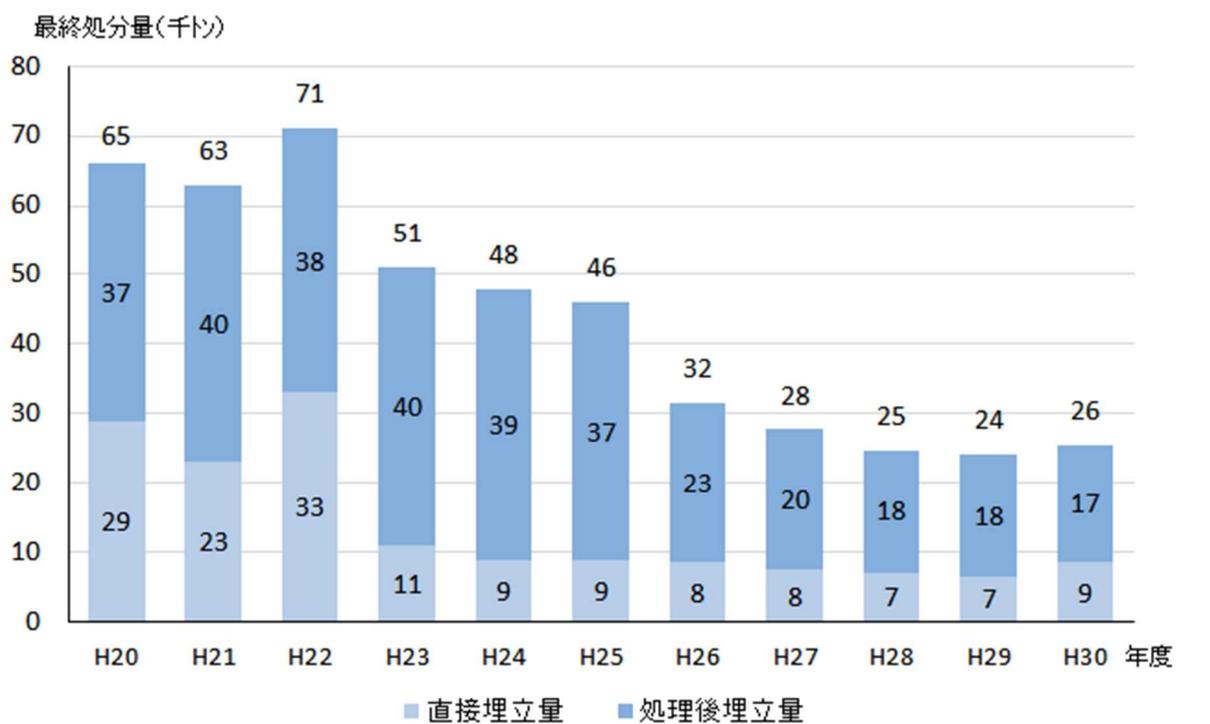


図 2-2-8 地域ブロック別の再生利用量及びリサイクル率 (平成 30 年度)

④ 最終処分の状況

最終処分量の推移は、図 2-2-9 のとおりです。災害の影響により平成 22 年度（2010 年度）は一時的に増加したものの、排出抑制や減量化、リサイクル等の推進に伴って、平成 23 年度（2011 年度）以降は減少していますが、平成 30 年度（2018 年度）は平成 29 年度（2017 年度）に比べてやや増加しています。



注)平成 22 年度は一般廃棄物が混入した災害土砂を含む

図 2-2-9 最終処分量の推移

(2) し尿の処理

し尿処理の推移は、図 2-2-10 のとおりです。下水道の整備等に伴って、し尿、浄化槽汚泥ともに減少傾向にあり、総処理量も減少しています。

また、平成 30 年度（2018 年度）における県内のし尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、図 2-2-11 のとおりです。市町によって収集・処理されたし尿は 94.9 千キロリットル、浄化槽汚泥は 322.2 千キロリットルであり、そのうちの大部分がし尿処理施設又は下水道投入によって処理されています。

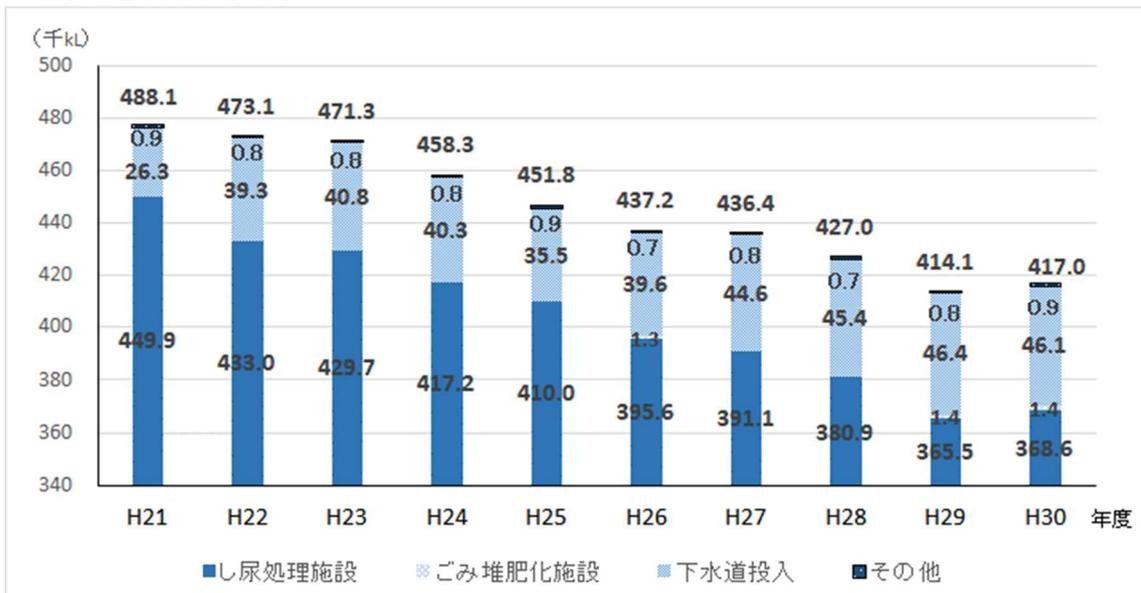


図 2-2-10 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

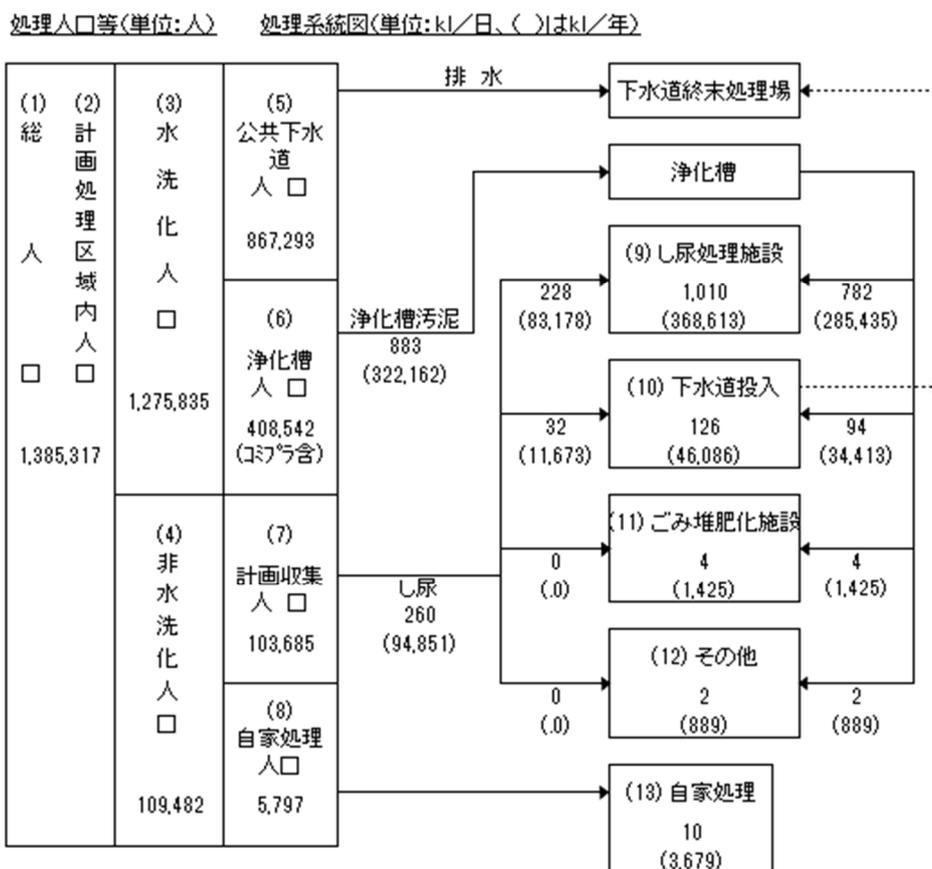


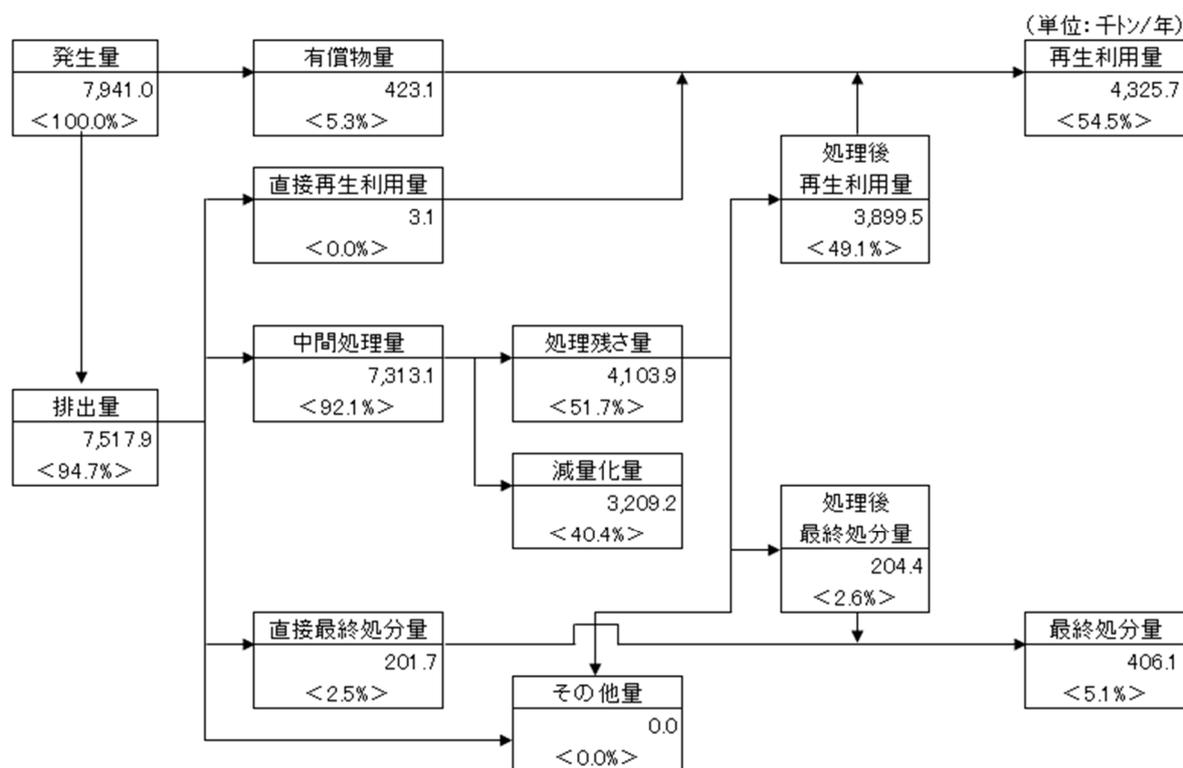
図 2-2-11 し尿処理の状況 (平成 30 年度)

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の処理

平成30年度（2018年度）の発生量及び処理量は、図2-2-12のとおりです。発生量（特別管理産業廃棄物を含む）は7,941千トンで、このうち脱水や焼却、破碎などの中間処理量は7,313千トン（92.1%）、中間処理されることなく処分された量は、直接再生利用量が3千トン（0.0%）、直接最終処分量が202千トン（2.5%）となっています。

また、中間処理による減量化量は3,209千トン（40.4%）で、資源化量（有償物量、直接再生利用量、処理後再生利用量の合計）は4,326千トン（54.5%）、最終処分量（直接最終処分量、処理後最終処分量の合計）は406千トン（5.1%）となっています。



注1) <>発生量に対する割合を示す。

注2) 四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

図2-2-12 発生量及び処理量（平成30年度）

① 発生状況

発生量の推移は、図 2-2-13 のとおりです。平成 12 年度（2000 年度）以降は減少傾向にあるが、平成 30 年度（2018 年度）は平成 25 年度（2013 年度）に比較して、ほぼ横ばいとなっています。

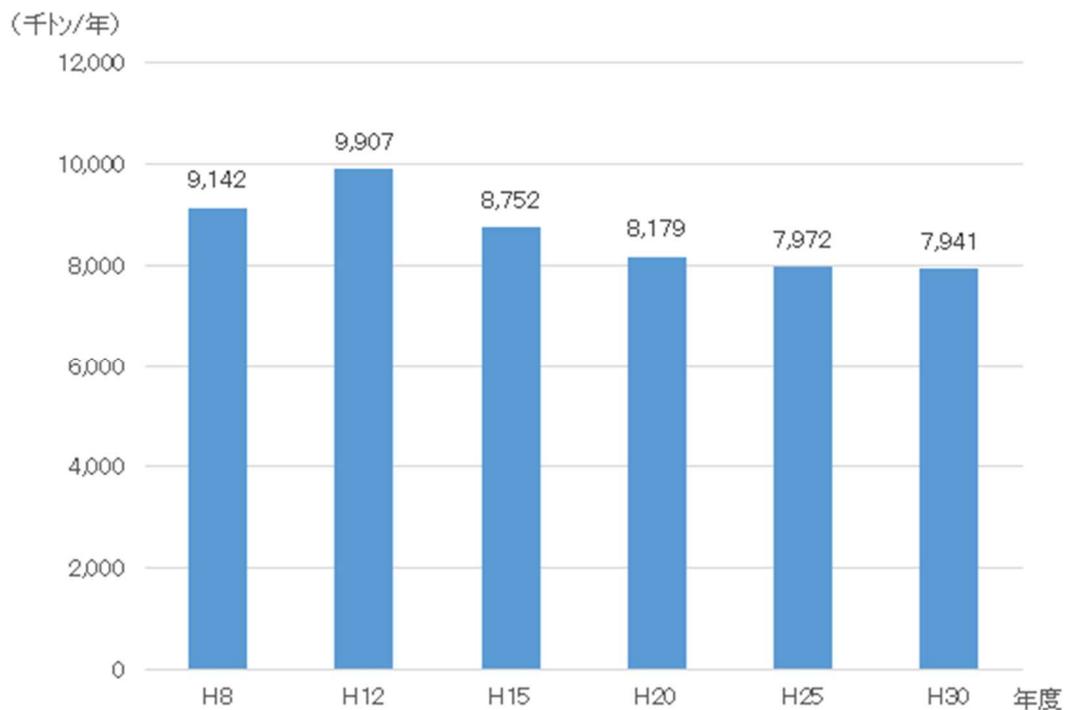


図 2-2-13 発生量の推移

○ 種類別の発生状況

平成 30 年度（2018 年度）の種類別の発生割合は、図 2-2-14 のとおりです。汚泥が 3,210 千トン（40.4%）と最も多く、次いで、がれき類 1,279 千トン（16.1%）、ばいじん 1,060 千トン（13.3%）、鉱さい 301 千トン（3.8%）、金属くず 290 千トン（3.7%）、動物のふん尿 283 千トン（3.6%）、廃プラスチック類 231 千トン（2.9%）となり、これら 7 種類で全体の 84%を占めています。

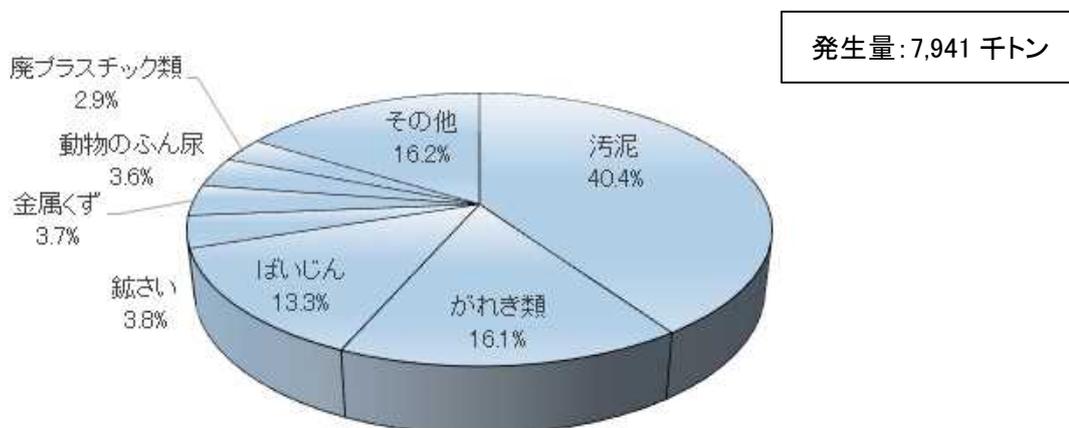


図 2-2-14 種類別の発生割合（平成 30 年度）

種類別発生量の推移は、表 2-2-1 のとおりです。平成 30 年度（2018 年度）は平成 25 年度（2013 年度）に比較して、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、がれき類、ばいじんの発生量が増加しており、一方、金属くずは大幅に減少し、また、動物のふん尿も減少幅が大きくなっています。

表 2-2-1 種類別発生量の推移

(単位：千トン/年)

廃棄物種類	H15年度		H20年度		H25年度		H30年度	
	発生量	構成比 (%)						
合計	8,752.0	100.0	8,178.5	100.0	7,972.4	100.0	7,941.0	100.0
燃え殻	369.1	4.2	258.8	3.2	170.4	2.1	207.8	2.6
汚泥	4,109.0	46.9	3,558.6	43.5	3,256.6	40.8	3,210.0	40.4
廃油	196.0	2.2	176.7	2.2	133.0	1.7	201.4	2.5
廃酸	190.0	2.2	88.8	1.1	151.2	1.9	157.7	2.0
廃アルカリ	167.5	1.9	126.1	1.5	116.3	1.5	173.8	2.2
廃プラスチック類	151.5	1.7	109.2	1.3	197.6	2.5	231.4	2.9
紙くず	17.7	0.2	12.6	0.2	9.5	0.1	22.1	0.3
木くず	275.4	3.1	255.3	3.1	143.0	1.8	225.2	2.8
繊維くず	1.8	0.0	1.0	0.0	1.7	0.0	1.6	0.0
動植物性残さ	31.7	0.4	36.9	0.5	38.0	0.5	40.7	0.5
動物系固形不要物	10.3	0.1	0.3	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0
ゴムくず	1.7	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.2	0.0
金属くず	282.4	3.2	303.4	3.7	932.4	11.7	290.0	3.7
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	158.5	1.8	157.3	1.9	211.1	2.6	210.4	2.6
鋳さい	264.5	3.0	321.1	3.9	281.3	3.5	301.0	3.8
がれき類	1,440.4	16.5	1,318.2	16.1	1,016.1	12.7	1,279.4	16.1
ばいじん	508.3	5.8	893.7	10.9	883.6	11.1	1,060.1	13.3
動物のふん尿	528.4	6.0	473.5	5.8	386.8	4.9	283.0	3.6
動物の死体	0.8	0.0	0.5	0.0	1.0	0.0	2.1	0.0
その他産業廃棄物	47.2	0.5	85.9	1.1	40.5	0.5	43.2	0.5

○ 業種別の発生状況

平成 30 年度（2018 年度）の業種別発生割合は、図 2-2-15 のとおりです。製造業が 3,998 千トン（50.3%）と最も多く、排出量の約半分を占め、次いで、電気・水道業 1,830 千トン（23.1%）、建設業の 1,574 千トン（19.8%）となり、これら 3 業種で全体の 93%を占めています。

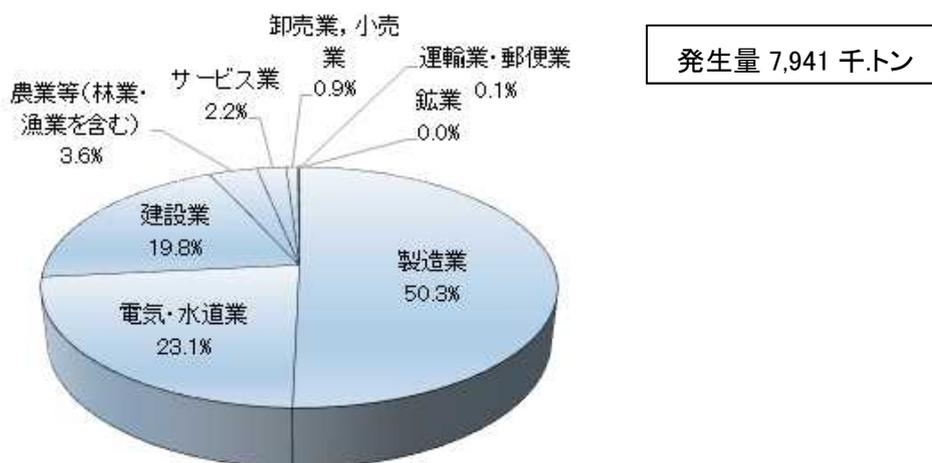


図 2-2-15 業種別の発生割合（平成 30 年度）

業種別発生量の推移は、表 2-2-2 のとおりです。平成 30 年度（2018 年度）は平成 25 年度（2013 年度）に比較して、全体としてはほぼ横ばいであり、農業等、鉱業、製造業、電気・水道業、運輸業・郵便業は減少傾向に、建設業、卸売業・小売業、サービス業等は増加傾向になっています。

表 2-2-2 業種別発生量の推移（単位：千トン/年）

業種	H15年度		H20年度		H25年度		H30年度	
	発生量	構成比 (%)						
合計	8,752.0	100.0	8,178.5	100.0	7,972.4	100.0	7,941.0	100.0
農業等 (林業、漁業を含む)	530.0	6.1	474.5	5.8	388.3	4.9	286.8	3.6
鉱業	57.1	0.7	6.6	0.1	21.7	0.3	1.5	0.0
建設業	1,432.8	16.4	1,679.6	20.5	1,524.7	19.1	1,573.7	19.8
製造業	5,284.3	60.4	4,306.3	52.8	4,053.7	50.8	3,997.9	50.3
食料品	141.2	1.6	48.5	0.6	118.1	1.5	63.0	0.8
飲料・飼料	3.0	0.0	54.1	0.7	28.9	0.4	11.2	0.1
繊維	1.2	0.0	2.2	0.0	2.2	0.0	33.1	0.4
衣服	1.2	0.0	1.0	0.0	20.0	0.3	0.0	0.0
木材	160.8	1.8	29.0	0.4	14.4	0.2	80.3	1.0
家具	0.5	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.1	0.0
パルプ・紙	762.3	8.7	613.5	7.5	369.7	4.6	467.8	5.9
印刷・同関連業	3.3	0.0	4.4	0.1	2.3	0.0	22.5	0.3
化学	2,703.4	30.9	2,093.8	25.6	1,567.9	19.7	1,814.7	22.9
石油・石炭	157.2	1.8	26.4	0.3	36.6	0.5	46.8	0.6
プラスチック	18.9	0.2	5.1	0.1	4.7	0.1	54.0	0.7
ゴム	18.0	0.2	8.9	0.1	35.6	0.4	9.7	0.1
皮革			0.8	0.0		0.0	0.0	0.0
窯業・土石	308.6	3.5	367.2	4.5	168.1	2.1	452.3	5.7
鉄鋼	662.0	7.6	702.2	8.6	691.4	8.7	788.1	9.9
非鉄金属	67.6	0.8	71.5	0.9	44.7	0.6	32.1	0.4
金属	88.4	1.0	65.0	0.8	32.7	0.4	19.7	0.2
一般機器	20.1	0.2	22.7	0.3	66.3	0.8	24.4	0.3
電気機器	68.6	0.8	22.4	0.3	0.9	0.0	0.8	0.0
情報通信機器			1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
電子部品			32.1	0.4	104.6	1.3	12.7	0.2
輸送機器	97.6	1.1	131.7	1.6	743.4	9.3	62.0	0.8
精密機器	0.1	0.0	1.0	0.0	0.5	0.0	2.4	0.0
その他	0.4	0.0	0.6	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0
電気・水道業	1,259.8	14.4	1,633.7	20.0	1,911.8	24.0	1,830.4	23.1
運輸業・郵便業	51.5	0.6	28.8	0.4	14.5	0.2	7.1	0.1
卸売業・小売業	75.4	0.9	28.6	0.3	14.5	0.2	69.5	0.9
サービス業等*	61.1	0.7	20.3	0.2	43.0	0.5	174.1	2.2

* 情報通信業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、サービス業の合計

② 処理状況

処理状況の推移は、図 2-2-16 のとおりです。平成 20 年度（2008 年度）以降、減量化量、再生利用量はほぼ横ばいの状況になり、平成 30 年度（2018 年度）の最終処分量は増加しています。

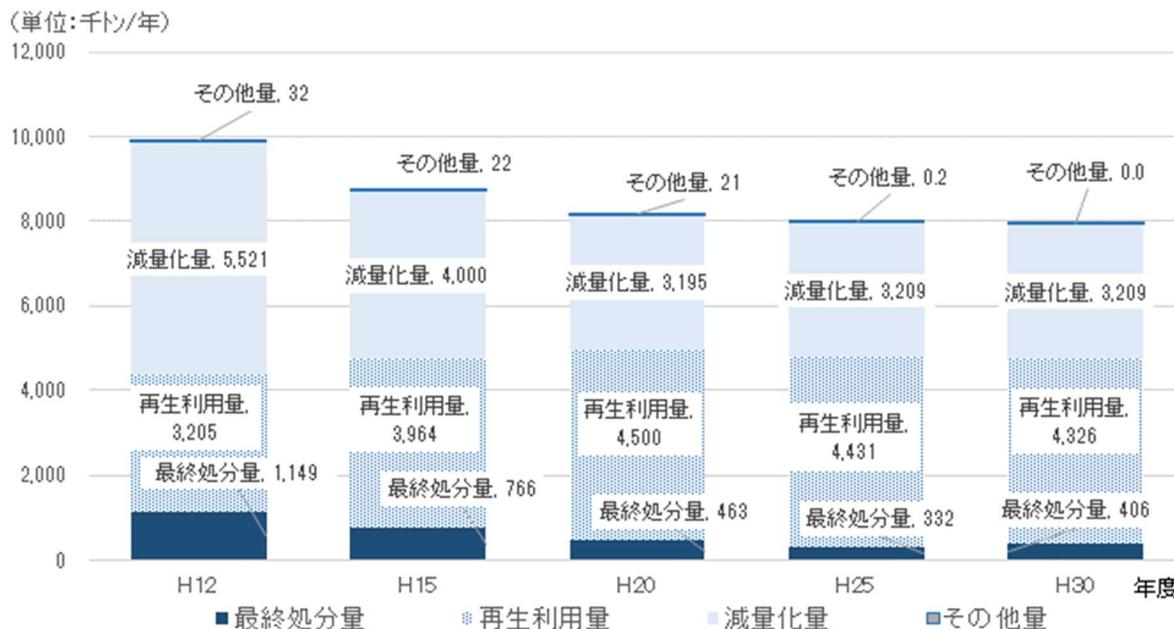


図 2-2-16 処理状況の推移

○ 再生利用（リサイクル）の状況

再生利用量の推移は、図 2-2-17 のとおりです。平成 30 年度（2018 年度）は平成 25 年度（2013 年度）に比較して微減の 4,326 千トンであり、リサイクル率も微減の 54.5%となっています。

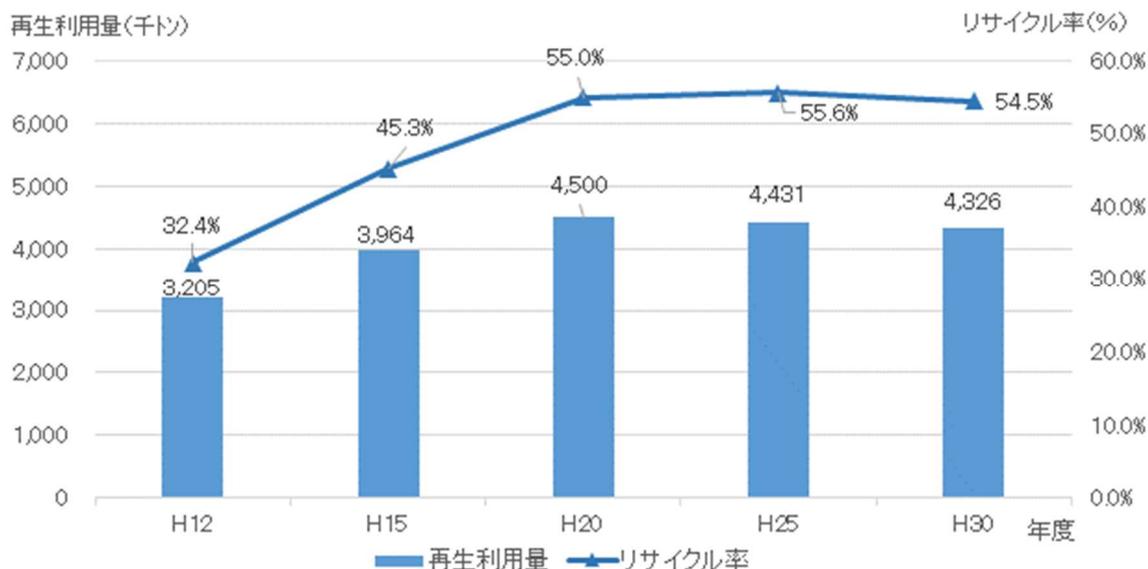


図 2-2-17 再生利用量の推移

平成 30 年度（2018 年度）の種類別の再生利用量及び割合は、図 2-2-18 のとおりです。がれき類が 1,181 千トン（27.3%）と最も多く、次いで、ばいじん 1,002 千トン（23.2%）、汚泥 461 千トン（10.7%）、金属くず 288 千トン（6.7%）、動物のふん尿 283 千トン（6.5%）となっています。

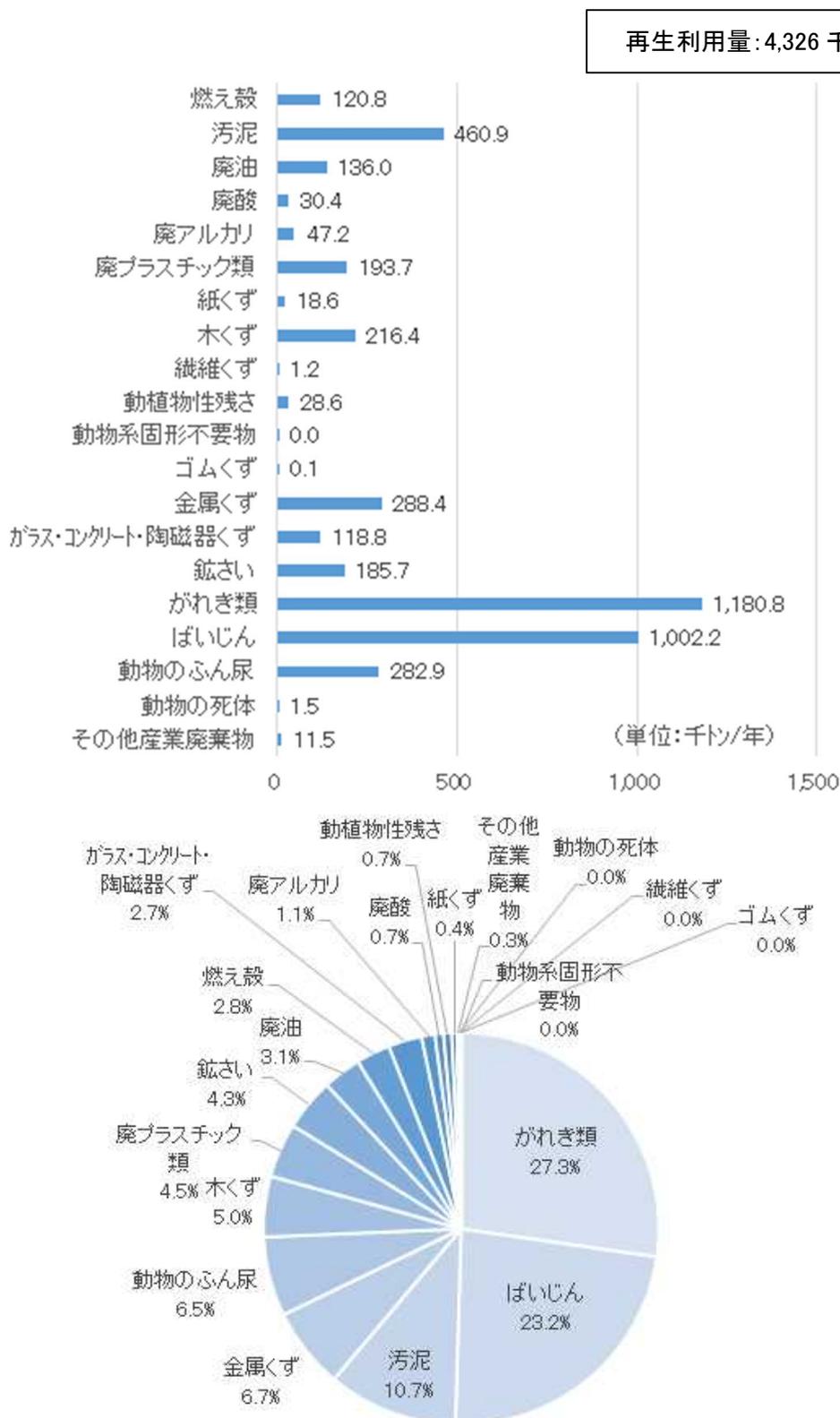


図 2-2-18 種類別の再生利用量及び割合（平成 30 年度）

平成 30 年度（2018 年度）の種類別の再生利用率（リサイクル率）は、図 2-2-19 のとおりです。

リサイクル率が 9 割以上の高い品目は、動物のふん尿（100.0%）、金属くず（99.5%）、木くず（96.1%）、ばいじん（94.5%）、がれき類（92.3%）、となっており、一方、中間処理による減量化があるものの、リサイクル率の低い品目は、廃酸（19.3%）、汚泥（14.4%）となっています。

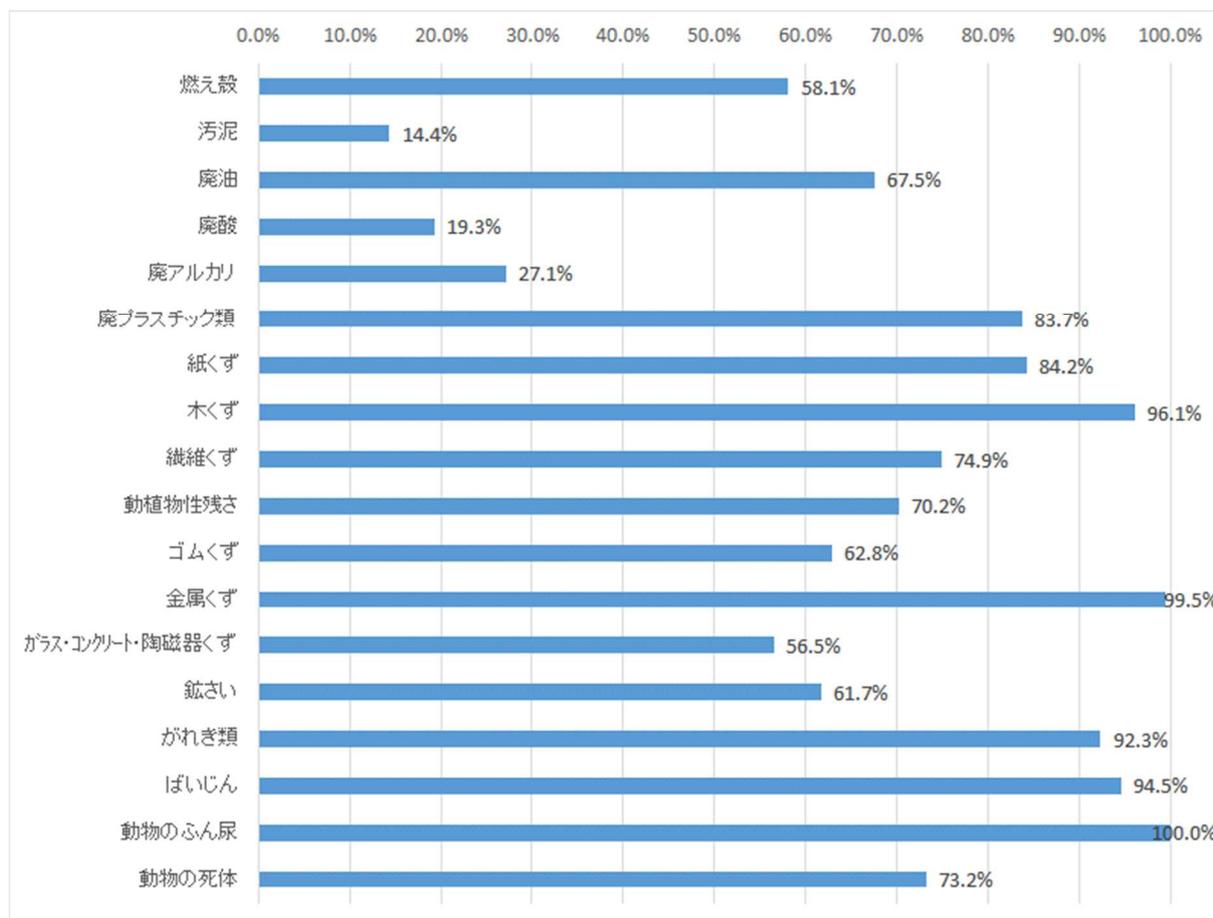


図 2-2-19 種類別の再生利用率（リサイクル率）（平成 30 年度）

種類別の再生利用量の推移は、表 2-2-3 のとおり、平成 20 年度（2008 年度）から 4,000 千トン台を維持しています。種類別の構成比率には大きな変化はありませんが、がれき類、ばいじんの構成比率が高い傾向にあります。

表 2-2-3 種類別の再生利用量の推移（単位：千ト/年）

廃棄物種類	H12 年度		H15 年度		H20 年度		H25 年度		H30 年度	
	再生利用	構成比								
合計	3,204.9	100%	3,928.1	100%	4,499.8	100%	4,430.5	100%	4,325.7	100.0%
燃え殻	84.5	2.6%	264.7	6.7%	217.8	4.8%	94.2	2.1%	120.8	2.8%
汚泥	398.7	12.4%	588.2	15.0%	596.5	13.3%	546.0	12.3%	460.9	10.7%
木くず	42.6	1.3%	225.4	5.7%	230.9	5.1%	125.8	2.8%	216.4	5.0%
金属くず	209.7	6.5%	272.1	6.9%	299.9	6.7%	913.5	20.6%	288.4	6.7%
鋳さい	206.3	6.4%	165.6	4.2%	227.5	5.1%	187.9	4.2%	185.7	4.3%
がれき類	766.6	23.9%	1,026.3	26.1%	1,215.9	27.0%	927.6	20.9%	1,180.8	27.3%
ばいじん	281.9	8.8%	465.9	11.9%	865.1	19.2%	856.0	19.3%	1,002.2	23.2%
動物のふん尿	601.0	18.8%	450.3	11.5%	455.4	10.1%	385.2	8.7%	282.9	6.5%
上記以外の種類	613.6	19.1%	469.6	12.0%	390.8	8.7%	394.4	8.9%	587.7	13.6%

注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

平成 30 年度（2018 年度）の用途別再生利用割合は、図 2-2-20 のとおりです。セメント原材料への利用が 1,592 千トン（36.8%）と最も多く、次いで、再生骨材・路盤材 1,267 千トン（29.3%）、肥料又はその原料 308 千トン（7.1%）、土木・建設資材 293 千トン（6.8%）、鉄鋼原料 277 千トン（6.4%）となっています。

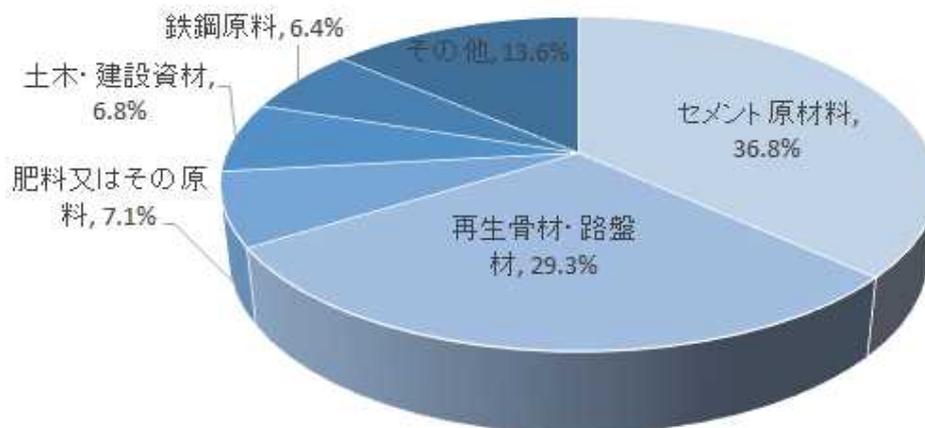


図 2-2-20 用途別の再生利用割合（平成 30 年度）

○ 最終処分の状況

最終処分量の推移は、図 2-2-21 のとおりです。廃棄物の排出抑制や再生利用の推進等により減少傾向にあります。平成 30 年度（2018 年度）の最終処分量は 406 千トンで最終処分率は 5.1%となり、平成 25 年度（2013 年度）と比較して増加しています。

平成 30 年度（2018 年度）の最終処分量のうち、管理型産業廃棄物が 204 千トンを占め、平成 25 年度（2013 年度）の 135 千トンから大きく増加しています。これは、平成 26 年（2014 年）4 月に公共関与による広域最終処分場（新南陽広域最終処分場）が新たに供用開始され、県内の受入先が増えたこと、また、再生利用が困難な管理型産業廃棄物の発生量が増加したためと考えられます。

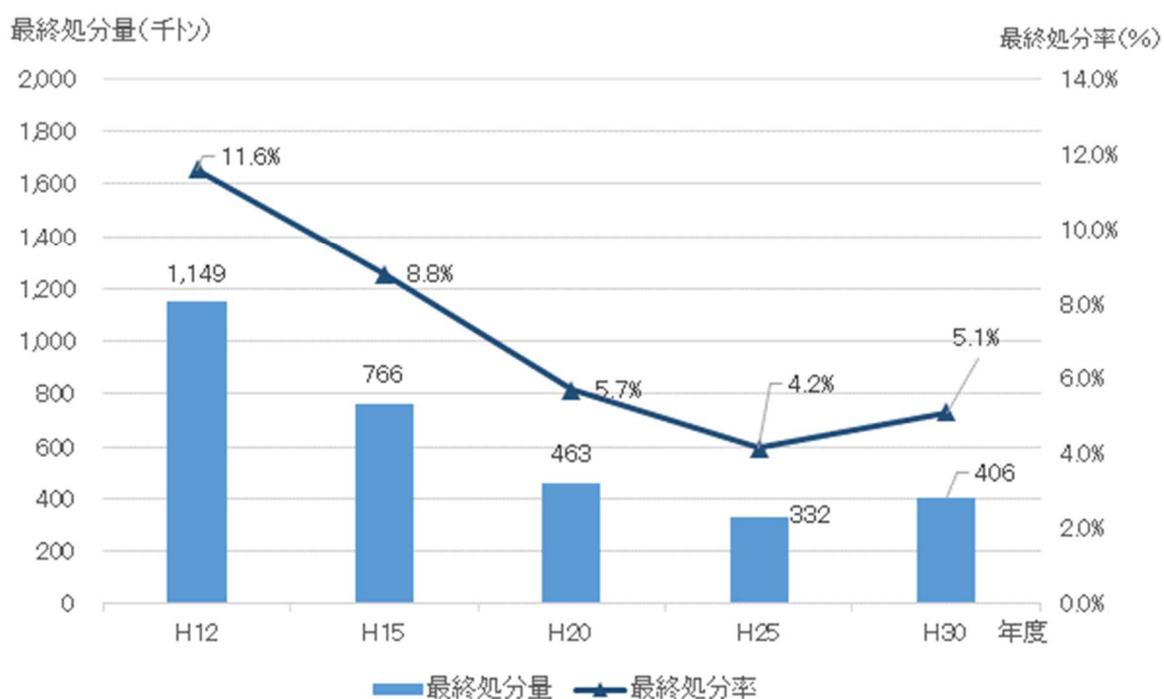
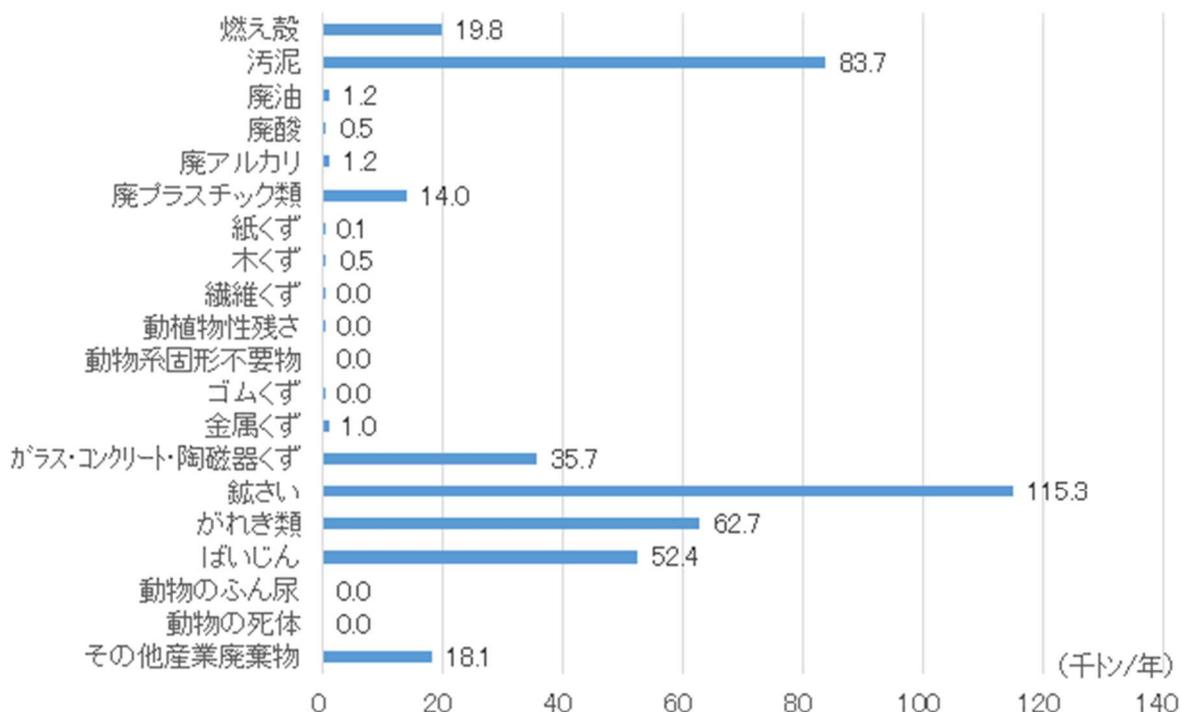
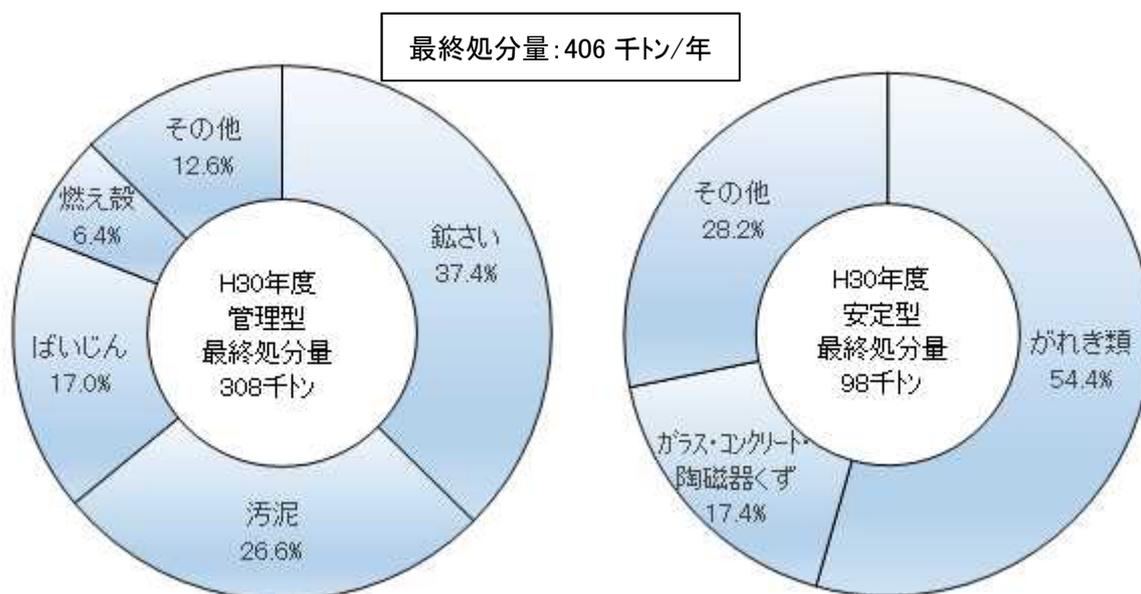


図 2-2-21 最終処分量の推移

平成30年度（2018年度）の種類別の最終処分量及び割合は、図2-2-22のとおりです。最終処分量406千トンの内訳を種類別にみると、鉱さいが115千トン（管理型の37.4%）、汚泥84千トン（同26.6%）、がれき類63千トン（安定型の54.4%）、ばいじん52千トン（管理型の17.0%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず36千トン（管理型の6.1%と安定型の17.4%）となっています。



注) 図中の品目区分は、中間処理によって種類が変わっても発生時の種類で捉えている。例えば、廃油、廃酸、廃アルカリは発生時の種類で捉え、焼却処理等の中間処理後の残さの埋立処分(最終処分)量を示している。



(四捨五入の関係で合計があわない場合がある。)

図 2-2-22 種類別の最終処分量及び割合（平成30年度）

種類別最終処分量の推移は、表 2-2-4 のとおりです。平成 30 年度（2018 年度）は平成 25 年度（2013 年度）に比較して合計量は増えていますが、全体として、最終処分量の多くを占める汚泥、がれき類は大幅に減少しており、廃プラスチック類も減少傾向にあります。

表 2-2-4 種類別最終処分量の推移（単位：千ト/年）

廃棄物種類	H12 年度		H15 年度		H20 年度		H25 年度		H30 年度	
	処分量	構成比	処分量	構成比	処分量	構成比	処分量	構成比	処分量	構成比
合計	1,149.3	100%	766.0	100%	463.4	100%	332.4	100%	406.1	100%
燃え殻	33.9	2.9%	27.9	3.6%	30.0	6.6%	4.8	1.5%	19.8	4.9%
汚泥	339.0	29.5%	146.5	19.1%	122.7	26.5%	73.7	22.2%	83.7	20.6%
廃油	0.0	0.0%	4.7	0.6%	0.0	0.0%	2.5	0.8%	1.2	0.3%
廃酸	0.0	0.0%	0.7	0.1%	0.0	0.0%	0.4	0.1%	0.5	0.1%
廃アルカリ	0.0	0.0%	10.3	1.3%	0.0	0.0%	1.3	0.4%	1.2	0.3%
廃プラスチック類	68.0	5.9%	44.8	5.8%	27.5	5.9%	27.2	8.2%	14.0	3.5%
紙くず	15.1	1.3%	0.3	0.0%	0.0	0.0%	0.2	0.1%	0.1	0.0%
木くず	1.1	0.1%	6.6	0.9%	0.5	0.1%	2.4	0.7%	0.5	0.1%
繊維くず	0.0	0.0%	1.3	0.2%	0.0	0.0%	0.1	0.0%	0.0	0.0%
動植物性残さ	7.5	0.7%	0.3	0.0%	0.3	0.1%	0.4	0.1%	0.0	0.0%
動物系固形不要物	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.2	0.0%	0.0	0.0%
ゴムくず	0.2	0.0%	0.6	0.1%	0.3	0.1%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
金属くず	26.9	2.3%	6.4	0.8%	3.6	0.8%	3.5	1.0%	1.0	0.2%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	56.5	4.9%	20.2	2.6%	35.7	7.7%	35.1	10.6%	35.7	8.8%
鋳さい	49.5	4.3%	98.0	12.8%	77.6	16.8%	82.3	24.8%	115.3	28.4%
がれき類	444.1	38.6%	351.7	45.9%	102.0	22.0%	49.3	14.8%	62.7	15.4%
ばいじん	87.7	7.6%	42.3	5.5%	25.6	5.5%	26.6	8.0%	52.4	12.9%
動物のふん尿	8.5	0.7%	0.6	0.1%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
動物の死体	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
その他産業廃棄物	11.3	1.0%	2.8	0.4%	37.1	8.0%	22.4	6.7%	18.1	4.5%

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 特別管理産業廃棄物処理の状況

平成 30 年度（2018 年度）の発生量及び処理量は、図 2-2-23 のとおりです。発生量は 223 千トンで、このうち焼却・溶融や中和等の中間処理によって 124 千トン（55.3%）が減量化され、91 千トン（40.6%）が有価金属回収等により再生利用され、9 千トン（4.1%）が埋立等により最終処分されています。

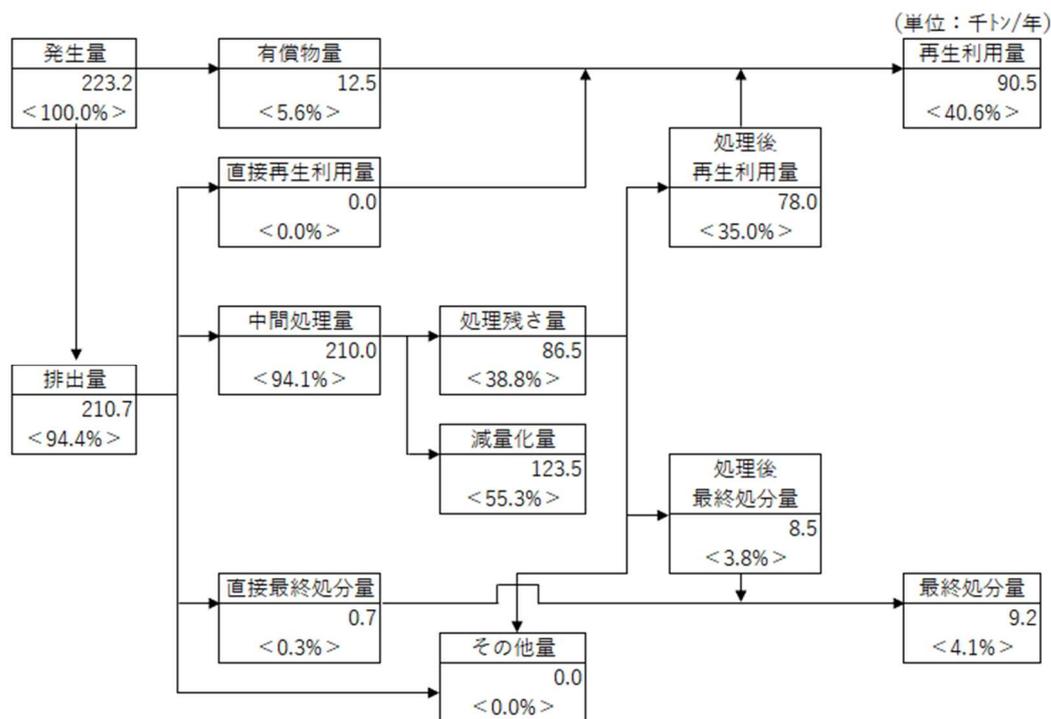


図 2-2-23 発生量及び処理量（平成 30 年度）

平成 30 年度（2018 年度）の種類別の発生量は図 2-2-24 のとおりです。腐食性廃酸が 71 千トンで最も多く、以下、特定有害廃油 65 千トン、引火性廃油 19 千トン等となっています。また、業種別の発生量は、図 2-2-25 のとおり、製造業からの発生量が 205 千トンで、発生量のほとんど（91.9%）を占めています。

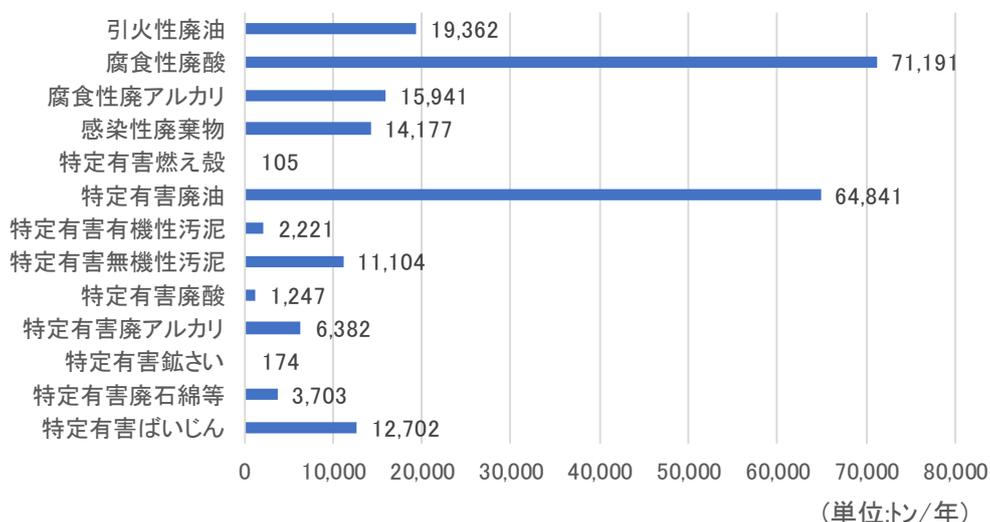


図 2-2-24 種類別の発生量（平成 30 年度）

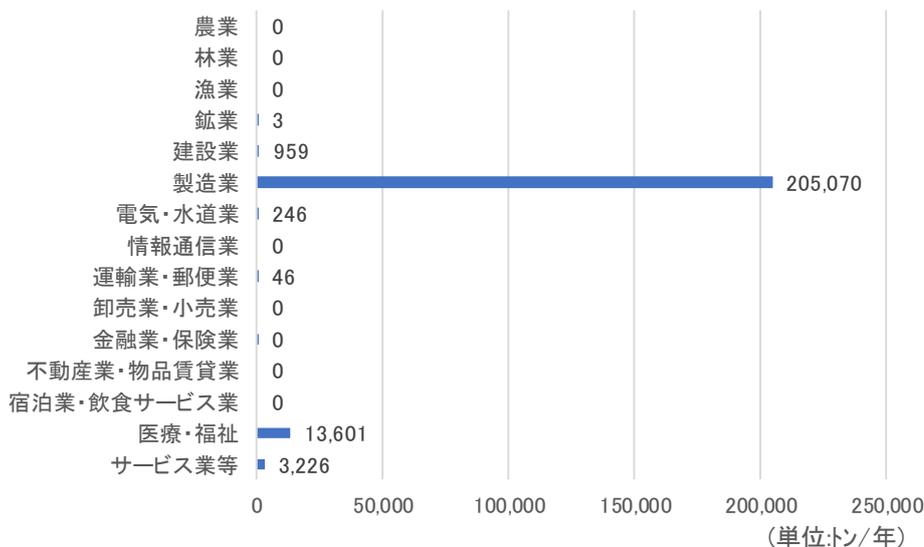


図 2-2-25 業種別の発生量 (平成 30 年度)

(3) 産業廃棄物の広域移動状況

県内で発生した産業廃棄物 7,941 千トンのうち、排出事業者自らが行った中間処理、再生利用及び保管等その他量を除く処理対象量 (自己最終処分量 + 委託処理量) は 3,818 千トンです。処理対象量のうち、県内で処理された量は 3,231 千トン (85%) であり、県外へ搬出され処理された量は 587 千トン (15%) となっています。

① 地域別の処理状況

地域別の処理状況は、図 2-2-26 のとおりです。

発生地域内で処理される割合は、山口・防府地域が最も高く 74.2% を占め、これに宇部・小野田地域の 65.8% が続いています。また、県内他地域で処理される割合は、長門・萩地域が最も高く 43.6% を占め、これに下関地域の 41.2% が続いています。

県外処理の依存が高い地域は、周南地域 (25.7%)、宇部・小野田地域 (17.6%)、下関地域 (17.2%)、東部地域 (15.9%)、東部地域 (15.9%) となっています。

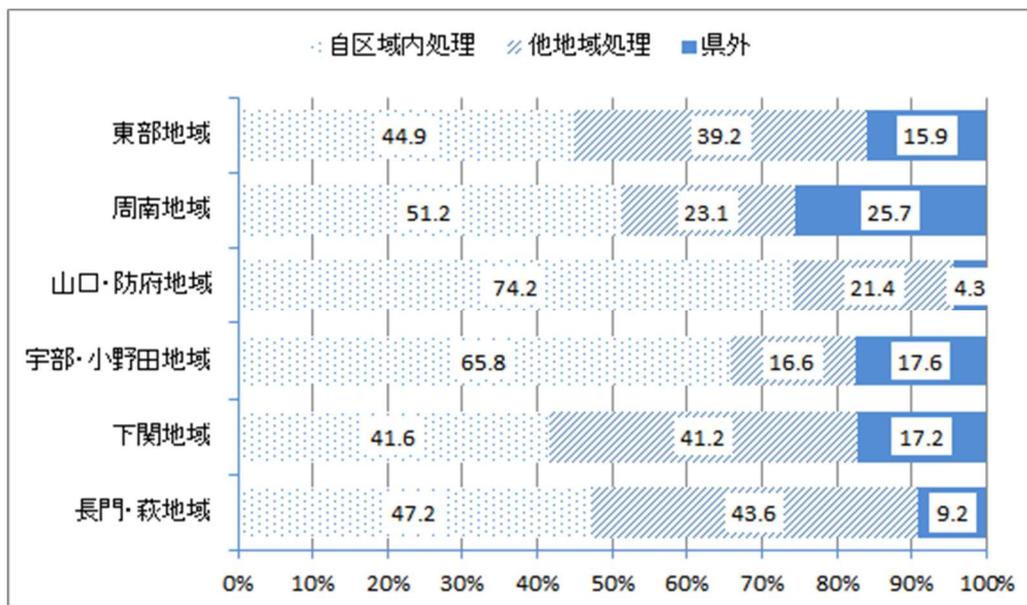


図 2-2-26 地域別の処理状況

② 県内から県外への搬出状況

県内から県外への排出状況は、表 2-2-5 及び図 2-2-27 のとおりです。福岡県への搬出が 377 千トン（64.3%）で最も多く、以下、広島県 75 千トン（12.8%）、岡山県 60 千トン（10.2%）等となり、県外搬出の約 8 割が福岡県と広島県に集中しています。

種類別にみると、ばいじんが 121 千トン（20.6%）と最も多く、汚泥 90 千トン（15.3%）、鉱さい 85 千トン（14.5%）、廃アルカリ 58 千トン（9.9%）、廃油 43 千トン（7.4%）等となっています。

表 2-2-5 県内から県外への搬出状況

区分	県外搬出量		
	項目	(千t)	(%)
県別内訳	福岡県	377.2	64.3
	広島県	75.4	12.8
	岡山県	60.0	10.2
	長崎県	40.1	6.8
	大分県	16.4	2.8
	その他	18.0	3.1
種類別内訳	ばいじん	121.1	20.6
	汚泥	89.8	15.3
	鉱さい	85.2	14.5
	廃アルカリ	58.2	9.9
	廃油	43.3	7.4
	その他	189.4	32.3
	処理内訳	中間処理	494.9
	最終処分	92.1	15.7
合計		587.0	100.0

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

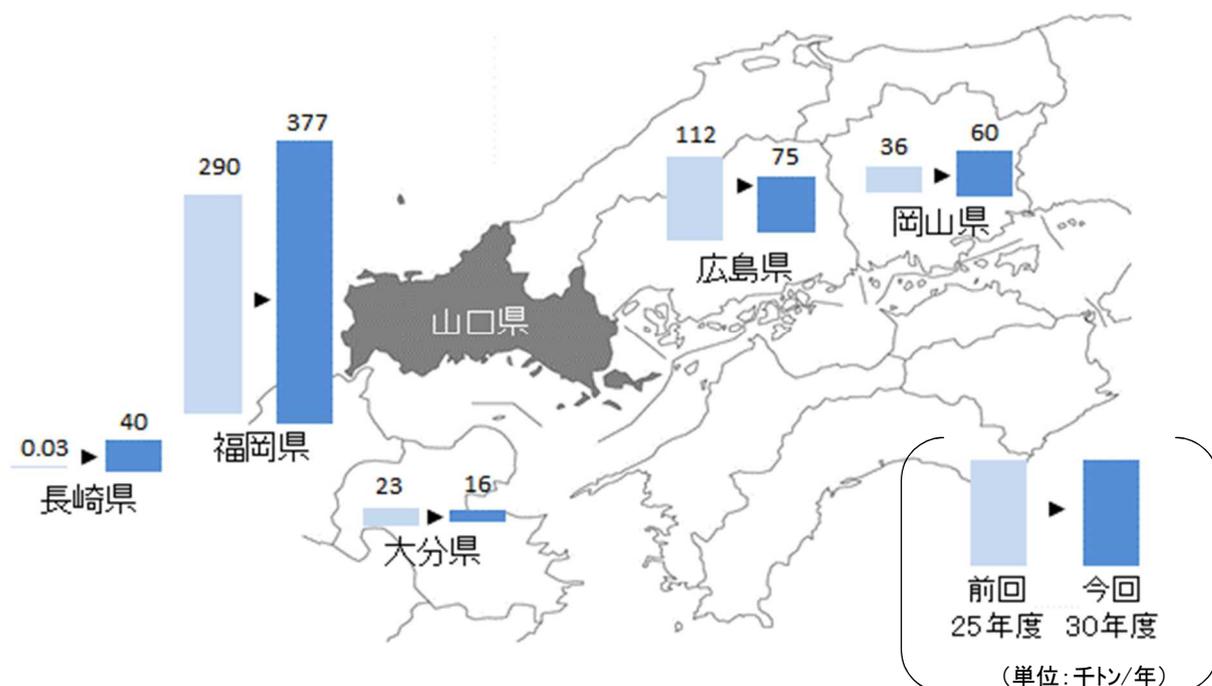


図 2-2-27 県内から県外への搬出状況の推移

③ 県外から県内への搬入状況

県外から県内への搬入状況は、表 2-2-6 及び図 2-2-28 のとおりです。

県内搬入量の合計は 1,752 千トンとなっています。県別内訳では、広島県が 438 千トン (25.0%) と最も多く、次いで、福岡県 185 千トン (10.6%)、神奈川県 147 千トン (8.4%)、島根県 126 千トン (7.2%)、徳島県 101 千トン (5.8%) となっており、近県だけでなく、広範な地域から搬入されています。

種類別では、ばいじんが 909 千トン (51.9%) と最も多く、次いで、汚泥 428 千トン (24.4%)、廃プラスチック類 126 千トン (7.2%)、鉱さい 110 千トン (6.3%) となっており、これら 4 種類で県外から県内への搬入量の約 9 割を占めています。

表 2-2-6 県外から県内への搬入状況

区分	県内搬入量		
	項目	(千トン/年)	(%)
県別内訳	広島	438	25.0
	福岡	185	10.6
	神奈川	147	8.4
	島根	126	7.2
	徳島	101	5.8
	その他	753	43.0
種類別内訳	ばいじん	909	51.9
	汚泥	428	24.4
	廃プラスチック類	126	7.2
	鉱さい	110	6.3
	燃え殻	72	4.1
	上記以外の種類	106	6.1
	処理内訳	中間処理	1,745
	最終処分	6	0.3
合計		1,752	100

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

データ出典) 令和元年度 廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書 (広域移動状況編 平成 30 年度実績 統計表) 環境省環境再生・資源循環局令和 2 年 3 月)

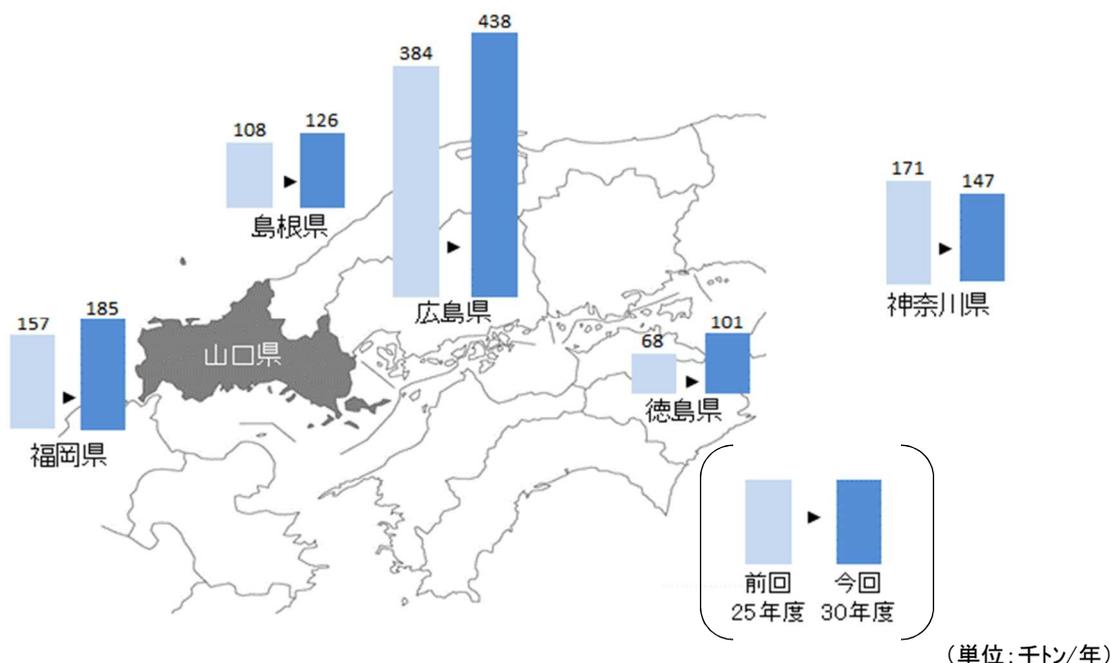


図 2-2-28 県外から県内への搬入状況の推移

第3節 これまでの取組の評価と課題

1 第3次計画の進捗状況

(1) 目標の進捗状況

第3次の循環型社会形成推進基本計画の目標（全27項目）の進捗状況は、次のとおりです。現状（平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度））では、計画に掲げた27項目の目標のうち、10項目が達成又は達成見込み（◎）、8項目が順調に推移（○）していますが、9項目については、更なる取組が必要（△）です。

① 一般廃棄物の減量に関する目標（4項目）

- 総排出量を510千トン以下とする。
- 再生利用率（リサイクル率）を35%以上とする。
- 最終処分量を27千トン以下とする。
- 1人1日当たりの家庭排出ごみ量を520グラム以下とする。

一般廃棄物の「総排出量」及び「最終処分量」は、目標を達成できる見込みです。また、「1人1日当たりの家庭排出ごみ量」は減少傾向にあり、順調に推移しています。一方、「リサイクル率（再生利用量）」や「減量化量」については更なる取組が必要です。

表 2-3-1 一般廃棄物の減量に関する進捗状況（4項目）

区 分	基 準 (H25年度)	現 状 (H30年度)	目 標 (R2年度)	進 捗 状 況
総排出量 [千トン]	554	499	510	◎
リサイクル率 [%] (再生利用量 [千トン])	29.5 (163)	30.6 (153)	35 (179)	△
減量化量 [千トン]	345	321	304	
最終処分量 [千トン]	46	26	27	◎
1人1日当たりの家庭排出ごみ量* [g/人・日]	556	527	520	○

*家庭から排出されるごみのうち、資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算（g/人・日）

② 産業廃棄物の減量に関する目標（3項目）

- 排出量を 7,850 千トン以下とする。
- 再生利用率（リサイクル率）を 56%以上とする。
- 最終処分量を 330 千トン以下とする。

産業廃棄物の減量に係る目標は、全ての項目で更なる取組が必要です。

表 2-3-2 産業廃棄物の減量に関する進捗状況（3項目）

区 分	基 準 (H25 年度)	現 状 (H30 年度)	目 標 (R2 年度)	進捗 状況
総排出量 [千トン]	7,972	7,941	7,850	△
リサイクル率 [%] (再生利用量 [千トン])	55.6 (4,431)	54.5 (4,326)	56 (4,396)	△
減量化量 [千トン]	3,209	3,209	3,124	
最終処分量 [千トン]	332	406	330	△

③ 県民・事業者・行政に係る目標（20項目）

○ 県民及び3R県民運動に係る目標（4項目）

県民及び3R県民運動に係る目標は、4項目を設定しており、「レジ袋辞退率」を除き、現在の進捗状況から目標を達成できる見込みです。

表 2-3-3 県民・3R県民運動に係る進捗状況（4項目）

区 分	基 準 (H25 年度)	現 状 (R 元年度)	目 標 (R2 年度)	進捗 状況
1人1日当たりの家庭排出ごみ量* [g/人・日] (再掲)	556	527 (H30 年度)	520	○
レジ袋辞退率 [%]	92.1	92.3	92.5	○
食品ロス取組協力店舗数 (やまぐち食べきり協力店) [店舗]	181	325	300	◎
河川・海岸清掃活動参加人数 [人]	135,000	116,549	140,000	◎※1
環境学習参加人数 [人]	54,139	63,496	66,000	◎※2

※1) 平成 29 年度の参加人数は 142,663 人と目標を達成したことから、進捗状況は◎としています。

※2) 平成 30 年度の参加人数は 74,151 人と目標を達成したことから、進捗状況は◎としています。

○ 事業者に係る目標（11項目）

事業者に係る目標は、11項目を設定しており、そのうち「建設廃棄物のリサイクル率」など4項目は、現在の進捗状況から目標を達成できる見込みで、「山口県認定リサイクル製品認定数（累計）」など3項目は、順調に推移しています。

一方、「優良産廃処理業者の認定割合」など4項目は、更なる取組が必要です。

表 2-3-4 事業者に係る進捗状況（11 項目）

区 分	基 準 (H25 年度)	現 状 (R 元年度)	目 標 (R2 年度)	進捗 状況
優良産廃処理業者認定割合 [%]	3	7.3	10	△
エコ・ファクトリー認定事業所数（累計） [事業所]	64	74	100	△
認定リサイクル製品数（累計） [製品]	390	485	500	○
生ごみリサイクル量 [トン]	10,611	42,194 (H30 年度)	45,000	○
建設廃棄物のリサイクル率 [%]	95.6 (H24 年度)	96.9 (H30 年度)	96	◎
農業用使用済廃プラのリサイクル率 [%]	66	79	80	○
家畜排せつ物に由来する堆肥量 [千トン]	171 (H26 年度)	162 (H30 年度)	171	△
ISO14001・EA21 認定取得事業所数 [事業所]	336	284	400	△
森林バイオマスエネルギー利用量(林地残材) [トン]	35,483	54,560	55,000	◎※
バイオマス(発電)の導入 [kW]	83,791	104,032	100,000	◎
バイオマス(熱利用)の導入 [件]	113	150	148	◎

※) 平成 30 年度の利用量は 61,587 トンと目標を達成したことから、進捗状況は◎としています。

○ 行政（県・市町）に係る目標（5 項目）

行政（県・市町）に係る目標は、5 項目を設定しており、そのうち「ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率」は、目標を達成できる見込みです。また、「容器包装廃棄物の分別収集回収率」など 3 項目は、順調に推移しています。

一方、「県庁（本庁舎）から排出されるごみリサイクル率」は、更なる取組が必要です。

表 2-3-5 行政（県・市町）に係る進捗状況（5 項目）

区 分	基 準 (H25 年度)	現 状 (R 元年度)	目 標 (R2 年度)	進捗 状況
容器包装廃棄物の分別収集回収率 [%]	30.8	38.6	41.7	○
ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率 [%]	59	80 (H30 年度)	80	◎
県庁(本庁舎)から排出されるごみリサイクル率 [%]	74	73.1	75 以上	△
県庁におけるグリーン製品の調達割合 [%]	97.0	92.4	グリーン購 入ガイドに よる調達	○
災害廃棄物処理計画の策定市町数	2 市	12 市町	19 市町	○

(2) 重点プロジェクトの進捗状況【6項目】

重点プロジェクトを関連する目標の進捗状況からみると、多くの重点プロジェクトは、順調に進捗しており「達成」となっていますが、産業廃棄物関連の適正処理推進などのプロジェクトについては、「取組促進が必要」です。

表 2-3-6 第3次計画の重点プロジェクトの計画概要：その1

重点プロジェクト	主な取組や推進の方向性		主な数値目標と進捗状況
1. 県民総参加による3Rの推進	<input type="checkbox"/> ごみ減量化キャンペーンの展開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全県的な展開、県民総参加の気運醸成 ■ 生産、流通、消費、廃棄の各段階における3R実践活動、取組が遅れている2Rの促進 	一般廃棄物総排出量 …………… ◎ 一般廃棄物リサイクル率…………… △ 一般廃棄物最終処分量 …………… ◎ 家庭排出ごみ量 …………… ○ レジ袋辞退率…………… ○
	<input type="checkbox"/> 多様な分野での3R県民運動のさらなる展開	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「マイバッグ持参運動」、レジ袋等容器包装の削減 ■ 「やまぐち食べきり運動」等、食品ロスの削減 ■ 家具や衣類等のリユース・リサイクルの促進 ■ 使用済小型家電等の回収・資源化の促進 ■ 地球温暖化対策に配慮した3R県民運動推進 ■ 3Rに関する環境学習・環境教育の促進 	食品ロス取組協力店(やまぐち食べきり協力店)店舗数 …………… ◎ 環境学習参加人数 …………… ◎ 生ごみリサイクル量…………… ○ 容器包装廃棄物分別収集回収率…… ○ ごみ焼却施設の焼却灰等リサイクル率 …………… ◎
2. 資源循環型産業の育成支援	<input type="checkbox"/> 資源循環型産業の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産学公民連携による廃棄物の3R事業化に係る技術、施設・設備の開発・研究支援 ■ 環境に配慮した施設整備の導入支援 ■ エコ・ファクトリーやリサイクル製品の認定拡大 ■ 公共工事等におけるリサイクル製品利用拡大 ■ 「やまぐちエコ市場」の活用、県内外への事業展開促進 	産業廃棄物総排出量 …………… △ 産業廃棄物リサイクル率…………… △ 産業廃棄物最終処分量…………… △ エコ・ファクトリー認定事業所数……… △ 認定リサイクル製品数…………… ○ 生ごみリサイクル量…………… ○ 建設廃棄物のリサイクル率…………… ◎ 森林バイオマスエネルギー利用量(林地残材)…………… ◎
	<input type="checkbox"/> 産業特性を活用した3R等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内の産業(セメント、製鋼、先端技術等)特性を活用して低炭素社会等と統合した持続可能な循環型社会の構築に向けた取組促進[廃棄物のセメント原燃料化、使用済小型家電リサイクル、バイオマスの利活用、使用済製品(生コン骨材や次世代自動車の蓄電池等)リユース] 	バイオマス(発電)の導入…………… ◎ バイオマス(熱利用)の導入…………… ◎
3. 廃棄物の適正処理の推進	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物排出事業者責任の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ■ フォーラム等の実施により、産業廃棄物排出事業者のコンプライアンスの確保・強化を図り、自らの処理責任を徹底 	産業廃棄物総排出量 …………… △ 産業廃棄物リサイクル率 …………… △ 産業廃棄物最終処分量 …………… △
	<input type="checkbox"/> 有害廃棄物の適正処理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ PCB含有機器に関する調査や分析費用補助により、PCB該当機器の特定に向けた措置等を実施によるPCB廃棄物等有害廃棄物の適正処理を推進 	優良産廃処理業者認定割合 …………… △ 県内のISO14001・EA21 認定取得事業所数 …………… △
	<input type="checkbox"/> 優良産廃処理業者の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 優良産廃処理業者認定の取得支援、PR等による活用促進、認定業者に対する優遇措置(人材確保・育成等に関する支援)の実施 	
	<input type="checkbox"/> 公共関与による広域処理体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共関与広域最終処分場における産業廃棄物の安定的受入体制確保、公共関与による後継処分場の整備検討 	

表 2-3-7 第3次計画の重点プロジェクトの計画概要：その2

重点プロジェクト	主な取組や推進の方向性		主な数値目標と進捗状況
4. 海洋ごみ対策の充実強化	□ 多様な主体による回収処理対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸管理者や市町、民間団体、ボランティア等が互いに連携し、漂着ごみの回収処理を促進 ■ 港湾管理者や漁業者等が互いに連携した海底・漂流ごみ回収処理の促進 	河川・海岸清掃活動参加者数……… ◎ 環境学習参加人数……… ◎
	□ 効果的な発生抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日韓8縣市道による漂着ごみの一斉清掃期間を設定した発生抑制等の促進 ■ 漂着物調査等による海洋ごみに関する環境学習の機会の創出 ■ 水産振興や地域活性化等も見据えた幅広い視点による普及啓発 	
	□ 推進体制の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山口県海岸漂着物対策推進協議会を中心とした情報共有と実践活動の展開 	
5. 地域特性を活かした資源循環の形成	□ 森林バイオマスの活用による地域循環圏の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町や事業者と連携した木材や竹等森林バイオマスの利用に係るコストや技術面の各種課題の克服、地域のエネルギーシステムの定着 ■ 県民、事業者、市町と連携・協働した人と自然との共生等へ配慮した里地里山等の利用・管理によって生じる未利用資源の利用促進 ■ 各事業所の特性を活かしたエネルギーシステムによるバイオマスの利用促進 	生ごみリサイクル量 …………… ◎ 農業用使用済廃プラのリサイクル率 …………… ◎ 家畜排せつ物に由来する堆肥量 …… △ 森林バイオマスエネルギー利用量(林地残材) …………… ◎ バイオマス(発電)の導入 …………… ◎ バイオマス(熱利用)の導入 …………… ◎
	□ 未利用資源等の地域内利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭や事業所から排出される生ごみのエコ堆肥化及び飼料化の一層の拡大促進 ■ 未利用資源のエネルギー利用等、各主体の連携・協働による地域内利用の促進 	
6. 大規模災害に対応した災害廃棄物処理体制の整備	□ 山口県災害廃棄物処理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国が定めた「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、県・市町の関連計画等と整合を図った県災害廃棄物処理計画の策定 	災害廃棄物処理計画の策定市町数 …………… ◎
	□ 市町災害廃棄物処理計画の策定促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町の計画策定に必要な情報提供等による市町災害廃棄物処理計画の策定の支援 	
	□ 広域的な処理体制の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町間や関係団体との協定締結に向けた調整などによる広域的な処理体制の整備支援 	

◎ 達成又は達成見込み
 ○ 順調に推移
 △ 更なる取組が必要

2 取組に関する課題

(1) これまでの取組の課題

① 一般廃棄物

○ 発生・排出抑制（リデュース）

ごみの総排出量は減少傾向にあり、第3次計画の目標は達成しています。また、図2-3-1のとおり、1人1日当たりの家庭排出ごみ量は、平成30年度（2018年度）は527グラムと、全国平均506グラムに対して21グラム、第3次計画の目標520グラムに対して7グラム上回った状態で推移しています。

また、県内ブロック別1人1日当たりの家庭排出ごみ量は、ブロックにより差が生じており、地域の実情に応じた取組を進める必要があります。

全県をあげた多様な分野で3R県民運動を一層活性化することにより、「もったいないのこころ」を県民に浸透させ、廃棄物の新たな発生・排出抑制、再使用（リユース）の取組を展開していく必要があります。

さらに、令和2年（2020年）7月に開始されたレジ袋の有料化を契機として、県民にマイバック持参等のライフスタイルの変革を促し、ワンウェイプラスチックの使用抑制を図るとともに、食品ロスの削減や資源ごみの分別排出の徹底（特に容器包装ごみ）を強力に展開していく必要があります。

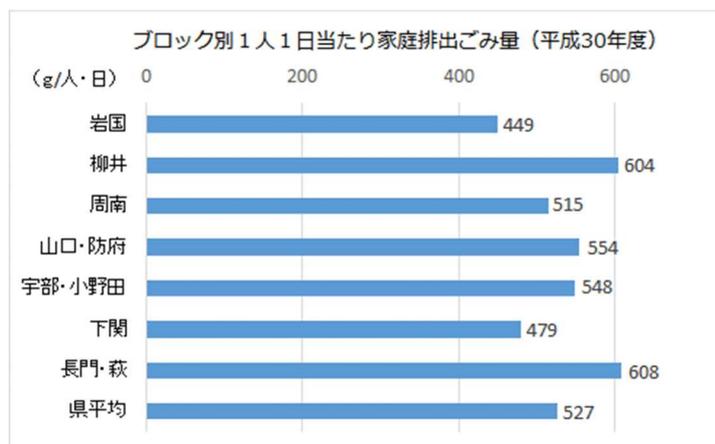
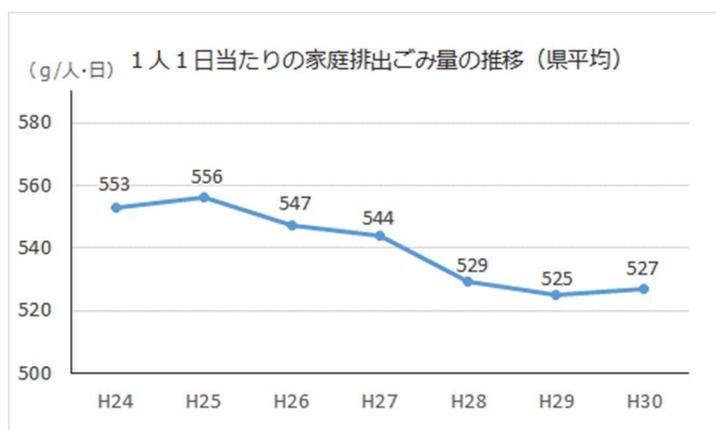


図2-3-1 1人1日当たりの家庭排出ごみ量

○ リサイクルの推進

ごみのリサイクル率は、平成30年度（2018年度）は30.6%であり、第3次計画に掲げた目標値（35%）まで約4ポイントの差がありますが、市町・一部事務組合のごみ焼却施設から排出される焼却灰等のセメント原料化の取組を進めてきたことで、全国トップクラスのリサイクル率を維持しています。（平成30年度（2018年度）の30.6%は全国1位）

ブロック別のリサイクル率の推移は、図2-3-2のとおりで、地域差が大きいことから、リサイクル率の低い地域での取組を促進する必要があります。

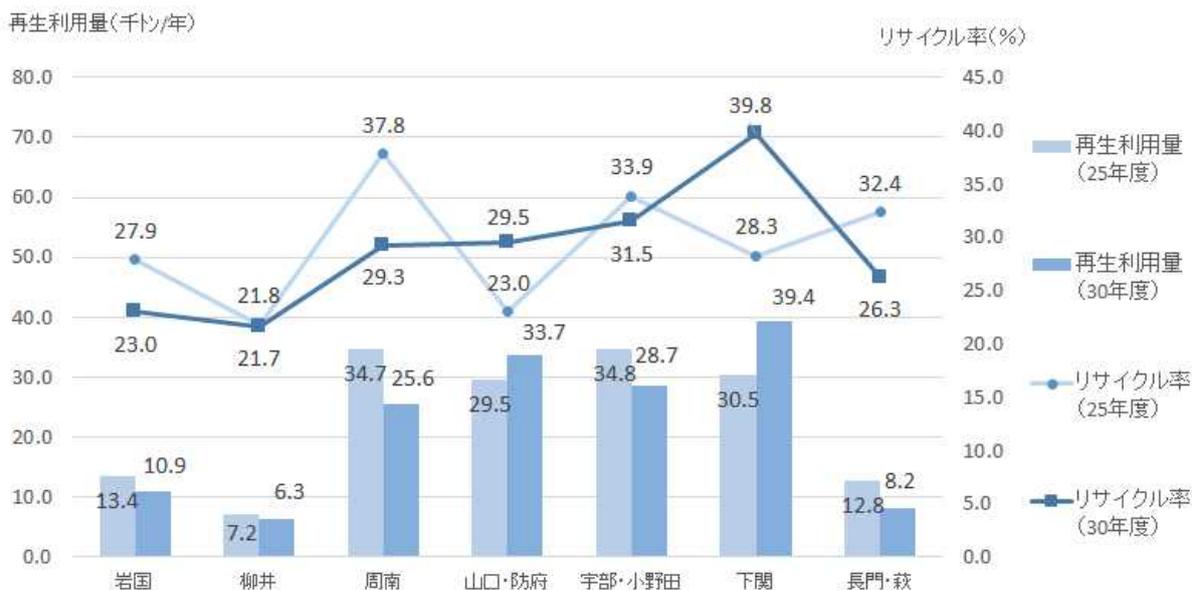
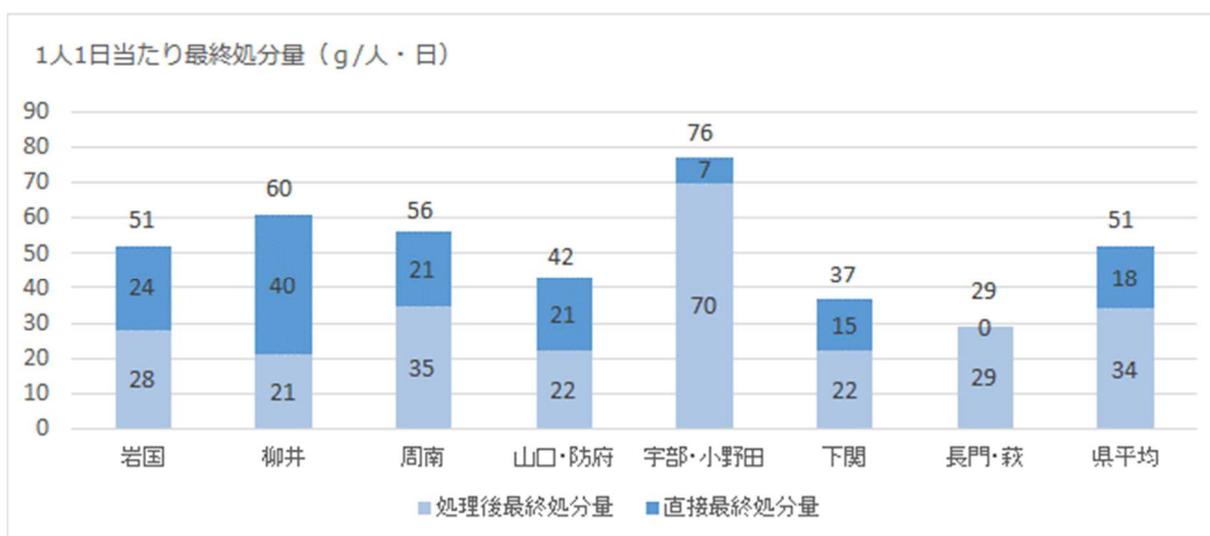


図 2-3-2 ごみのブロック別のリサイクル率 (再掲)

○ 最終処分量の削減

ごみの発生・排出抑制や減量化、リサイクルへの取組の推進により、最終処分量は減少傾向にあり、第3次計画の目標は達成見込みです。

また、ブロック別及び県平均での1人1日当たりの最終処分量は、図 2-3-3 のとおりです。県平均でみると、平成30年度(2018年度)は51グラムであり、平成25年度(2013年度)の87グラムに比べて約40%減少しています。ブロック別でみると、処理後最終処分量は、地域差が大きいことから、地域(市町)の実情に応じた資源化施設の運用見直しや発生・排出抑制等の取組などにより、最終処分量の削減を図る必要があります。



注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図 2-3-3 ごみのブロック別1人1日当たりの最終処分量 (平成30年度)

② 産業廃棄物

○ 発生・排出抑制（リデュース）

総排出量は減少傾向にあるものの、平成 25 年度（2013 年度）と平成 30 年度（2018 年度）を比較すると、ほぼ横ばいであり、更なる取組が必要です。

産業廃棄物の発生・排出抑制は、排出事業者責任により自主的に取り組むべきものですが、景気の動向など経済的な影響も少なくないことから、今後も動向を注視する必要があります。

○ リサイクルの推進

平成 28 年度（2016 年度）以降、リサイクル率は 30%台を維持していますが、更なる取組が必要です。汚泥や鋳さいなど、廃棄物の種類によっては、再生利用されずに最終処分される割合が高いものがあり、事業者、優良産廃処理業者等による循環的利用の取組を一層推進していく必要があります。

○ 最終処分量の削減

最終処分量は減少傾向にありましたが、平成 25 年度（2013 年度）と平成 30 年度（2018 年度）を比較すると増加に転じており、更なる取組が必要です。

汚泥、鋳さい、がれき類など最終処分量が多い廃棄物については、発生・排出抑制、循環的利用をより一層促進し、最終処分量を削減していく必要があります。

平成 30 年度（2018 年度）の処分先別の最終処分状況は、表 2-3-8 のとおりです。全体の 73%が県内処分であり、そのうち汚泥や鋳さいなどの管理型産業廃棄物が 204 千トンと約 7割を占めます。

表 2-3-8 産業廃棄物の処分先別の最終処分状況（平成 30 年度）（千トン/年）

	管理型	安定型	計
小計	308(100%)	98(100%)	406(100%)
県内処分	204(66%)	93(95%)	297(73%)
県外処分	105(34%)	5(5%)	109(27%)

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

○ 廃棄物処理における 3R や排出事業者責任の徹底

産業廃棄物の総排出量は減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいになっており、産業廃棄物処理における 3R（排出抑制・再使用・再利用）を引き続き進めていくことが必要です。

また、排出事業者の法令遵守（コンプライアンス）はもとより、排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理を徹底するとともに、3Rの推進や拡大生産者責任に基づく環境配慮設計など事業者による取組もより推進していくことが求められます。

○ PCB 廃棄物の適正処理

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB 特措法）により、県内の PCB 使用安定器及び汚染物等の高濃度 PCB 廃棄物の処分期間が令和 2 年度（2020 年度）末まで、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間が令和 8 年度（2026 年度）末までと定められており、「山口県 PCB 廃棄物処理計画」（令和 2 年（2020 年）3 月改定）に基づき、処分期間内の適正処理に向けて対策を進めていく必要があります。

また、PCB 廃棄物の処理が終了するまでの間は、その適正管理を徹底するため、保管事業者に対し、PCB 特措法に基づく保管状況等の届出や廃棄物処理法に基づく適正な保管について、引き続き監視・指導を行う必要があります。

○ 優良産廃処理業者の育成・支援

優良産廃処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアしている優れた能力及び実績がある処理業者を県が認定する制度ですが、本県の優良産廃処理業者認定割合は 7.3%（令和元年度（2019 年度））にとどまっています。

このため、優良産廃処理業者認定の取得支援や PR 等による活用促進、優遇措置の拡充（人材確保・育成等に関する支援）などにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図っていく必要があります。

3 新たな課題

(1) 廃棄物の3Rの更なる徹底

一般廃棄物、産業廃棄物ともに総排出量は減少傾向にありますが、平成30年度（2018年度）実績によると、一般廃棄物の「1人1日当たりの家庭排出ごみ量」（527g/人・日）は、全国平均（506g/人・日）を上回っており、地域差もみられます。また、産業廃棄物の総排出量も近年、横ばいの状況にあります。

リサイクル率は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに目標達成に向けた更なる取組が必要です。

最終処分量は減少傾向にありますが、地域差がみられることや現行処分場の残余容量から一層の削減が求められます。

(2) プラスチック資源循環戦略に基づく取組

プラスチックは、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしている素材ですが、廃プラスチックが有効利用される割合は低く、海洋プラスチックごみ等による環境汚染が世界的課題となっており、国はプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として「プラスチック資源循環戦略」（令和元年（2019年）5月）を策定したところです。

本県においても、

○買い物の際のマイバッグ持参の徹底や、ワンウェイの容器包装の削減等による排出の抑制（リデュースの徹底）

○プラスチック製品をできるだけ長く使用しつつ、使用後は徹底した分別回収による循環利用（効果的・効率的で持続可能なリサイクル）

などに取り組み、海洋ごみ対策とも連動しながら、より一層のプラスチックの資源循環を促進することが必要になっています。

また、同時に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、衛生目的を中心にプラスチックの果たす役割が再認識されていることも踏まえた対応を進める必要があります。

(3) 次世代を担う資源循環型産業の強化

廃棄物の3Rや低炭素化などによる持続可能な資源循環型産業の育成の強化、廃棄物等を地域内で再資源化する地域循環圏の構築への支援強化など、循環型社会形成に取り組む中で、県内の企業、大学・研究機関などが持つ技術力を活かした付加価値の高い資源循環モデルの創出が求められています。

(4) 食品ロス削減への取組

県内で発生している食品由来の廃棄物等は、平成29年度（2017年度）実績によると、年間約28万トン、このうち約6.7万トンが、まだ食べられるのに捨てられる食品ロスと推計されています。

食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に大量の食品ロスが発生していることから、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携・協力し、食品ロスの削減に向けた全県的な取組を推進することが必要です。

(5) 海洋ごみの発生抑制から回収・処理までの一体的な取組

全国有数の海岸線を有する本県は、海洋ごみ（漂着・漂流・海底ごみ）による環境や景観及び漁業等への影響も顕在化しつつあります。

今後も、国の支援制度などを活用しつつ、県民、関係団体、海岸管理者、行政機関の各主体が連携・協働し、海洋ごみの実態把握や発生抑制から回収・処理までの一体的な対策に取り組む必要があります。

(6) 人口減少や高齢化に伴う廃棄物の排出・処理に係る影響

本県では、これまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつあります。高齢化の進展、過疎化などにより、廃棄物の適正処理の担い手の不足や、ごみ出しが困難となる高齢者の増加など、ごみを巡る様々な問題が増えていくことが懸念されます。

こうした中、AIやIoTの活用による適正処理工程の導入や、社会構造の変化に応じた処理システムの構築など、新たな対応を検討する必要があります。

(7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるごみ処理への影響

令和2年(2020年)3月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛が長引き、飲食店からのテイクアウトやデリバリー（配達）が増えたこと等により、家庭からのごみ排出量が、前年同期と比べて上回るなど、新しい生活様式のもとでのごみ処理への対応が求められます。

また、感染拡大に伴い、エッセンシャルワーカーである廃棄物処理業者等にとっても従業員の感染など事業を継続するうえでのリスクが懸念されることから、非接触型の収集運搬や処分を進める技術開発等の推進や、廃棄物処理業者等で感染者が発生し活動不能になった場合の対応策等、事業の継続のために必要な対策を検討する必要があります。

第3章 基本方針・目標

第1節 基本方針

1 循環型社会の形成に向けた基本的な考え方

県民、事業者、行政の各主体が自らの役割を担うとともに、共通の認識を持ち、互いに連携・協働して取組を進める「自助」「共助」「公助」の視点に基づいて、循環型社会の形成を推進することを基本とします。

また、「やまぐち維新プラン」に基づき、「次世代を担う資源循環型産業の強化」と「循環型社会づくりの推進」について、次に示す4つの柱による取組を総合的かつ計画的に進めていきます。

なお、本県の恵まれた交通基盤や瀬戸内海沿岸部に広がる臨海工業地帯等の地域特性及び基礎素材型産業の集積等の産業特性を最大限に活用します。

3Rの推進

廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）に優先的に取り組むとともに、再生利用（リサイクル）を推進します。

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の処分については、排出者処理責任を原則として、適正な処理を推進します。

廃棄物の適正処理体制の確保

廃棄物の適正処理体制や広域処理体制の確保を図るとともに、役割分担の明確化と連携を進めます。

循環型社会を担う人づくり・地域づくりの推進

地域における各主体の連携・協働のもと、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、循環型社会を担う「人づくり・地域づくり」のため、環境学習・環境教育を推進するとともに、効果的な情報の提供や実践活動等の展開に取り組みます。

2 施策展開の基本方針

(1) 3Rの推進

循環型社会形成推進基本法において、廃棄物処理における優先順位は、発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収、適正処分の順となっています。

循環型社会を形成していくためには、生産、流通、消費、廃棄、処理などの各段階において、県民・事業者・行政等の適切な役割分担の下で、これらの優先順位を考慮した取組を効果的かつ効率的に推進する必要があります。

① 発生・排出抑制（リデュース）

事業者は、排出者処理責任と拡大生産者責任の原則の下、製品等の開発段階における長期間使用可能な製品等の設計・開発、製造の各段階における原材料等の使用量の削減や廃棄物の減量化、流通・販売段階における容器包装の抑制などの取組を進めます。

県民は、購入、使用、廃棄の各段階で、ごみの排出削減につながる取組を進めます。

② 再使用（リユース）

事業者は、使用済製品等を回収し、修理・加工等を行って再度製品として市場に供給するなどの取組を進めます。

県民は、フリーマーケットやリサイクルショップの活用、リターナブル製品の使用など、再利用に努めます。

③ 再生利用（リサイクル）

○廃棄物からの物質回収（マテリアルリサイクル）

事業者や県民は、再使用できないものは廃棄物として適切に分別して排出し、市町や処理業者は、廃棄物の収集・処理において、資源循環を考慮した物質回収等を進めます。

○廃棄物からのエネルギー回収（サーマルリサイクル）

市町や処理業者は、物質回収が技術的・経済的に困難な場合は、環境に配慮した焼却処理を行い、電気や熱（温水）としてエネルギーの回収利用を進めます。

④ 資源循環型産業の育成支援

本県の主要な産業である化学、石油・石炭、セメント、鉄鋼等の基礎素材型産業やエネルギー関連産業が有する技術・設備・人材等の企業ポテンシャルを活用し、これまで進めてきたごみ焼却灰や廃プラスチック類のセメント原燃料化等の先進的な取組を継続するとともに、循環資源に関する事業化や AI、IoT など新たな技術を活用した設備導入などに対する支援等により、資源循環型産業の育成・強化を図ります。

また、廃棄物等を地域内で有効活用する地域循環圏の形成に必要な FS（事業可能性）調査を支援します。

さらに、民間団体等から構成する「やまぐちエコ市場（いちば）」により、廃棄物に関連する事業者情報、行政情報等を盛り込んだホームページを活用して、事業者間の情報交換や連携・交流を促進するとともに、掲示情報に関心を持つ事業者のマッチングや、事業化チームの育成等を促進します。

⑤ 低炭素社会と自然共生社会とも統合した「持続可能な循環型社会」の構築

循環型社会と低炭素社会の形成を推進する取組は、いずれも社会経済システムやライフスタイルの変革を必要とするものであり、双方の取組の連携による相乗効果が最大限に発揮できるよう、統合的な対策をさらに進めます。

また、資源の採取に伴う自然破壊の防止や自然界における適正な物質循環の確保に努めるため、人と自然との共生にも配慮した取組を進めます。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

再使用や再生利用が困難な廃棄物については、環境への負荷が極力少ない方法で、安全かつ適正な処分を進めます。

また、廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理による生活環境への影響が、県民の廃棄物処理に対する不安や不信感を増大させる要因となっていることから、不適正処理防止対策を強化します。

(3) 廃棄物の適正処理体制の確保

① 廃棄物の適正処理体制の確保

県及び市町は、生活環境の保全と産業の健全な発展を推進するため、適正な処理体制の確保を図ります。

特に、産業廃棄物最終処分場や焼却施設等の設置については、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」による事前協議や、県独自に設置する「山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会」における専門家による事前審査を行い、厳正に対処することで、県民の安心・安全の確保に努めます。

② 公共関与による広域処理体制の推進

県は、産業廃棄物の排出事業者処理責任の原則の下、民間事業者による最終処分場の設置が困難な状況にあることを踏まえ、引き続き東見初広域最終処分場と新南陽広域最終処分場での県内全域からの受入体制を確保するとともに、将来にわたり、生活環境の保全、産業活動の健全な発展を確保する観点から、後継処分場の整備に向けた検討を進めます。

③ 役割分担の明確化と連携の推進

県民、事業者、行政等の各主体の役割分担を明確にした上で、互いに連携・協働して、廃棄物の3Rや適正処理を推進します。

さらに、大学・研究機関等とも連携・協力し、リサイクル等の新たな環境関連技術や情報等の共有化などにより、廃棄物の3Rや適正処理を推進します。

(4) 循環型社会を目指す人づくり・地域づくりの推進

循環型社会を担う人づくりのために、県民が日常生活において、廃棄物の減量化・リサイクルや省資源・省エネルギーなど、環境に配慮した取組を実施し、ライフスタイルとして定着できるよう、環境学習・環境教育を推進します。

また、廃棄物の3Rや適正処理を推進するためには、事業者、行政等の取組はもとより、県民の廃棄物に対する理解と協力が不可欠であるため、県民に対して積極的な情報提供や普及啓発に努めます。

さらに、循環型社会の形成のためには、県民、事業者、関係団体、行政等が地域において連携・協働し、各主体の自主的・積極的な取組を進める地域づくりも重要であることから、ごみ減量化や環境美化等の県民総参加による県民運動への参加を促進します。

第2節 将来予測

1 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

(1) ごみ

過去の処理実績及び人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）を基に行ったごみ総排出量の将来予測は、図 3-2-1 のとおりです。また、現状の対策や処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出した処理量の将来予測は、表 3-2-1 のとおりです。

その結果、令和2年度（2020年度）の総排出量は488千トン（平成30年度（2018年度）と比較して2.2%減）、また、令和7年度（2025年度）の総排出量は467千トン（同：6.5%減）と予測されます。

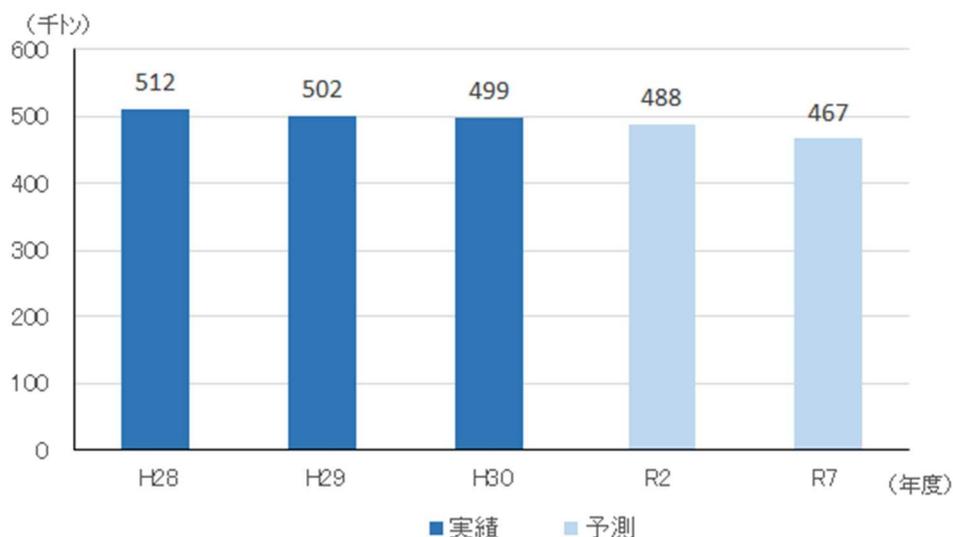


図 3-2-1 ごみ総排出量の将来予測

表 3-2-1 ごみ処理量の将来予測（単位：千トン/年）

処理状況	平成30年度 (A)	令和2年度 (B)	増減率1 (%)	令和7年度 (C)	増減率2 (%)
総排出量	499.3	488.3	△2.2	466.8	△6.5
資源化量	152.6 (30.6%)	149.2 (30.6%)		142.6 (30.6%)	
直接資源化量	22.8	22.3		21.3	
処理後資源化量	119.2	116.6		111.4	
集団回収量	10.6	10.4		9.9	
減量化量	321.1	314.0		300.2	
最終処分量	25.6	25.0		23.9	
直接最終処分量	8.6	8.4		8.1	
処理後最終処分量	17.0	16.6		15.9	

注) 資源化量の下端 ()内の%はリサイクル率を示す。リサイクル率=資源化量/総排出量 (%表示)

増減率1 = $[(B) / (A) - 1] \times 100$ 、増減率2 = $[(C) / (A) - 1] \times 100$

増減率の△はマイナスを示す。四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) し尿

過去の処理実績及び人口予測（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）や市町の処理計画を基に行ったし尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測は、図 3-2-2 のとおりです。また、現状の対策や処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出した処理量の将来予測は、表 3-2-2 のとおりです。

その結果、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、人口減少とともに令和 2 年度（2020 年度）が 387 千キロリットル（平成 30 年度（2018 年度）と比較して 8.0%減）、令和 7 年度（2025 年度）が 348 千キロリットル（同：17.2%減）と減少することが予測されます。

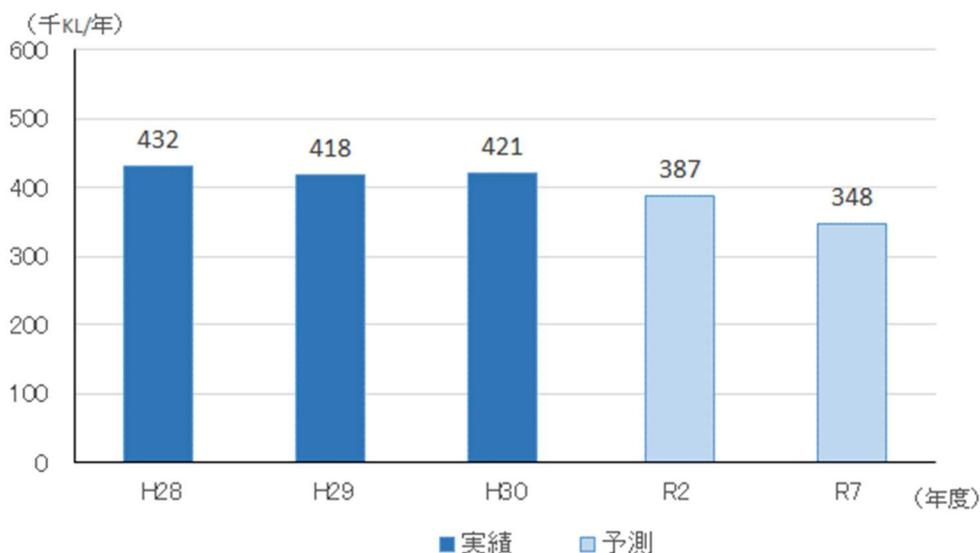


図 3-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来予測

表 3-2-2 し尿処理量の将来予測（単位：千 kL/年）

処理状況	平成30年度 (A)	令和 2 年度 (B)	増減率 1 (%)	令和7年度 (C)	増減率 2 (%)
排出量	420.7	387.0	△8.0	348.3	△17.2
し尿収集量	94.9	87.6	△7.6	73.3	△22.7
浄化槽汚泥収集量	322.2	295.8	△8.2	271.8	△15.6
自家処理量	3.7	3.6	△3.4	3.1	△15.1
処理量	417.0	383.4	△8.1	345.2	△17.2

注) 増減率 1 = [(B) / (A) - 1] × 100、増減率 2 = [(C) / (A) - 1] × 100
増減率の△はマイナスを示す

2 産業廃棄物の排出量及び処理量の見込み

実態調査結果及び経済予測指標（従業者数や製造品出荷額、元請完成工事高等）を基にした産業廃棄物の発生量の将来予測は図 3-2-3 のとおりです。（計画中の発電所が稼働した場合を反映した予測モデル）

また、業種ごとの現状の対策、処理体制等が将来も同様に継続すると仮定して算出した処理量の将来予測は表 3-2-3 のとおりです。

その結果、令和2年度（2020年度）の総排出量は7,913千トン（平成30年度（2018年度）と比較して0.4%減）、また、令和7年度（2025年度）の総排出量は8,159千トン（同2.7%増）となることが予測されます。

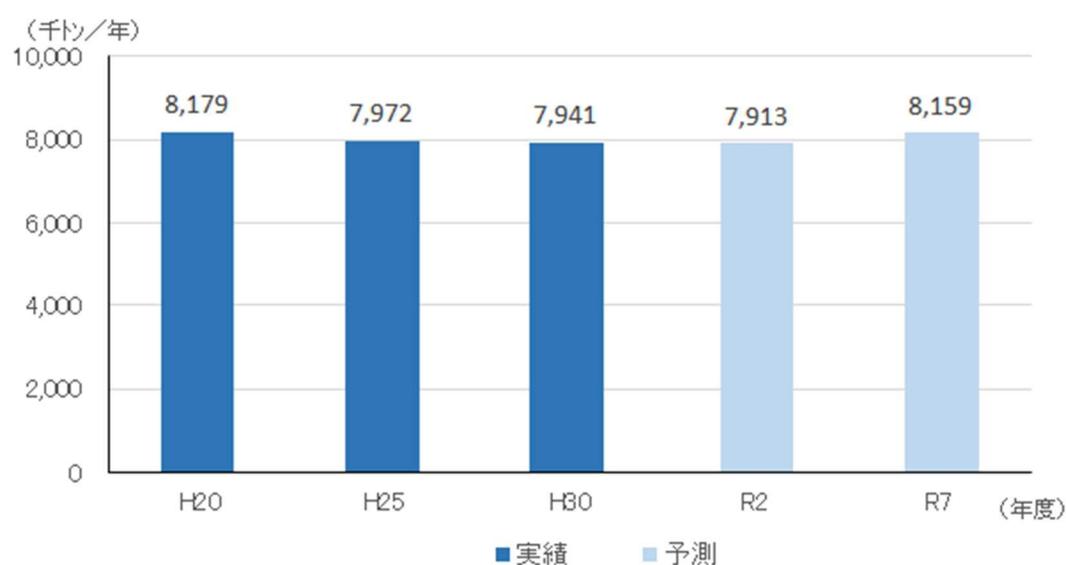


図 3-2-3 産業廃棄物処理量の将来予測

表 3-2-3 産業廃棄物処理量の将来予測 (単位：千ト/年)

処理状況	平成30年度 (A)	令和2年度 (B)	増減率1 (%)	令和7年度 (C)	増減率2 (%)
総排出量	7,941.0	7,913.1	△0.4	8,158.8	2.7
再生利用量	4,325.7 (54.5%)	4,304.1 (54.4%)	△0.5	4,565.8 (56.0%)	5.5
有償物量	423.1	415.9	△1.7	398.0	△5.9
直接再生利用量	3.1	3.1	△0.5	3.1	△1.7
処理後再生利用量	3,899.5	3,885.1	△0.4	4,164.7	6.8
減量化量	3,209.2	3,203.4	△0.2	3,189.1	△0.6
最終処分量	406.1	405.5	△0.2	404.0	△0.5

注) 再生利用量の下段 ()内の%はリサイクル率を示す。リサイクル率=再生利用量/総排出量 (%表示)

増減率1 = [(B) / (A) - 1] × 100、増減率2 = [(C) / (A) - 1] × 100

増減率の△はマイナスを示す

3 未利用資源に係る見込み

農山村・里地里山における稲わら・麦わら・籾殻、果樹せん定枝、竹材、間伐材、林地残材などのバイオマス資源については、それぞれの地域において、堆肥や発電、熱エネルギーとして有効に活用する取組が進められています。

特に、表 3-2-4 に示すように、森林バイオマスのエネルギー利用量は、増加してきています。今後もバイオマス発電所での燃料材としての需要が高まることが想定され、天然資源や化石燃料等の消費抑制、二酸化炭素の排出抑制等に貢献することが期待されます。

表 3-2-4 森林バイオマスのエネルギー利用量（単位：ト/年、湿潤重量）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
発電利用	26,413	37,555	41,789	47,126	51,682
熱利用	3,818	6,763	7,983	9,319	9,905
合計	30,231	44,318	49,772	56,445	61,587

注1) 森林バイオマスは、伐採残渣等未利用森林資源で、製材端材やリサイクル材は含まない。
出典) 平成 30 年度山口県森林・林業統計要覧

第3節 目標

第2節の将来予測や、第3次計画の目標に対する進捗状況、国の循環計画、今後の施策展開等を踏まえて、8つの削減目標（一般廃棄物5項目、産業廃棄物3項目）を本計画期間の最終年度である令和7年度（2025年度）までの目標として新たに設定します。

1 一般廃棄物の減量に関する目標【5項目】

- 総排出量を424千トン以下とする
- リサイクル率を35%以上とする
- 最終処分量を22千トン以下とする
- 1人1日当たりの家庭排出ごみ量^{※1}を462グラム以下とする
- 1人1日当たりの家庭排出プラスチックごみ量^{※2}を20グラム以下とする

※1) 家庭から排出されるごみのうち、集団回収や資源ごみなど資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算したものです

※2) 家庭から排出されるごみのうち、分別回収された容器包装プラスチック及びペットボトルごみ量を1人1日当たりに換算したものです

区 分	現状 (H30年度)	目標 (R7年度)
総排出量	499千トン	424千トン
リサイクル率 (再生利用量)	30.6% (153千トン)	35% (148千トン)
減量化量	321千トン	254千トン
最終処分量	26千トン	22千トン
1人1日当たりの家庭排出ごみ量	527g/人・日	462g/人・日
1人1日当たりの家庭排出 プラスチックごみ量	35g/人・日 (令和元年度実績)	20g/人・日

2 産業廃棄物の減量に関する目標【3項目】

- 総排出量を8,110千トン以下とする
- リサイクル率を56%以上とする
- 最終処分量を400千トン以下とする

区 分	現状 (H30年度)	目標 (R7年度)
総排出量	7,941千トン	8,110千トン
リサイクル率 (再生利用量)	54.5% (4,326千トン)	56% (4,542千トン)
減量化量	3,209千トン	3,168千トン
最終処分量	406千トン	400千トン

第4節 取組指標

第3節の目標の達成に向け、本計画期間の最終年度である令和7年度（2025年度）までの県民及び3R県民運動、事業者及び行政に係る19の取組指標を新たに設定します。

1 県民及び3R県民運動に係る取組指標【4項目】

区 分	現状 (R元年度)	目標 (R7年度)
食べきり協力店店舗数	325店舗	420店舗
河川・海岸清掃活動参加人数	116,549人	140千人
環境学習参加人数	74,581人	85千人 ^{※1}
資源ごみ店頭回収量（食品トレー、ペットボトル、紙パック、アルミ缶、スチール缶）	1,619トン (H30年度実績)	2,000トン

※1）山口県環境基本計画（第4次）で設定（令和12年度目標）

2 事業者に係る取組指標【5項目】

区 分	現状 (R元年度)	目標 (R7年度)
バイオマス熱利用	150件	205件 ^{※1}
バイオマス（林地残材）利用量	54,560トン	60,000トン
建設廃棄物のリサイクル率	96.9% (H30年度実績)	96.9%
農業用使用済廃プラのリサイクル率	79%	80%
家畜排せつ物に由来する堆肥量	215千トン	239千トン ^{※2}

※1）山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）で設定（令和12年度目標）

※2）家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画で設定（令和12年度目標）

3 行政に係る取組指標【10項目】

区 分	現状 (R元年度)	目標 (R7年度)
優良産廃処理業者認定割合	7.3%	10%
エコ・ファクトリー認定事業所数(累計)	74事業所	100事業所
山口県認定リサイクル製品数(累計)	485製品	570製品
ISO14001・EA21認定取得団体数(累計)	284団体	320団体 ^{※1}
ぶちエコやまぐち宣言数(事業所)	—	2,000件
ぶちエコやまぐち宣言数(家庭)	—	15,000件
県庁(本庁舎)から排出されるごみリサイクル率	73.1%	75%以上 ^{※2}
医療、ヘルスケア、環境・エネルギー、水素、 バイオ関連分野の事業化件数(累計)	94件	110件 ^{※3}
容器包装廃棄物の分別収集回収率	38.6%	43.0%
高齢者等へのごみ出し支援市町数	4市	15市町

※1) 山口県環境基本計画(第4次)で設定(令和12年度目標)

※2) 山口県庁エコ・オフィス実践プランで設定(令和12年度目標)

※3) (第2期)山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略で設定(令和6年度目標)

第4章 施策の展開

第1節 一般廃棄物循環プラン

1 3Rの推進

(1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づくごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進

市町は、廃棄物処理法に基づき「一般廃棄物処理計画」の策定・見直しを行い、ごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進に関する施策、ごみ処理施設の整備計画、数値目標等を掲げ、計画的に取組を推進します。

(2) プラスチックごみ削減の推進

県は、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」(令和元年(2019年)5月)を踏まえ、令和2年(2020年)7月に開始されたレジ袋有料化をきっかけとして、県民にライフスタイルの変革を促し、ワンウェイプラスチックの使用を抑制し、プラスチック製品をできる限り長い間、繰り返し使用し、使用後には徹底して分別回収されるよう、ごみ減量化県民運動やレジ袋等容器包装廃棄物の削減の取組を進めます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、衛生目的を中心にワンウェイであることが不可欠な用途があることを考慮してプラスチックごみの削減を推進します。

① ごみ減量化県民運動の推進

県は、県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、低炭素社会の形成等にも配慮して、家庭や事業所でのごみ減量化に関する県民運動を全県的に展開していきます。

② 容器包装廃棄物の削減の推進

県は、県民、事業者及び市町からなる「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」と連携・協働し、容器包装プラスチックの3Rを推進する取組を進めるとともに、マイバッグ持参運動、子どもや若年層を対象とした普及啓発等の全県的な取組を一層拡大していきます。

③ リユース・リターナブル容器等の利用促進

県及び市町は、リユース活動に関する情報提供に努めます。また、地域のイベント会場等で使用されるリユース容器のレンタルシステムやリターナブル容器等の導入を促進します。

(3) 食品ロス削減の推進(家庭系)

県は、「山口県食品ロス削減推進計画」(第6章参照)に基づき、消費者団体、事業者、関係団体、行政等からなる「山口県食品ロス削減推進協議会」と連携・協働し、「やまぐち3きつちよる運動」を推進するなど、家庭での食べ残しなどを減らし、食品ロスの削減に関する理解・関心の向上に向けた普及啓発を推進します。

また、県民の食品ロス削減の気運を高めるため、「もったいないのこころ」をテーマとした冊子を活用した環境学習などを実施します。

(4) リユースの推進

県は、市町や事業者、民間団体と連携し、フリーマーケット等の開催、リサイクルショップの利活用などを通じた県民へのリユースの理解が進むよう情報提供に努めます。

(5) 容器包装リサイクルの推進

県は、「第9期山口県分別収集促進計画」（令和元年度（2019年度）策定）に示した、容器包装廃棄物の分別収集・再商品化等を総合的・計画的に進めるための方針などに基づき、市町等と連携して効果的な収集・リサイクルを促進します。

市町は、地域の実情に応じた分別収集により、容器包装リサイクルを推進します。

(6) 廃家電等のリサイクルの推進

市町は、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法等に基づく消費者、小売業者、再資源化業者等の適切な役割分担の下、家庭から不用品として排出される廃家電製品、パソコン等のリサイクルを一層推進します。

県は市町等と連携し、廃家電製品等のリサイクルが促進されるよう、普及啓発を行います。

(7) 率先行動の推進

県は、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」（地球温暖化対策実行計画[事務・事業編]）（令和3年（2021年）3月改定）に基づき、県自らが事業者・消費者であるとの認識の下、率先してごみの発生・排出抑制・分別排出等の取組を推進します。

また、「山口県グリーン購入の推進方針」に基づき、率先してグリーン製品の購入に取り組むとともに、グリーン製品の消費促進に向けた情報提供の支援に努めます。

市町は、県の取組に準じ、率先して事務・事業に伴う環境負荷の低減に努めます。

(8) 多量排出事業者に対する減量化計画策定の指導

市町は、一般廃棄物の多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導するとともに、計画に基づく発生・排出抑制や減量化の徹底について積極的に指導します。

(9) 生ごみのリサイクルの推進

市町は、県民、事業者、関係団体、県等と連携・協働し、家庭や事業者からの生ごみの減量化・リサイクルを推進します。

また、生ごみ処理容器（電気式生ごみ処理機、段ボールコンポスト等）の購入支援等により、家庭での生ごみの減量化・リサイクル（堆肥化）を一層推進します。

(10) ごみ処理の有料化

市町は、排出者に対し、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの取組等にかかる意識高揚及び行動促進を図るための経済的インセンティブ策として、排出者の理解に努めつつ、ごみ処理の有料化の導入を推進します。

(11) 顕彰

県及び市町は、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組み、他の模範となる住民団体等を顕彰し、県民の減量化・リサイクルに対する意識の醸成と取組の促進を図ります。

2 適正処理の推進

(1) 適正な維持管理と情報公開

市町は、ごみ焼却施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設について、適正な維持管理を行うとともに、排出ガス等の定期的な測定などにより、排出基準等の遵守状況を確認します。また、必要に応じて周辺環境のモニタリングを実施し、その結果を公表します。

(2) 一般廃棄物処理施設の監視指導

県は市町と連携して、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、施設の維持管理状況や廃棄物の処理状況等の監視・指導を行い、適正処理を推進します。また、必要に応じて周辺環境のモニタリングを実施し、その結果を公表します。

(3) ダイオキシン類対策の推進

市町は、ごみ焼却施設等において、十分な環境保全措置を講じ、排出基準の遵守を徹底するとともに、「山口県ダイオキシン類対策指針」に基づき、ダイオキシン類排出量の削減目標の達成に努めます。

県は、ダイオキシン類の測定結果と排出基準の適合状況等について公表するとともに、必要に応じて施設の立入検査を行い、適正処理の確保に努めます。

(4) 環境美化活動の促進

県は、「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」（平成22年（2010年）12月施行）の基本理念に基づき、環境美化に関する情報を県民、事業者等に積極的に提供し、環境意識の向上を図るとともに、市町、関係団体、NPO等と連携・協働し、県民総参加による県民運動として環境美化活動を促進します。

(5) 人口減少や高齢化社会に伴う必要な支援

市町は、国の動向を踏まえつつ、人口減少や高齢化社会に伴い懸念される高齢者等のごみ出し支援に努めます。

(6) 災害廃棄物処理対策の推進

市町は、「災害廃棄物処理計画」（市町策定）に基づき、災害廃棄物対策を推進します。県は、被災市町等と連携した効果的な対応が図られるよう、「山口県地域防災計画」に位置づけた「山口県災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理対策を支援します。

3 適正処理体制の確保

(1) 広域的なごみ処理の推進

市町等は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(平成31年(2019年)3月環境省通知)を踏まえて、将来にわたり持続可能な一般廃棄物の適正処理を確保していくため検討を行い、広域的な施設整備に努めます。

また、県は、「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」(第6章参照)に基づき、市町等への助言や調整を行うとともに、広域的なごみ処理体制の在り方の検討を進めます。

(2) 海洋ごみの適正処理体制の確保

県は、「山口県海岸漂着物等対策地域計画(やまぐち海洋ごみアクションプラン)」(令和3年(2021年)3月改定)に基づき、海洋ごみの計画的かつ適正な回収・処理や、発生抑制を促進します。

また、県民、事業者、市町等からなる「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を推進母体に、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃をはじめとする海岸等の清掃活動など発生抑制から回収・処理までの一体的な取組を展開します。

(3) 災害廃棄物の適正処理体制の確保

県は、市町が策定した「災害廃棄物処理計画」に基づく適正処理体制の実行性を確保するための支援を行うとともに、必要に応じて「山口県災害対策マニュアル」(平成28年(2016年)3月)及び「災害廃棄物処理ガイドライン」(令和2年(2020年)3月)を見直します。

また、市町と民間事業者等との災害支援協定の締結を促し、民間事業者の処理能力やノウハウをより効果的に活用した処理体制の構築を推進します。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底

廃棄物処理は、県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても安定的に廃棄物の処理を継続することが求められます。今後も、新型コロナウイルス感染症は感染が拡大する可能性もあり、関係主体それぞれが危機意識を共有しながら事業の継続性を維持していくことが重要です。

市町等は、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の徹底により、感染拡大防止に向けた感染対策に努めます。また、新型コロナウイルス感染症を想定した廃棄物処理事業継続計画を策定し、必要な防護具の確保など一般廃棄物処理事業の継続のための対策を行います。

第2節 産業廃棄物循環プラン

1 3Rの推進

(1) 多量排出事業者に対する指導の強化

県及び下関市（廃棄物処理法に基づく政令市）は、産業廃棄物の多量排出事業者から提出された廃棄物の減量化に関する計画について公表するとともに、指導を強化し、減量化を促進します。

(2) 資源循環型産業の育成支援

県は、「プラスチック資源循環戦略」に基づくプラスチック資源の効率的な回収、リサイクルの拡大・高度化や、廃棄物等の性質や地域特性を活かす地域循環圏の形成に向けた支援などにより資源循環型産業の育成を図ります。

① 産学公民連携による廃棄物3R事業化の支援

県は、産学公民連携により、産業廃棄物の3R等に関する事業化に必要な技術や施設・設備の開発・研究を促進します。

② 廃棄物3Rの施設整備に向けた支援

県は、産業廃棄物の3R及び未利用エネルギー利活用施設整備を支援することにより、循環型社会の形成を促進します。また、AI、IoT等の新技術を活用した高効率な施設の導入を積極的に促します。

③ 地域循環圏の形成に向けた支援

県は、廃棄物等を地域内で有効活用する地域循環圏の形成に必要なFS（事業可能性）調査を支援することにより、循環型社会の形成を促進します。

④ エコ・ファクトリー認定、リサイクル製品認定普及事業の推進

県は、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている県内事業所をエコ・ファクトリーに認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進めます。

また、県内で発生する循環資源を利用して製造加工された製品をリサイクル製品として認定し、その利用推進及びリサイクル産業の育成を図るとともに、公共工事等において、リサイクル製品の地産地消を推進します。

(3) 食品ロス削減の推進（事業系）

県は、「山口県食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）からの食品ロスの削減に関する理解・関心の向上に向けた普及啓発の取組を推進します。

また、フードバンク活動の拡大・定着に向けて、食品関連事業者から安定的に未利用食品を寄贈してもらう供給体制を構築することにより、食品ロスの削減を図ります。

(4) 産業廃棄物税の活用

県は、産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルの促進を図るための取組を行います。

2 適正処理の推進

(1) 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底

県及び下関市は、排出事業者に対して法令遵守（コンプライアンス）の精神を醸成させるため、講習会等を開催し、業界全体の適正処理の気運を高め、不適正処理の未然防止や適正処理の推進を図ります。

(2) PCB 廃棄物処理の推進

県は、PCB 特措法及び「山口県 PCB 廃棄物処理計画」に基づき、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進します。特に、高濃度 PCB 廃棄物については、早期処理に向けた取組を推進します。

PCB 廃棄物の処理が終了するまでの間は、その適正管理を徹底するため、保管事業者に対し、PCB 特措法に基づく保管状況等の届出や廃棄物処理法に基づく適正な保管について、監視・指導を行います。

併せて、低濃度 PCB 廃棄物の実態把握のための取組を推進するとともに、令和8年度（2026年度）末までに廃棄物処理法に基づき、国が認定する無害化処理施設又は都道府県知事が許可した施設による早期処理を推進します。

(3) 処理施設等に対する監視指導の強化

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等への立入検査を行い、マニフェスト（産業廃棄物管理票）交付状況、施設の維持管理状況、有害使用済機器の保管状況などの監視指導を強化し、適正処理の確保を図ります。

(4) 電子マニフェストの普及促進

県は、電子マニフェストの普及を促進することにより、排出事業者、収集運搬業者や処理業者の3者による情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、県等の監視業務の合理化及び不適正処理の原因究明の迅速化を図ります。

(5) ダイオキシン類対策の推進

県及び下関市は、産業廃棄物焼却施設の設置者に対し、ダイオキシン類の排出ガス等の測定による排出基準の遵守状況や施設の適正な維持管理について、監視指導の徹底及び測定結果の公表により、「山口県ダイオキシン類対策指針」に定めているダイオキシン類排出量の削減目標の達成に努めます。

(6) 廃棄物の排出・処理状況の把握

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等の実態調査などを実施し、産業廃棄物の排出・処理状況等を的確な把握に努めます。

(7) 広域移動に対する適正処理の確保

県は、県境を越えて広域的に移動し、処理される廃棄物について、関係都道府県と連携して、的確な実態把握に努めるとともに、県内に搬入される廃棄物については、循環条例等に基づき、事業者に対する事前手続きや、搬入量の制限等を厳正に運用することで、適正処理の確保に努めます。

3 適正処理体制の確保

(1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保

県は、夜間パトロールや不法投棄ホットライン等により、不法投棄等の不適正処理の早期発見、未然防止を図ります。特に、不法投棄が多発する山間地には、IT技術等を活用して正確な投棄場所等の把握に努めます。また、地上からの把握が困難な事案についても、ドローンによる上空からの撮影により状況把握に努め、確認された不適正処理に対しては厳正に対処します。

さらに、市町職員の県職員への併任制度を活用するなど市町と密接に連携し、不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、各健康福祉センターに設置した住民、市町、警察等からなる「不法投棄等連絡協議会」や、警察本部、海上保安部等との連携も図り、廃棄物の不適正処理防止体制の確保に努めます。

(2) 優良産廃処理業者の育成・支援

県は、産業廃棄物の排出事業者責任の原則を踏まえ、排出事業者が優良な処理業者を選択できるよう、「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム」を整備し、廃棄物処理法に基づき認定された「優良産廃処理業者」を広く公表するとともに、優先的な活用を排出事業者呼びかけるなど、優良認定を取得する動機づけを行い、優良産廃処理業者の育成を図ります。

また、優良産廃処理業者認定の取得支援やPR等による活用促進、優遇措置（人材確保・育成等に関する支援等）を拡充する取組を推進していきます。

(3) 公共関与による広域処理体制の推進

県は、東見初広域最終処分場と新南陽広域最終処分場での産業廃棄物の全県的な受入体制により、引き続き産業廃棄物の適正処理を確保します。

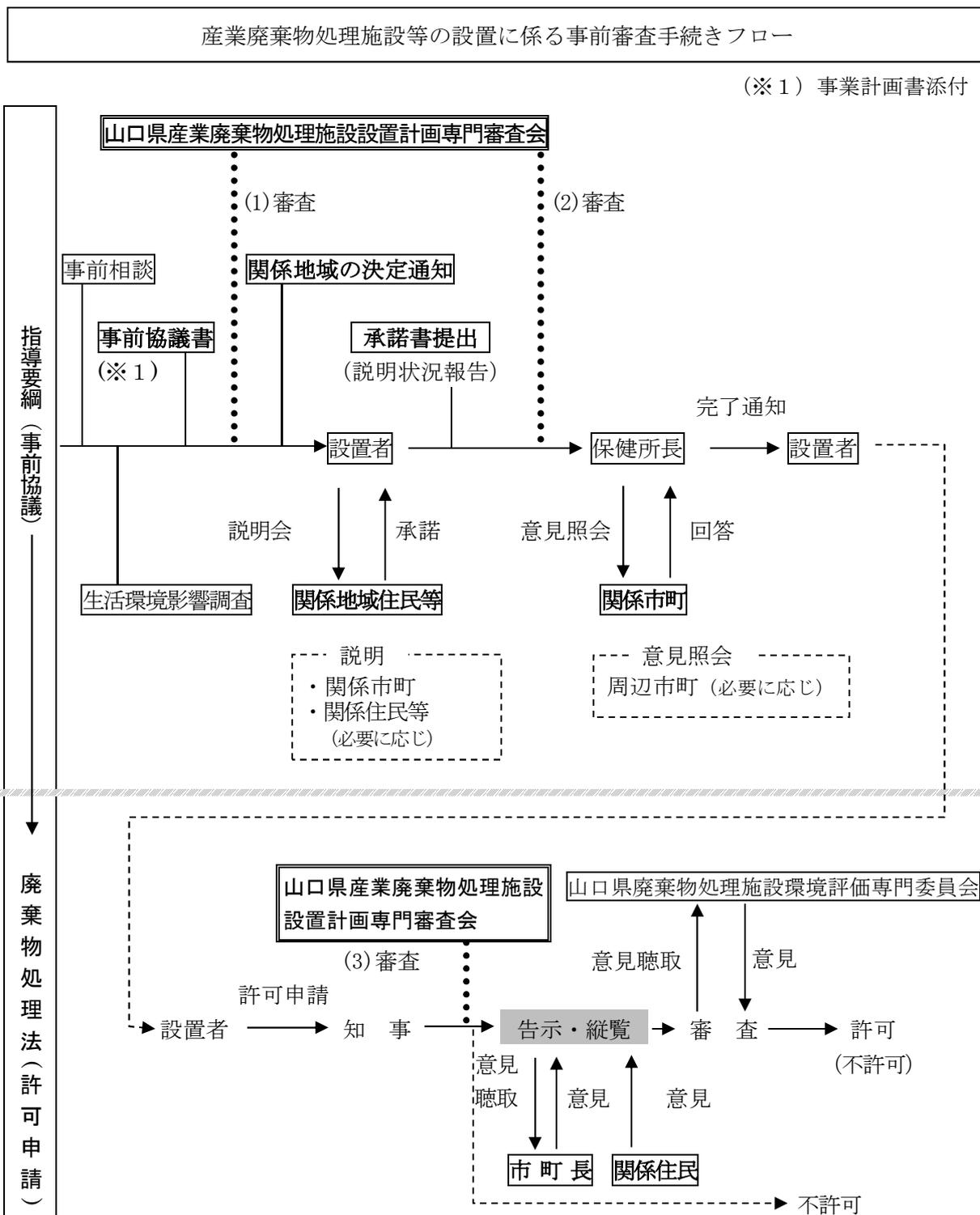
また、将来にわたり、県内における産業廃棄物の適正処理体制が確保されるよう、既設広域最終処分場の埋立状況、県内事業者の排出状況、新たな処分需要等を踏まえ、後継の広域最終処分場の整備に向けた検討を進めます。

(4) 処理施設設置に係る事前協議の推進等

① 処理施設設置に係る事前協議等

県は、事業者及び処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を図るため「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき、必要な指導を行います。

特に、産業廃棄物最終処分場や焼却施設等の設置については、「山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会」により、構造基準及び設置者の経理的基礎等の能力について、専門家による事前審査を実施します。



② 融資制度等の活用の推進

県は、産業廃棄物処理施設の整備やダイオキシン類対策などの施設の高度化を促進するため、県の融資制度や、その他の公的資金の活用について必要な指導等を行います。

③ 情報の提供

県は、処理技術等に関する情報を収集し、事業者及び処理業者に対して、施設の設置に係る技術指導や必要な情報提供を行います。

第3節 循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

1 環境学習・環境教育の推進

(1) 学校や地域社会での環境学習・環境教育の推進

県は、廃棄物の3R、適正処理及び海洋ごみ対策の必要性等に関して、県民の正しい理解と協力を得て、自主的な取組が促進されるよう、学校や地域社会で環境学習・環境教育を推進し、循環型社会の形成に関する情報の提供に努めます。

(2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

県は、市町や教育機関、NPO等と連携して、次のような取組を展開していきます。

- ・「環境学習推進センター」を中心とした体験型環境学習講座等の充実
- ・多様な学習指導者の登録・派遣システムの普及
- ・学校や地域等で活用する環境学習プログラムの充実
- ・市町のごみ焼却施設、リサイクルプラザ等を活用した環境学習の促進
- ・関係団体等との連携・協働による環境学習の促進

2 普及啓発及び情報提供

県及び市町は、3Rや資源の大切さを認識・共感し、日頃の消費行動へ結びつけることを目的とした「選ぼう！3Rキャンペーン」や、3Rに関する意識醸成及び行動喚起を促進する「Re-Style事業」等の国による取組について、広く周知を図ります。

また、海ごみゼロウィーク（5月30日～6月5日）、環境月間（6月）、3R推進月間・食品ロス削減月間（10月）や、循環条例で定める循環型社会形成推進月間（10月）には、海洋ごみ対策、廃棄物の3R・適正処理、食品ロス削減の必要性などについて、県民や事業者の自主的な取組や連携・協働を促進するように、行政の施策やその実施状況・関連情報などの積極的な提供に努めます。

第5章 重点プロジェクト

第4章の施策のうち、次の項目を「重点プロジェクト」として重点的に取り組みます。

プロジェクト1 【ぶちエコやまぐち3R県民運動の推進】

- ◆ プラスチックごみ削減の推進
- ◆ 山口県食品ロス削減推進計画に基づく取組の推進
- ◆ 多様な分野での3R県民運動の推進

プロジェクト2 【次世代を担う資源循環型産業の強化】

- ◆ 資源循環型産業の育成支援
- ◆ 地域特性を活かした地域循環圏の構築
- ◆ エコ・ファクトリーやリサイクル製品の認定の拡大

プロジェクト3 【廃棄物の適正処理の推進】

- ◆ 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底
- ◆ PCB 廃棄物の適正処理の促進
- ◆ 優良産廃処理業者の育成・支援
- ◆ 不適正処理監視体制の強化
- ◆ 公共関与による広域処理体制の推進

プロジェクト4 【海洋ごみ対策の充実強化】

- ◆ 多様な主体による回収・処理対策の促進
- ◆ 内陸から沿岸に至る流域圏の多様な主体と連携した発生抑制対策の推進
- ◆ 推進体制の運営

第6章 循環型社会形成推進への取組

第1節 山口県食品ロス削減推進計画

1 趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことを指し、日本で排出される食品由来の廃棄物のうち、約612万トン（平成29年度（2017年度））が食品ロスと推計（農林水産省及び環境省）されています。この量は、国民1人1日当たり約132グラム（茶碗約1杯のご飯の量）に相当し、日本の年間コメ消費量に匹敵します。

食品ロスの削減は、国際連合で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）のターゲットの1つとして、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること」等が盛り込まれるなど、関心が高まっています。

国では、平成30年（2018年）6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、「家庭系食品ロス量については、2030年度を目標年次として、2000年度の半減」とする目標が設定されました。

また、令和元年（2019年）7月の食品リサイクル法に基づく新たな基本方針においても、「事業系の食品廃棄物について、特に本来食べられるにも関わらず捨てられる食品ロスの削減については、2000年度比で2030年度までに半減させる目標」とされました。

さらに、令和元年（2019年）10月に、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行され、同法第12条で、県に対して「食品ロス削減推進計画」を策定することを求めています。

このため、山口県循環型社会形成推進基本計画の改定にあわせて、県内の食品ロスの削減の推進に関する「山口県食品ロス削減推進計画」を策定するものです。

2 位置づけ

この計画は、食品ロス削減推進法に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する都道府県食品ロス削減推進計画として位置付けます。

また、この計画は、「山口県循環型社会形成推進基本計画」、「第3次やまぐち食育基本計画」等と調和を図ります。

3 計画期間

「山口県循環型社会形成推進基本計画」（第4次）にあわせ、令和3年度（2021年度）から、令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

4 本県における食品ロスの現状

平成 29 年度（2017 年度）県内で発生している食品由来の廃棄物等は、年間約 28 万トンで、このうち、約 6.7 万トンが食べられるにもかかわらず、廃棄された食品ロスと推計されます。

その内訳は、家庭からの発生が約 3.1 万トン（46%）、食品製造や流通段階で約 2.2 万トン（33%）、外食産業で約 1.4 万トン（21%）であり、家庭からの発生が約 5 割を占めます。

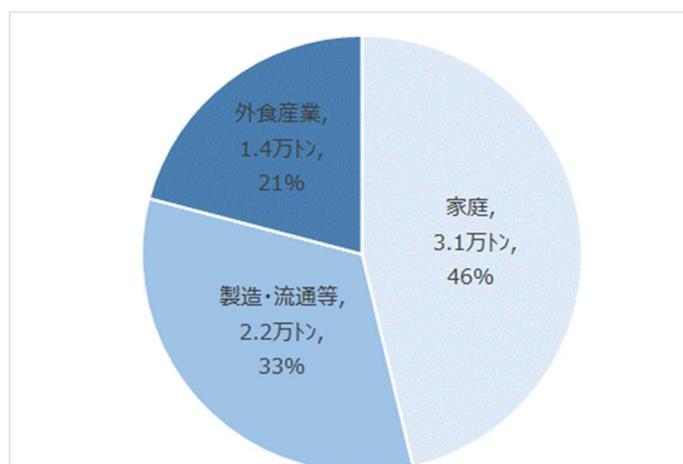


図 6-1-1 山口県（H29）の食品ロスの発生状況
* 環境省平成 29 年度推計値から試算

5 目的

食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、食品ロスが発生していることから、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携・協力し、社会全体で食べ物を無駄にしない意識（もったいないのこころ）の醸成を図るなど、全県的な取組を推進し、食品ロスの削減を進めます。

なお、食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、再生利用（飼料化、肥料化）するよう努めます。

6 目標

本計画の目標は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 2 年（2020 年）3 月）を踏まえ、「2030 年度までに 2000 年度比で、県内で発生する食品ロス量を半減させる」とします。

表 6-1-1 家庭系食品ロスと事業系食品ロスの発生状況と 2030 年度目標（山口県）

	2000 年度		2017 年度		2030 年度（目標）
家庭系食品ロス	5.2 万 t	▷	3.1 万 t	▷	2.6 万 t
事業系食品ロス	6.6 万 t		3.6 万 t		3.3 万 t

7 推進施策

食品ロスの削減を進めるため、県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成される「山口県食品ロス削減推進協議会」と連携・協働し、全県的な取組を推進します。

(1) 「やまぐち3きっちよる運動」の推進

県は、県民運動として、“おいしく、ぜんぶ、たべちゃろう”を合言葉に「やまぐち食べきっちよる運動」を展開しています。これに加え計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきっちよる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きっちよる運動」による「やまぐち3きっちよる運動」を推進し、食品ロスの削減を図ります。

(2) 普及啓発、学習及び教育の振興

県は、エシカル消費^{※1}の普及啓発を推進するなど、消費者自らがエシカル消費を実践できる環境づくりに取り組みます。

また、食べられるにもかかわらず廃棄される食品を引き取り、子ども食堂や社会福祉施設等へ届けることで、「もったいない」を「ありがとう」に変えるフードバンク活動を消費者等に理解してもらうため、環境学習や環境教育を充実させ、「もったいないのこころ」をテーマとした県オリジナルの冊子を活用することにより、全県的な食品ロス削減の気運醸成を図ります。

(3) 未利用食品を有効に活用するための活動の拡大・定着

県は、県内各地の食品製造業者等が未利用食品をフードバンクに寄贈する流れを生み出すため、在庫・賞味期限・保管場所などを効率的に一元管理するシステムを利用して寄贈食品の安心・安全を確保するとともに、未利用食品をフードバンクに寄贈する際の輸送等の課題への対応策などを検討します。

(4) 食品関連事業者等の取組に対する支援

県は、県内で営業する旅館、ホテル等の宿泊施設、飲食店を対象として、「やまぐち食べきり協力店」への登録や、フードバンクへ食品を寄贈する食品関連事業者等に対して、登録制度を設け、県が公表することなどによるインセンティブを設けること等により、食品ロス削減の取組の認知度向上を図ります。

(5) 情報の収集及び調査・研究の推進

県は、先進的な取組や優良事例等を収集し、ウェブサイトやSNS等を通じた幅広い世代への情報発信に努めます。

また、食品関連事業者等に対して、食品ロスの発生状況などの調査を行い、その有効利用方法等について検討します。

※1) エシカル消費

倫理的消費。地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動のことをいいます。

8 各主体に求められる役割と行動

食品ロスは、消費者及び食品関連事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組む必要があります。食品ロスの削減を推進するためには、各主体が食品ロスの状況と削減の必要性の理解に努め、自主的かつ積極的な取組が期待されます。

消費者、食品関連事業者、消費者団体・NPO、行政の各主体は以下のような役割を担います。

(1) 消費者

消費者に求められる役割と行動（エシカル消費の実践）は次のとおりです。

- ・ 3きっちよる運動への協力
- ・ 食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用
- ・ 食べきれる量の注文
- ・ おいしい食べきりを呼びかける「3010運動^{※2}」の実践
- ・ 食品の期限表示を正しく理解し使用時期を考慮して購入（手前取り、見切り品の購入）
- ・ フードバンク活動への理解及びフードバンクポスト^{※3}やフードドライブ^{※4}を活用した災害時用備蓄食料等の入替時における未利用食品の寄贈

(2) 食品関連事業者

食品関連事業者に共通して求められる役割と行動は次のとおりです。

- ・ 消費者に対する自らの食品ロス削減の取組の情報提供や啓発の実施
- ・ サプライチェーンでのコミュニケーションの強化
- ・ 包装資材に傷や汚れがあるが、品質に異常がない商品の販売（輸送や保管に支障がある場合を除く）
- ・ フードバンク活動への理解、未利用食品の寄贈

食品製造業者等に個別に求められる役割と行動は次のとおりです。

① 食品製造業者

- ・ 原料の無駄のない利用、製造・出荷工程における適正管理・鮮度保持
- ・ 製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長
- ・ 年月表示化など、賞味期限表示の大括り化
- ・ 食品の端材や形崩れ品の有効活用

② 食品卸売・小売業者

- ・ 納品期限の緩和（商習慣の見直し）
- ・ 季節商品の予約制等、需要に応じた販売の工夫
- ・ 売り切りの取組（小分けや少量販売、値引き、ポイントの付与等）

※2) 3010運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

※3) フードバンクポスト

家庭や事業所からでる未利用の食品を集めるポストのことです。県内のスーパーなど55箇所（R2.10現在）に設置されています。

※4) フードドライブ

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉施設等に寄付する活動のことです。

- ③ 外食事業者等（レストランや宴会場のあるホテル等を含む）
 - ・食べきり協力店の登録
 - ・天候や日取り等を考慮した仕入れ、小盛メニューや消費者の要望に応じた量の調節
 - ・おいしい食べきりを呼びかける「3010運動」の実施
 - ④ 農林水産物生産者
 - 規格外や未利用の農林水産物の有効活用（新たな販路開拓、商品開発等）
- (3) 事業者（食品関連事業者、農林水産物生産者以外の事業者を含む。）
食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行います。
また、災害時用備蓄食料の入替時におけるフードバンクへの寄贈など有効活用に努めます。
- (4) 消費者団体・NPO
消費者団体、NPO等の関係団体は、そのネットワークや実績等を活用し、食品ロスの削減に関する普及啓発を積極的にすすめ、多様な関係者とも連携し取組を推進していきます。
- (5) 行政
- ① 県の役割
全県的な食品ロス削減に向け、率先して、消費者、事業者、関係団体等との連携を強化し、食品ロス削減の気運の醸成や普及啓発事業などを展開します。
 - ② 市町の役割
市町は、国の基本方針及び本計画を踏まえ、当該市町の域内における食品ロス削減推進計画（食品ロス削減推進法第13条の規定に基づく計画）の策定に努めます。
また、地域住民等へのエコクッキング^{※5}や出前講座などの普及啓発及び関連施策の実施など、積極的な取組に努めます。

9 計画の推進体制、進行管理

- (1) 推進体制の整備
県は、消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成する「山口県食品ロス削減推進協議会」などの場を活用し、意見交換を行い、得られた意見等を県の施策に反映させるよう努めます。
- (2) 計画の進行管理
県は、目標の達成状況等を適切に把握し、その結果を県のホームページなどに掲載・公表することで、広く県民、事業者等への情報提供に努めます。
- (3) 計画の見直し
今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法など関係法令の改正などがあった場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

※5) エコクッキング

「環境と調和した食生活」という意味であり、食べ物の選び方・買い方を工夫する、環境に負担の少ない料理をする、洗い方・後片付けの手順は環境を考えて行うなどの考え方を基本にしています。

第2節 山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画

1 背景と目的

本県では、ダイオキシン類削減対策、焼却残さの高度処理対策、リサイクルの推進等を踏まえた上で、市町が連携、協力し、広域的なごみ処理体制を確立するための指針として「山口県ごみ処理広域化計画」（平成11年（1999年）3月）を策定しました。

平成18年度（2006年）以降、ごみ処理広域化の取組を「山口県循環型社会形成推進基本計画」に位置づけ、ごみ焼却施設やし尿処理施設の集約化等、一定の成果を上げています。

平成31年（2019年）3月、国は「持続可能な適正処理の確保に向けた処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（通知）を発出し、その中で、これまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつあり、人口減少社会への対応や様々な規模及び種類の災害への対策の強化など、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があることから、県に対して、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定するよう求めています。

本県の多くの市町等では国の通知を踏まえて、持続可能な適正処理の確保に向けた取組が検討されています。今後、県と市町が連携、協力し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画」を策定します。

2 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

3 広域ブロックの区割りと概況

山口県ごみ処理広域化計画においては、本県の地域性やこれまでの地域ブロックとの整合から、表6-2-1に示す7ブロック（岩国、柳井、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）の広域ブロックの区割りを設定しています。

表6-2-1 広域7ブロックの区割りと概況

ブロック	構成市町	人口（人） （H30）	面積（km ² ） （R1.10.1）	ごみ総排出量 （ト/年） （H30）
岩国	岩国市、和木町	142,100	884.3	47,326
柳井	柳井市、周防大島町、上関町、 田布施町、平生町	78,345	397.8	29,048
周南	下松市、光市、周南市	252,773	837.8	87,359
山口・防府	山口市、防府市	308,856	1,212.6	113,977
宇部・小野田	宇部市、美祢市、山陽小野田市	253,435	892.4	91,449
下関	下関市	264,220	716.1	99,068
長門・萩	萩市、長門市、阿武町	85,588	1,171.6	31,089
合計		1,385,317	6,112.5	499,316

注）四捨五入により合計値が合致しない場合がある

4 広域化・集約化の状況及び現在の廃棄物処理体制

本県のごみ焼却施設、最終処分場及びし尿処理施設等は、山口県ごみ処理広域化計画に基づき、表 6-2-2 のとおり、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を進めてきました。リサイクル関連施設は、容器包装リサイクル法等の整備に伴うリサイクルの推進により、施設数が増加しています。

表 6-2-2 ごみ焼却施設等の施設数の推移

施設の種類	H10.3	H16.3	R2.4
ごみ焼却施設（灰溶融固化施設を含む）・ ごみ燃料化施設	21	20	14
最終処分場	49	48	38
し尿処理施設・コミュニティプラント・ 汚泥再生処理センター	22	23	17
リサイクル関連施設※	23	39	42

※ 粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ、リサイクルセンター、その他の資源化等の施設（ストックヤード、廃棄物運搬中継施設、廃棄物中間処理施設など）

このうち、「山口県循環型社会形成推進基本計画」（第3次）の計画期間（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））における広域化・集約化の実施状況は以下のとおりです。

① ごみ焼却施設

- ・サンライズクリーンセンター（岩国市）の新設に伴い、岩国市及び和木町のごみ処理を開始（平成31年（2019年）4月）
- ・周陽環境整備センターを廃止し、周南地区衛生施設組合（恋路クリーンセンター）において周南市熊毛地区のごみ処理を開始（平成31年（2019年）4月）

② し尿処理施設

- ・旧下関市及び豊浦・大津環境浄化組合による処理を下関市環境部彦島工場に集約（平成29年（2017年）4月）
- ・岩国市にしきクリーンセンターを廃止し、岩国市みすみクリーンセンターに集約（平成30年（2018年）4月）

この結果、令和2年（2020年）4月1日現在の各ブロックにおける一般廃棄物処理施設等の設置状況は別添のとおりであり、その概要は以下のとおりです。

(1) 一般廃棄物処理施設

① ごみ焼却施設

ごみ焼却施設が11施設あり、処理能力は、1,765t/日です。また、ごみ焼却施設の余熱利用として発電を実施しているものが8施設あります。

② ごみ燃料化施設

メタンガス化施設（廃棄物系バイオマスをメタン発酵させ、バイオガスを回収する施設）、ごみ固形燃料化（RDF）施設、BDF施設（廃食用油をバイオディーゼル燃料として再生する施設）が各1施設あり、処理能力は79.6t/日です。

③ 粗大ごみ処理施設

粗大ごみを対象に破砕、圧縮等の処理及び有価物の選別を行う施設が 11 施設あり、処理能力は 360t/日です。

④ リサイクルプラザ・センター

廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進めるとともに、3R の普及啓発等を行うための施設が 18 施設あり、処理能力は約 390t/日です。

⑤ その他の資源化等の施設

①～④以外の資源化等の施設が 13 施設あり、処理能力は約 91t/日です。

(2) 最終処分場

最終処分場（埋立処分地）が 38 施設あり、全体容量は約 374 万m³です。

(3) し尿処理施設及びコミュニティプラント

し尿処理施設等が 17 施設あり、処理能力は約 2,900kl/日です。

5 人口及び排出量等の将来予測

(1) 将来の人口及びごみ総排出量

国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年（2018 年）推計）の市町別データを基本とし、この予測に市町ごとの 1 人 1 日当たりごみ排出量（平成 28 年度（2016 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの平均）を乗じたごみ総排出量の将来予測結果は、図 6-2-1 に示すとおりです。

人口は、平成 30 年度（2018 年度）実績で約 138.5 万人ですが、本計画期間の最終年度である令和 12 年度（2030 年度）には、約 1 割減の約 123.0 万人、ごみ総排出量は、平成 30 年度（2018 年度）実績の約 499 千トンに対して、令和 12 年度（2030 年度）には 445 千トンとなる見込みです。

また、20 年後の令和 22 年度（2040 年度）には、平成 30 年度（2018 年度）実績に比較して、将来人口及びごみ総排出量は、約 2 割減少し、それぞれ 110.0 万人と 398 千トンになる見込みです。

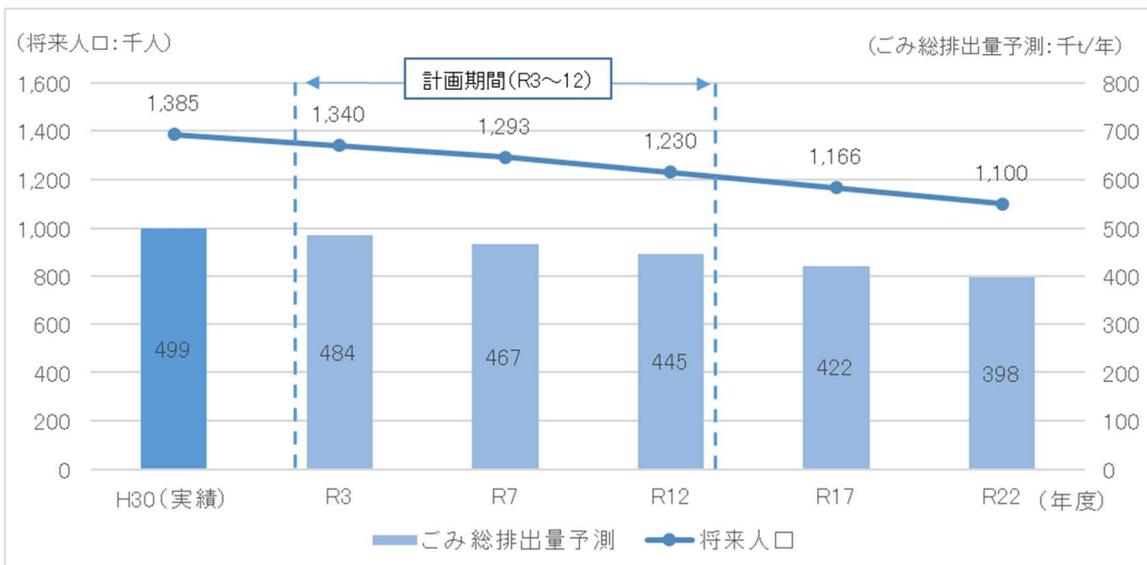


図 6-2-1 将来人口及びごみ総排出量の将来予測結果

なお、広域ブロック別の将来人口及びごみ総排出量の将来予測結果は、表 6-2-3 及び表 6-2-4 のとおりです。

表 6-2-3 広域ブロック別の将来人口予測結果（千人）

年度 広域ブロック	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国	142	134	127	119	111	103
柳井	78	74	69	63	58	53
周南	253	243	236	226	215	204
山口・防府	309	311	308	303	296	288
宇部・小野田	253	247	239	228	216	204
下関	264	252	241	226	211	196
長門・萩	86	79	73	66	59	52
全県合計	1,385	1,340	1,293	1,230	1,166	1,100
対H30年比	-	97%	93%	89%	84%	79%

注) 四捨五入により合計値が合致しない場合がある

表 6-2-4 広域ブロック別のごみ総排出量の予測結果（千ト/年）

年度 広域ブロック	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国	47	44	42	39	36	33
柳井	29	28	26	24	22	20
周南	87	83	81	77	74	70
山口・防府	114	114	113	112	109	106
宇部・小野田	91	91	88	84	80	76
下関	99	95	91	85	79	74
長門・萩	31	29	27	24	22	19
全県合計	499	484	467	445	422	398
対H30年比	-	97%	94%	89%	84%	80%

注) 四捨五入により合計値が合致しない場合がある

(2) 将来のごみ焼却処理量

将来のごみ焼却処理量の広域ブロック別の予測結果は、表 6-2-5 のとおりです。

ごみ焼却処理量は、ごみ総排出量の約 8 割に相当し、平成 30 年度（2018 年度）実績で約 400 千トン/年ですが、本計画期間の最終年度である令和 12 年度（2030 年度）は、約 1 割減の約 356 千トン/年となる見込みです。

また、20 年後の令和 22 年度（2040 年度）には、平成 30 年度（2018 年度）実績に比較して、約 2 割減の 319 千トン/年となる見込みです。

表 6-2-5 広域ブロック別のごみ焼却処理量の予測結果（千トン/年）

年度 広域ブロック	H30 (実績)	R3	R7	R12	R17	R22
岩国	36	35	33	31	29	27
柳井	24	22	21	19	18	16
周南	66	67	65	62	59	56
山口・防府	92	92	91	89	87	85
宇部・小野田	72	73	70	67	64	60
下関	84	76	72	68	63	59
長門・萩	24	23	21	19	17	15
全県合計	400	388	374	356	338	319
対H30年比	-	97%	93%	89%	84%	80%

注) 四捨五入により合計値が合致しない場合がある

(3) ごみ焼却施設の処理能力に対する比率

ごみ焼却処理施設の広域化・集約化の検討に当たって、現行のごみ焼却施設の処理能力に対する年間のごみ焼却処理量の予測結果を表 6-2-6 に示します。

平成 30 年度（2018 年度）には、施設能力の約 87%に相当する焼却処理を実施していますが、令和 12 年度（2030 年度）には約 78%、令和 22 年度（2040 年度）には約 69%になると見込まれ、山口・防府、宇部・小野田ブロックを除き、施設の処理能力の余力が大きくなると予測されます。

一方、公共の廃棄物処理施設は、災害廃棄物[※]を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点であり、災害に備えた広域的な連携体制を確保する観点から、ある程度の余力を保つ必要があります。

※) 平成 21 年（2009 年）7 月の中国・九州北部豪雨

山口市及び防府市から発生した 7,640 トンの災害廃棄物のうち 1,234 トンを市焼却施設で処理

平成 30 年（2018 年）7 月豪雨

県東部（岩国市、周南市、光市、周防大島町、下松市）で 10,620 トンの災害廃棄物が発生

表 6-2-6 広域ブロック別のごみ焼却施設の処理能力に対する
ごみ焼却処理量の予測結果の比率[ト/日]

年度 広域ブロック	H30 (実績)	R3	R7	R12 [※]	R17	R22 [※]	現行の施設 処理能力
岩国	140	134	128	120 (75%)	111	103 (64%)	160
柳井	94	86	81	74 (46%)	68	62 (39%)	160
周南	254	256	249	238 (72%)	227	216 (65%)	330
山口・防府	356	352	349	343 (93%)	336	327 (88%)	370
宇部・小野田	278	280	271	258 (90%)	246	232 (81%)	288
下関	324	292	279	261 (75%)	244	227 (65%)	350
長門・萩	93	90	83	74 (69%)	66	59 (55%)	107
全県合計	1,539	1,491	1,438	1,369	1,298	1,225	1,765
現行の施設処 理能力に対す る比率 [※]	(87%)	(84%)	(81%)	(78%)	(74%)	(69%)	-

※ () 内の比率は、H30年度の全連続運転している全てのごみ焼却炉の平均稼働日数(260日)から算出
注) 四捨五入により合計値が合致しない場合がある

6 広域化・集約化の方向性について

ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を図ることで、人口減少等によるごみ処理量減少への対応、ごみ処理事業に係るコスト縮減、災害対策の強化等が期待されます。

(1) ごみ処理施設の集約化の方向性

令和12年度(2030年度)には、県内のごみ焼却施設11施設のうち、稼働年数が30年以上となる施設が5施設となる見込みです。これらの老朽化するごみ焼却施設については、延命化や長寿命化を図りつつ、焼却が必要な一般廃棄物を適正に処理できるよう広域化・集約化を踏まえた計画的な更新等を進めていく必要があります。

また、その際には、地球温暖化対策の観点から、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入で得られるエネルギーの有効活用により、化石燃料起源の二酸化炭素の排出抑制を図ります。

さらに、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進め、生じた電力や熱を地域で利活用することで脱炭素化、売電収入等が期待されます。

なお、広域化・集約化によるごみの収集範囲の拡大により、収集運搬経費が増加する可能性もあることから、中継施設の設置及び大型運搬車の導入による収集運搬の効率化の検討等を含め、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図る必要があります。

(2) 今後の施設整備計画

既存の施設の計画的かつ効率的な維持管理及び設備の更新により、延命化・長寿命化を図る基幹的設備改良等が計画されています。

- ① 下関市：ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設の基幹的設備改良
- ② 宇部市：ごみ焼却施設の基幹的設備改良
- ③ 周東環境衛生組合：ごみ焼却施設及びし尿処理施設の新設又は基幹的設備改良

(3) し尿処理施設の集約化の方向性について

し尿の排出量は、処理人口の減少に伴って減少することが予測されます。そのため、し尿処理施設については、各市町の一般廃棄物処理基本計画等に準じて、下水道処理や集約化等を進めることとします。

(4) ごみ処理の広域化（広域ブロックの区割り）の方向性

一般廃棄物の処理施設等は、これまでの広域化・集約化の状況、現行の処理体制、将来のごみの総排出量の予測、さらには、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理や地球温暖化対策への取組等を踏まえて、令和12年度（2030年度）までは、現行の広域ブロックの区割りを維持し、市町等の施設整備計画を進めることとします。

しかし、令和12年度（2030年度）以降は、現行の施設処理能力の余力が大きくなることや老朽化したごみ処理施設の更新が迫っていること等を踏まえ、広域ブロックの区割りの見直しを検討する必要があります。

このため、本計画期間内に、県廃棄物広域対策協議会及び7ブロックの地区協議会において、持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討を実施します。

7 計画の進行管理、見直し

県は、県内のごみ処理状況やし尿処理状況、一般廃棄物処理施設の設置状況等を適切に把握します。

また、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化が適切かつ効率的に行われるよう、市町に対して助言を行うとともに、具体的な検討が行われるよう市町等間の調整を行います。

なお、計画期間中に国の動向、県又は市町等の関連計画の改定や人口減少の影響等により、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の再構築の必要性が出た場合は、必要に応じて、本計画の見直しを図ります。

ごみ処理広域各ブロックにおける廃棄物処理体制 (令和2年(2020年)4月1日現在)

1 一般廃棄物処理施設

① ごみ焼却施設

ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (t/日)	発電出力 (kW)	稼働開始年
岩国	サンライズクリーンセンター	全連続	160	3,900	H31
柳井	周東環境衛生組合清掃センター	全連続	138		S61
	周防大島町清掃センター	機械バッチ	22		H10
周南	恋路クリーンセンター	全連続(流動床)	330	1,980	H7
山口・防府	防府市クリーンセンター	全連続	150	3,600	H26
	山口市清掃工場	全連続	220	3,600	H10
宇部・小野田	宇部市環境保全センター	全連続	198	4,000	H14
	山陽小野田市環境衛生センター	全連続	90		H27
下関	下関市奥山工場	全連続	180	3,180	H14
			170	3,600	H28
長門・萩	萩・長門清掃工場(はなもゆ)	全連続	104	60	H27
	萩市見島ごみ焼却場	固定バッチ	3		H11

② ごみ燃料化施設

ブロック	名 称	処理能力 (t/日)	施設の 種 類	稼働開始年
山口・防府	防府市クリーンセンター 可燃ごみ施設バイオガス化施設	51.5	メタン化	H26
	山口市廃食用油リサイクルプラント	0.1	BDF化	H16
宇部・小野田	美祢市カルストクリーンセンター	28	RDF化	H11

③ 粗大ごみ処理施設

ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (t/日)	稼働開始年
柳井	熊南総合事務組合資源活用センター	破 碎	5	H9
周南	恋路クリーンセンター	破 碎	20	H7
山口・防府	防府クリーンセンター リサイクル施設	破 碎	14	H26
宇部・小野田	宇部市リサイクルプラザ（粗大ごみライン）	破 碎	45	H7
	山陽小野田市環境衛生センター	破 碎	20	S57
下関	下関市奥山工場	破 碎	125	S55
	下関市リサイクルプラザ	破 碎	41	H15
	クリーンセンター響	破 碎	32	H30
長門・萩	長門市清掃工場	破 碎	10	H15
	萩市大井不燃物埋立処分場	破 碎	25	H元
	阿武町リサイクルセンター	破 碎	5	H7

④ リサイクルプラザ・センター

ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (t/日)	稼働開始年
岩国	岩国市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	59	H11
	和木町クリーンセンター	選別、圧縮・梱包	3	S46
柳井	熊南総合事務組合資源活用センター	選別、圧縮・梱包	4	H9
	周防大島町環境センター	選別、圧縮・梱包、 破砕	8	H19
周南	周南市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	80	H23
	周南東部環境施設組合 リサイクルセンター「えこぱーく」	選別、圧縮・梱包	33	H20
山口・防府	防府市クリーンセンター リサイクル施設	選別、圧縮・梱包	9	H26
	山口市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	19.5	H9
	山口市不燃物中間処理センター	選別	50	H20
宇部・小野田	宇部市リサイクルプラザ （資源ごみライン）	圧縮・梱包	25	H7
	美祢市リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	1	H12
下関	下関市リサイクルプラザ	選別、圧縮・梱包	72	H15
長門・萩	長門市リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	4.9	H13
	長門市清掃工場（リサイクル施設）	選別、圧縮・梱包	2.9	H29
	萩市リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	4.9	H9
	萩第二リサイクルセンター	圧縮・梱包	4	H20
	萩市田万川リサイクルセンター	圧縮・梱包	2.3	H10
	阿武町リサイクルセンター	選別、圧縮・梱包	3	H12

⑤ その他の資源化等の施設

ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (t/日)	稼働開始年
岩国	岩国市本郷ごみ処理場	圧縮・梱包	10	S56
	和木町クリーンセンター	圧縮・梱包	3	S46
柳井	柳井市不燃物処理場手選別場	選別	2	S63
周南	周南東部環境施設組合 後畑不燃物埋立処理場	選別、圧縮・梱包	38	S58
	周南市熊毛ストックヤード	選別	3	H7
	周南市鹿野空き缶プレス機	圧縮・梱包	0.5	H10
	周南市処理困難物選別施設	選別	3	H31
山口・防府	山口市小郡ストックヤード	選別、圧縮・梱包	2.4	H12
	山口市阿東クリーンセンター	選別、圧縮・梱包	1	H12
宇部・小野田	宇部市プラスチックごみ圧縮梱包施設	圧縮・梱包	13	H13
	宇部市ペットボトル圧縮梱包施設	圧縮・梱包	1.25	H10
	山陽小野田市環境衛生センター	選別、圧縮・梱包	8	H2
下関	クリーンセンター響不燃物処理施設	選別	6	S55

2 一般廃棄物最終処分場

ブロック	市 町 名 一部事務組合名	名 称	全体容量 (m ³)	埋立開始年	備考
岩国	岩国市	岩国市日の出町最終処分場	100,500	H14	
	岩国市	岩国市玖珂不燃物処理場	9,065	S53	
	岩国市	岩国市周東埋立処分場	20,400	S59	
	和木町	和木町一般廃棄物最終処分場	60,000	H 6	
柳井	柳井市	柳井市不燃物処理場	166,087	S63	
	熊南総合事務組合	資源活用センター①	19,060	S56	
	熊南総合事務組合	資源活用センター②	18,893	H16	
	周防大島町	周防大島町環境センター 最終処分場	16,000	H20	
	周防大島町	東和不燃物処理場	24,160	S55	
	周防大島町	東和瓦処分場	2,470	H 6	
	周防大島町	橋不燃物処理場	2,200	H10	
周南	周南市	周南市鹿野一般廃棄物最終処分場	6,840	H16	
	周南市	徳山下松港新南陽 N7 地区 最終処分場	70,000	H26	
	周南東部環境施設組合	後畑不燃物処理場 (第3期)	113,922	H22	

第6章 循環型社会形成推進への取組

ブロック	市 町 名 一部事務組合名	名 称	全体容量 (m ³)	埋立開始年	備考
山口・防府	防府市	防府市一般廃棄物最終処分場	316,000	H8	
	山口市	山口市神田一般廃棄物最終処分場	341,850	H3	
	山口市	山口市青江一般廃棄物最終処分場	225,505	S47	
	山口市	山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場	66,000	H2	
	山口市	山口市岡山最終処分場	4,614	S42	
	山口市	山口市阿東一般廃棄物最終処分場	26,000	H12	
	山口市	山口市大浦一般廃棄物最終処分場	28,000	H29	
宇部・小野田	宇部市	宇部市一般廃棄物最終処分場	131,300	H20	
	山陽小野田市	山陽小野田市環境衛生センター (最終埋立処分場)	54,400	S61	
	山陽小野田市	山陽小野田市環境衛生センター (一般廃棄物最終処分場)	60,000	H13	
	山陽小野田市	山陽小野田市清掃工場 (山陽処分場)	38,000	H 2	
	美祢市	美祢市一般廃棄物最終処分場	22,000	H12	
	美祢市	美祢市美東一般廃棄物最終処分場	16,000	H 2	
下関	下関市	吉母管理場	1,273,200	S61	
	下関市	クリーンセンター響最終処分場	49,500	S63	
長門・萩	長門市	長門市一般廃棄物最終処分場	13,000	H17	
	萩市	大井不燃物埋立処分場	146,000	H 元	
	萩市	見島不燃物埋立処分場	54,000	S50	休止中
	萩市	大島不燃物埋立処分場	7,000	S49	休止中
	萩市	相島不燃物埋立処分場	1,800	H 3	休止中
	萩市	田万川不燃物埋立地	13,610	S40	
	萩市	田万川一般廃棄物最終処分場	5,100	H11	
	萩市	須佐一般廃棄物最終処分場	189,086	S45	

3 し尿処理施設

ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (kl/日)	稼働開始年
岩国	岩国市みすみクリーンセンター	標 脱	129	H21
	玖西環境衛生組合 真水苑	高負荷・膜分離	28	H15
柳井	周東環境衛生組合衛生センター	標 脱	120	S57
	周防大島町衛生センター	標 脱	40	S60
	周防大島町情島衛生センター	高負荷	0.3	S63
	祝島し尿処理場	高負荷・膜分離	1	H8
周南	下松市衛生センター	下水投入・一次処理	30	S59
	光市深山浄苑	嫌気・好気・ 高負荷・膜分離	38	H11
山口・防府	防府市クリーンセンターし尿処理場	標 脱	165	H 6
	山口市環境センター	下水投入	525	S56
宇部・小野田	宇部市環境保全センターし尿処理場	好希釈・下水投入	150	S60
	山陽小野田市小野田浄化センター	高負荷	90	H 元
	美祢市衛生センター	標 脱	34	S63
下関	下関市環境部彦島工場	好希釈・下水投入	198	H19
長門・萩	萩第二浄化センター	標脱・下水投入	55	H10
	萩市見島し尿処理場	高負荷	3	H16

※処理方式 嫌気：嫌気性消化・活性汚泥処理方式
 好気：好気性消化・活性汚泥処理方式
 好希釈：好気性処理のうち、希釈ばつ気・活性汚泥処理方式
 標脱：標準脱窒素処理方式（旧低二段）
 高負荷：高負荷脱窒素処理方式
 膜分離：膜分離処理方式
 下水投入：下水投入方式 一次処理：一次処理後に下水道に放流

4 コミュニティプラント

ブロック	名 称	処理方式	処理能力 (kl/日)	稼働開始年
宇部・小野田	秋吉地域し尿処理施設	長時間ばつ気	1,320	S48

**5 一般廃棄物処理施設（許可対象：廃棄物処理法第8条）の設置状況
（市町以外が設置したもの）**

施設の種類 ブロック	ごみ処理施設						し尿処理 施設	最終 処分場	合 計
	焼却施設	破碎施設	圧縮施設	堆肥化施設	その他	小 計			
岩 国		3				3	2		5
柳 井						0			0
周 南	7	12	4	2	13	38	7		45
山口・防府		3	2	1	22	28			28
宇部・小野田	7	15	4	2	3	31	2	2	35
下 関		1	2		1	4			4
長門・萩	1	4	1		4	10	2		12
合 計	15	38	13	5	43	114	13	2	129

6 廃棄物処理法第15条の2の5の規定に基づく届出施設

施設の種類 ブロック	産業廃棄物処理施設						合 計
	廃プラス チック類 の破碎施 設	廃プラス チック類 の焼却施 設	木くずの 破碎施設	がれき類 の破碎施 設	紙くず、木くず、繊維くず、 動物若しくは植物に係る固形 状の不要物、獣畜若しくは食 鳥に係る固形状の不要物又は	産業廃棄 物最終処 分場(管 理型)	
岩 国	1		4				5
柳 井			2				2
周 南			4		1		5
山口・防府	2		7	1			10
宇部・小野田	2		5	3			10
下 関						1	1
長門・萩			3				3
合 計	5	0	25	4	1	1	36

注) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を当該施設で処理する場合において、あらかじめ廃棄物処理法第15条の2の5に基づき届出があったもの。

第7章 各主体の役割分担と計画の推進

第1節 主体別の取組

本計画に掲げる取組を着実に推進するためには、各主体が役割を認識し、連携・協働して、取り組んでいくことが必要です。

県民、NPO・民間団体、事業者、廃棄物処理業者、大学・研究機関、市町、県の各主体は、以下のような役割を担います。

1 県民

県民は、自らがごみの排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、大量生産・大量消費型の経済社会活動から、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革・定着を進めていくことが期待されます。

【具体的取組】

- 必要なものを必要な量だけ購入
- マイバッグやマイボトルの利用や簡易包装製品の選択（リデュース）
- 「やまぐち3きっちよる運動」（食べきり・食材の使い切り・水きり）等の実践や過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減（リデュース）
- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品について、過剰な使用を回避（リデュース）
- レンタル・リース・シェアリング・中古品の売買などのサービスの積極的な活用（リユース）
- 資源ごみ（食品トレー、ペットボトル等）の店頭回収、古紙の集団回収、廃家電の小売店での回収等への協力（リサイクル）
- ごみのポイ捨てなどの環境汚染につながる行為の禁止
- ルールに従った適正な廃棄物の分別・排出
- 紙やバイオプラスチックなど代替素材の利用
- 環境学習・環境教育や環境保全活動への積極的な参加
- 災害時の廃棄物の適正な排出など、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に対する協力

2 NPO・民間団体

NPO・民間団体は、自ら循環型社会形成に資する活動を行うことに加え、各主体の連携・協働のつなぎ手となることが期待されます。

【具体的取組】

- フリーマーケットなどの開催（リユース）
- フードバンク活動などによる、食品ロスの削減
- 地域住民のライフスタイルの見直しや3Rの推進等の地域の環境保全活動の促進

3 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、自らの社会的責務を果たすとともに、廃棄物処理法の基準等を遵守し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することなどが期待されます。

また、拡大生産者責任を踏まえて、製品の長寿命化や製品が廃棄物となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や、消費者等への適切な情報公開など透明性を高める努力が期待されます

【具体的取組】

- 循環資源や再生可能資源の使用比率の拡大（資源確保段階）
- 最新の技術や回収・リサイクルシステムの動向等を踏まえ、廃棄段階までを見据えた軽量化等の環境配慮設計の徹底や原材料素材の表示（生産・製造段階）
- ペットボトルや食品トレー、小型家電等の店頭回収（使用・流通段階）
- 食材の使い切りや、客の希望量に応じた食事の提供などによる食品ロスの削減
- 廃棄物の減量化に関する計画策定による減量化の推進（多量排出事業者）
- 適正な委託処理及びマニフェスト制度の遵守、電子マニフェストの積極的活用などトレーサビリティの強化
- 処理の委託先として、遵法性及び透明性が高い優良産廃処理業者の優先的な選択
- ISO14001 やエコアクション 21（EA21）などの環境マネジメントシステムの導入
- 行政施策への協力

4 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、法令遵守を徹底し、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源としてとらえ、可能な限り、再使用、リサイクル等を図るとともに、中間処理による減量化等により、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくことが期待されます。

なお、再使用等に十分に取組んだ上でも生じる廃棄物については、適正に最終処分することが期待されます。

【具体的取組】

- 適正な委託処理及びマニフェスト制度の遵守、電子マニフェストの導入
- 優良産廃処理業者認定の取得の推進
- 廃棄物処理施設の延命化等による確保
- ISO14001 やエコアクション 21（EA21）などの環境マネジメントシステムの導入
- 地域住民等に対する工場見学等の受入れや分かりやすい情報提供
- 行政施策への協力

5 大学・研究機関

大学・研究機関には、学術的・専門的な知見を充実させ、客観的かつ信頼できる情報を分かりやすく提供することなどにより、循環型社会形成に向けての政策決定や、県、市町、民間団体等の具体的な活動を促し、支えることが期待されます。

【具体的取組】

- 3Rの推進や廃棄物の適正処理に関する基礎研究や技術開発
- 3Rの推進に配慮したエコ・キャンパスの取組
- 地域循環圏の形成に向けた取組の評価と改善に向けた提言
- 海洋ごみ等、環境中の分布の現状及び将来予測、モニタリング手法に関する研究

6 市町

市町は、その地域内における一般廃棄物処理の統括的責任を有しています。そのため、一般廃棄物の3Rの推進や適正処理については、市町の一般廃棄物処理基本計画に基づく取組が期待されます。

特に、3Rに関しては、住民の自主的な取組を促進するとともに、地域の実情に応じた分別収集品目の拡大、ごみ焼却施設から排出される焼却灰等のリサイクル、中間処理施設の整備によるリサイクル等の推進が期待されます。

【具体的取組】

- 住民に対する廃棄物の3Rや適正処理等の普及啓発、環境学習・環境教育の推進
- 住民に分かりやすいごみ分別ルール の策定
- 小型家電の回収における住民への周知及び住民の利便性の高い回収方法の提供等による金属の再資源化の推進（アフターメダルプロジェクトへの参加等）
- 不法投棄等、不適正処理防止対策の推進（県職員への併任制度の活用）
- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築
- 事務・事業に伴う廃棄物の3R・適正処理の推進
- グリーン購入やグリーン契約などを通じたリユース製品、リサイクル製品の優先的な調達
- 3Rの推進や適正処理に関する県との連携・強化

7 県

県は、本計画を推進するため、県民、事業者、市町等に周知するとともに、廃棄物の排出・処理状況等の把握に努め、持続可能な循環型社会を形成していく上で、各主体間のコーディネーターとして役割を果たすよう努めます。

【具体的取組】

- 産業廃棄物の多量排出事業者に対する廃棄物の減量化に関する計画策定の指導
- 廃棄物処理業者等に対する産業廃棄物監視パトロール班等による監視・指導の強化
- 産業廃棄物処理施設の円滑な設置を促進するため、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づく適切な指導による地域の紛争防止
- 優良産廃処理業者の育成・支援
- (一社)山口県産業廃棄物協会等が実施する不法投棄廃棄物の回収・処理や各種講習会への協力・支援
- 公共関与による産業廃棄物の広域処理体制の推進
- 廃棄物の3Rや適正処理等の普及啓発、環境学習・環境教育の推進
- 「県庁エコ・オフィス実践プラン」の推進や環境への負荷の少ない事務・事業の執行
- グリーン購入やグリーン契約などを通じたリユース製品、リサイクル製品の優先的な調達
- 3Rの推進や適正処理に関する国、市町との連携

第2節 関係機関との連携

県内の各市町や幅広い団体が参加している「環境やまぐち推進会議」などと、各種施策の進行管理、総合調整、情報発信等を行いながら、本計画を効果的かつ効率的に推進します。

また、国や市町等とも密接に連携し、環境への負荷の少ない循環型社会システムづくりを進めます。

なお、県庁内においては、関係部局で構成する「山口県環境政策推進会議」を通じ、関係部局との連携を確保します。

1 環境やまぐち推進会議

県民、事業者、行政など幅広い団体に構成され、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの対策、循環型社会づくり、自然との共生等に関して協議を行い、参加団体による実践活動等を推進する「環境やまぐち推進会議」と連携し、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の形成に向けた統合的な取組を推進します。

2 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

県内の消費者団体、事業者、行政で構成され、容器包装廃棄物の削減に向けた取組を推進する「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」と連携し、容器包装廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

3 山口県食品ロス削減推進協議会

県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成され、生産・流通・消費の各段階で発生する食品ロスの削減に向けた取組を推進する「食品ロス削減推進協議会」と連携し、食品廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

4 山口県海岸漂着物対策推進協議会

県内の県民活動団体、業界団体、行政で構成され、日韓海峡海岸漂着物一斉清掃を始めとする海岸清掃活動等を推進する「山口県海岸漂着物対策推進協議会」と連携し、県民運動として海洋ごみの発生抑制、清掃活動等を促進します。

5 やまぐちエコ市場

本県が有する技術や人材等を最大限に活用し、新たな環境産業の育成や地域経済の活性化に向けた取組を推進する「やまぐちエコ市場」と連携し、企業単独の枠組みを越えた産学公民の連携による環境・リサイクルに関する事業化や企業マッチングを進め、先進的な資源循環型産業の振興を促進します。

第3節 計画の推進

1 推進体制

環境基本法第43条の規定により設置し、本県の環境保全に関する基本的事項を審議する「山口県環境審議会」や、県庁内の関係部局で構成する「山口県環境政策推進会議」において、各種施策の進行管理、総合調整を行いながら、本計画を着実に推進します。



図 7-3-1 推進体制

2 進行管理

計画で掲げた施策の実施状況、目標の達成状況等を適切に把握し、計画を着実に推進するために、PDCAサイクルを活用するとともに、その結果を山口県環境白書や県のホームページ等に掲載・公表することで、広く県民、事業者等に情報提供します。

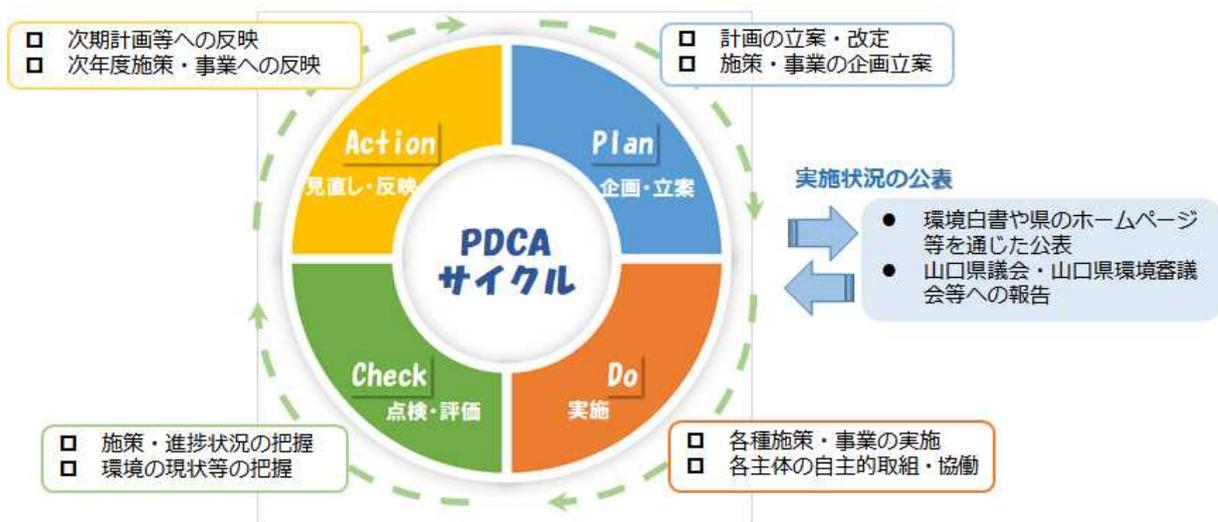


図 7-3-2 進行管理

3 施策の点検・評価

本計画は、5年ごとの見直しを原則としていますが、関係法令の制定・改正や国の基本方針の改定、その他社会経済情勢等に著しい変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。